

資料 3

例　　言

史跡仙台城跡整備基本計画(案)

- 1 本書は、宮城県仙台市に所在する国指定史跡仙台城跡の整備基本計画である。
- 2 本書は仙台市教育委員会が主体となり作成し、仙台市教育委員会生涯学習部文化財課の監理の下、編集に関わる作業を株式会社イビソクに委託した。
- 3 事業に関わる事務は、仙台市教育局生涯学習部文化財課が担当した。
- 4 本文内における仙台城跡という名称は、史跡指定地と未指定地の範囲を総称するものである。
- 5 城内の曲輪等の名称は、『仙台市史特別編7　城館』(2006 仙台市史編さん委員会編) を参考とし、基本的に『史跡仙台城跡保存活用計画』と同じものを使用する。
ただし、現在「三の丸」と呼称されている曲輪については、幕府提出用に天和2年(1682)に作成された「奥州仙台城井城下絵図」等の絵図において「東丸」の呼称が一般的であるが、現在「三の丸」の呼称がサイン等においても使用されていることから「東丸（三の丸）」とする。
- 6 本文の単語右上に付記している※印については、参考資料の用語集に説明を掲載している。

令和3年(2021)2月

仙台市教育委員会

史跡仙台城跡整備基本計画 目次

例言

第1章 計画策定の経緯と目的

1-1 計画策定の経緯	1
1-2 計画の目的	1
1-3 計画の対象範囲と計画期間	2
1-4 計画の構成	3
1-5 委員会の設置	4
1-6 関連計画との関係	6

第2章 計画地の環境

2-1 自然的環境	11
2-2 歴史的環境	17
2-3 社会的環境	24

第3章 仙台城跡の概要

3-1 史跡指定の状況	35
3-2 これまでの調査成果	40

第4章 仙台城跡の本質的価値

第5章 仙台城跡および広域関連整備の現状と課題

5-1 仙台城跡の現状と課題	46
5-2 広域関連整備の現状と課題	47

第6章 コンセプトと基本理念・基本方針

6-1 コンセプト	48
6-2 基本理念	48
6-3 基本方針	49

第7章 整備基本計画

7-1 全体計画および地区区分計画	52
7-2 遺構保存・修復に関する計画	68
7-3 調査等に関する計画	71
7-4 修景に関する計画	72
7-5 遺構表現に関する計画	77
7-6 動線計画	79
7-7 案内・解説施設に関する計画	85
7-8 便益施設に関する計画	89
7-9 地形造成に関する計画	90
7-10 公開・活用に関する計画	92
7-11 管理・運営に関する計画	96

第8章 事業計画

8-1 事業概要	97
8-2 事業計画期間で実施する整備	98
8-3 事業スケジュール	103

参考資料

参考資料1 関連歴史資産一覧	107
参考資料2 中間案に対するパブリックコメントの実施結果について	112
参考資料3 小・中学校アンケートの結果について	114
参考資料4 用語集	125

第1章 計画策定の経緯と目的

1-1 計画策定の経緯

仙台城跡は、仙台市の中心市街地の西方、青葉区川内及び荒巻字青葉に位置する近世城郭跡です。城郭として史跡指定を目指す範囲約103haのうち、本丸跡の一部や東丸（三の丸）跡などの範囲約66haが平成15年（2003）8月27日付で史跡指定されました。その後、平成22年（2010）2月22日、平成24年（2012）9月19日付追加指定により、史跡指定面積は令和2年度（2020）未現在、約70.3ha（703,644.72m²）となっています。

仙台市は、仙台城跡の保存管理と整備の基本方針として、平成16年（2004）3月に「仙台城跡整備基本構想」、平成17年（2005）3月に「仙台城跡整備基本計画」を策定し、その後計画に基づき調査及び整備に努めてきました。しかし、これら整備基本構想及び整備基本計画の策定から10年以上が経過し、東日本大震災の発生と復旧、地下鉄東西線の開通など、本市における社会情勢等が大きく変化しました。また、平成27年（2015）3月に文化庁から「史跡等・文化的景観マネジメント支援事業報告書」が出され、個別の史跡等の性質・状況に応じて、保存活用事業を適切に実施するため、保存管理のみならず、広く活用・整備等を視野に入れた保存活用計画策定の必要性が示されました。こうした状況の中で、仙台城跡の本質的価値を確認し、現状の課題を踏まえて、史跡の望ましい将来像を描き出し、その実現に向けた基本方針を明示するため、平成31年（2019）1月に「史跡仙台城跡保存活用計画」を策定しました。なお、平成31年（2019）4月1日には、文化財の保存と活用の計画的促進等を目的として、文化財保護法の一部改正が施行されました。

こうした経緯を踏まえ、「史跡仙台城跡保存活用計画」で示した方針に基づき、仙台城跡の整備及び活用の推進を図るため、平成17年（2005）3月策定の「仙台城跡整備基本計画」を見直し、新たに「史跡仙台城跡整備基本計画」（以下、「本計画」とします。）を策定することとなりました。

1-2 計画の目的

本計画は、「史跡仙台城跡保存活用計画」に基づき、「『仙台』発祥の地 仙台城跡をより城郭らしく市民が誇りを持てる場所へ～新たな杜の都にふさわしい歴史的眺望“政宗ビュー”の実現」をコンセプトに、仙台城跡の本質的価値を顕在化し、理想とする仙台城跡の姿を実現するため、整備の具体的な方針や方法を明示することを目的とします。

仙台市では、令和3年度（2021）より始まる新しい基本計画において「挑戦を続ける、新たな杜の都へ～“The Greenest City” SENDAI～」をこれからまちづくりの方向性として定め、仙台らしさが輝き、世界に誇れる「新たな杜の都」をつくることを目標としています。ここでは、本市が目指す都市の姿として「杜の恵みと共に暮らすまちへ」「多様性が社会を動かす共生のまちへ」「学びと実践の機会があふれるまちへ」「創造性と可能性が開くまちへ」の4つが掲げられています。

仙台城跡では、本市の都市個性を象徴する場所として、史跡整備を計画的に進め、歴史と趣を感じる城郭らしい景観と来訪者が学びを楽しむことのできる環境を実現し、「新たな杜の都」のまちづくりに資することを目指します。

1-3 計画の対象範囲と計画期間

(1) 計画の対象範囲

本計画の対象とする範囲は、原則として仙台城跡の史跡指定地内とします。ただし、必要に応じて、指定地周辺を含めた一体的な計画も検討します。

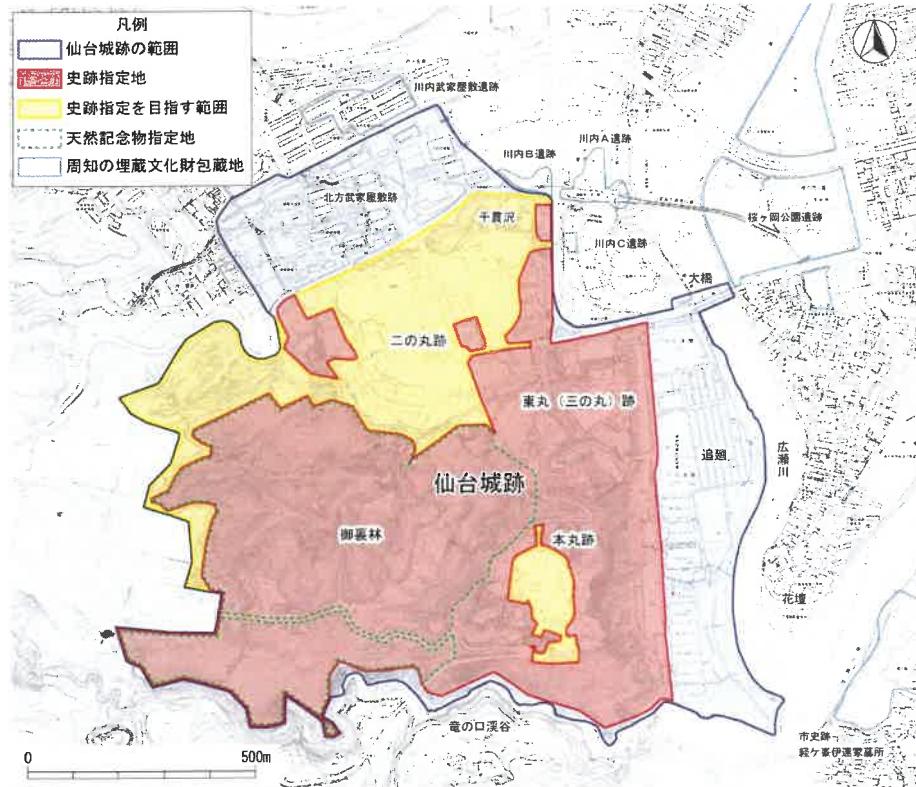


図 1-1 計画対象範囲

(2) 計画期間

本計画は、「史跡仙台城跡保存活用計画」に基づく令和20年度（2038）までのおおむね18年間を対象期間をとし、この期間における整備目標を策定するものです。なお、令和3年度（2021）から令和12年度（2030）の10年間に、優先的に実施する整備内容については、第8章（P. 97）の事業計画で示します。

令和13年度（2031）以降の事業計画については、整備の進捗状況や社会情勢等の変化を考慮し、事業計画期間の後期（令和8～12年<2026～2030>）に検討します。

1-4 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。

第1章 計画策定の経緯と目的 (P. 1-10)

計画策定の経緯と計画目的、計画期間、計画の構成等について記載

第2章 計画地の環境 (P. 11-34)

仙台城跡の自然的・歴史的・社会的環境について記載

第3章 仙台城跡の概要 (P. 35-42)

史跡指定の状況と各種調査成果について記載

第4章 仙台城跡の本質的価値 (P. 43-45)

仙台城跡の特質を表す本質的価値を「歴史」「文化」「自然」の3つの観点から5つに整理

第5章 仙台城跡および広域関連整備の現状と課題 (P. 46-47)

仙台城跡および関連歴史資産の現状と課題を整理

第6章 コンセプトと基本理念・基本方針 (P. 48-51)

本計画のコンセプトと、「保存・継承」「安全・学び」「地域活性化・観光」をテーマとした3つの基本理念および、それに基づく基本方針について記載

第7章 整備基本計画 (P. 52-96)

全体計画では、整備全体の考え方や整備の基準となる時期について記載し、地区区分計画では6つの整備ゾーンと14の整備区域毎に現状と課題、対応方針を記載

7-1 全体計画および地区区分計画

7-2 遺構保存・修復に関する計画

遺構保存と修復の手法について記載

7-3 調査等に関する計画

史跡の整備に向けて必要となる各種調査について記載

7-4 修景に関する計画

植生を含む史跡の景観を構成する要素について整備方針を記載

7-5 遺構表現に関する計画

遺構表現の手法を記載し、手法毎に対象となり得る遺構を整理

7-6 動線計画

現状の動線について課題を整理した上で、整備方針に基づく新たな動線案（モデルコース）を記載

7-7 案内・解説施設に関する計画

ガイダンス施設と、既設のものを含めたサイン施設の整備方針について記載

7-8 便益施設に関する計画

史跡指定地内の休憩施設、トイレ、照明等の便益施設について記載

7-9 地形造成に関する計画

史跡指定地内における自然地形の保存と、往時の地形復元にかかる整備方針を記載

7-10 公開・活用に関する計画

史跡の公開と活用の方針および関連歴史資産との連携について記載

7-11 管理・運営に関する計画

史跡の管理・運営の方針や体制について記載

第8章 事業計画 (P. 97-106)

10年間の計画期間内に実施する整備事業について記載

【前期】令和3～7年度

【後期】令和8～12年度

1-5 委員会の設置

(1) 委員会の設置

本計画の策定にあたっては、「仙台城跡保存活用計画等検討委員会」（委員9名）を設置し、検討を行いました。

（委員会名簿） 委員長 北野 博司（東北芸術工科大学教授）

副委員長 菊池 慶子（東北学院大学教授）

委員 稲葉 雅子（株式会社たびむすび代表取締役）

小齋 憲博（NPO法人仙台城ガイドボランティア会理事長）

今野 薫（仙台商工会議所専務理事）

庄司 弘美（仙台市社会学級研究会会长）

馬場たまき（尚絅学院大学准教授）

藤澤 敦（東北大大学教授）

山田 淳（株式会社河北新報社事業局次長兼スポーツ事業部長

兼文化事業部長）

（オブザーバー） 宮城県教育庁文化財課 関口 重樹

斎藤 和機

（事務局）

平成30年度 教育長 佐々木 洋 生涯学習部長 佐藤ゆうこ

副教育長 加藤 邦治 文化財課長 長島 栄一

次長 佐藤 正幸 仙台城史跡調査室長 渡部 紀

平成31年度および 教育長 佐々木 洋 生涯学習部長 佐藤ゆうこ

令和元年度 副教育長 金子 雅 文化財課長 長島 栄一

次長 本木 一昭 仙台城史跡調査室長 鈴木 隆

令和2年度 教育長 佐々木 洋 生涯学習部長 筒井 幸子

副教育長 金子 雅 文化財課長 長島 栄一

次長 本木 一昭 仙台城史跡調査室長 鈴木 隆

(2) 委員会の経過

第7回 平成31年3月14日（木）仙台市役所上杉分庁舎 教育局第1会議室

・整備基本計画の構成と検討の進め方について

・基本理念と基本方針、全体計画及び地区区分計画について

第8回 令和元年6月6日（木）仙台市役所上杉分庁舎 教育局第1会議室

・整備基本計画の検討

第9回 令和元年10月31日（木）仙台市役所上杉分庁舎 教育局第1会議室

・今後の策定スケジュールおよび検討内容について 仙台城跡の本質的価値について

・整備の課題および考え方について

第10回 令和2年1月20日（月）仙台市役所上杉分庁舎 教育局第1会議室

・仙台城跡の本質的価値について

第11回 中止

令和2年3月の開催を計画していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、令和2年7月22日（水）に委員への資料送付のみ行った。

・令和元年度検討委員会の意見と現時点での考え方

・整備基本計画 構成案

・整備基本計画 本文案

第12回 令和2年8月6日（木）

・第11回委員会送付資料の意見聴取

・整備基本計画 本文案

第13回 令和2年10月28日（水）

・整備基本計画中間案（草案）の検討

第14回 令和3年2月3日（木）

・パブリックコメントの結果報告

・整備基本計画（案）の検討

※本計画の審議は「史跡仙台城跡保存活用計画」策定より継続であるため第7回委員会からの開催となっています。

(3) 文化庁の指導

令和元年7月17日（金）に、文化庁文化資源活用課 整備部門 五島昌也調査官の指導を受けました。

令和2年10月2日（金）、令和2年12月23日（水）、令和3年〇月〇日（〇）に、文化庁文化資源活用課 整備部門 市原富士夫調査官の指導を受けました。

(4) 教育委員会の議決

令和3年〇月〇日（〇）に開催された定例教育委員会において、計画が議決されました。

現在策定中の計画については、中間案等を参考に暫定的に記載しています。
(令和3年²月現在)

1-6 関連計画との関係

上位計画として、「仙台市基本計画」（令和3年3月）があり、教育行政上の上位計画として、「仙台市教育構想2021」（令和3年3月）があげられます。

関連計画については次のものがあります。史跡の保存及び活用にかかる個別計画として「史跡仙台城跡保存活用計画」（平成31年1月）があります。環境・景観に関する計画として、「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（令和3年3月）、「仙台市『杜の都』景観計画」（平成21年3月）、「仙台市みどりの基本計画」（平成24年7月）があります。まちづくりに関しては、市域全体として「仙台市都市計画マスター・プラン」（令和3年3月）があり、地下鉄東西線の駅ごとの計画として、「東西線沿線まちづくりの基本方針」（平成25年7月）があります。史跡指定地は都市公園である青葉山公園と一部が重複しており、公園整備計画として「青葉山公園整備基本計画」（平成25年3月）、「青葉山公園（仮称）公園センター基本計画」（平成29年4月）があります。

各計画のうち、主に仙台城跡と関わる部分を以下にまとめます。

（1）上位計画

①仙台市基本計画（令和3年3月）

基本計画においては、まちづくりの理念として「挑戦を続ける、新たな杜の都へ～“The Greenest City” SENDAI～」を掲げています。また、目指す都市の姿として「杜の恵みと共に暮らすまちへ」「多様性が社会を動かす共生のまちへ」「学びと実践の機会があふれるまちへ」「創造性と可能性が開くまちへ」の4つを定めています。そして、4つの目指す都市の姿の実現に向け、8つの「チャレンジプロジェクト」を掲げ、その一つである「ライフデザインプロジェクト」では、実施の方向性として、まちの至る所で学びと実践の機会がある環境をつくるとしています。

目指す都市像の実現に向けて取り組む施策の一覧においては、「歴史と趣を感じる景観をつくる」として、仙台城跡、陸奥国分寺跡・国分尼寺跡などの文化財の保存及び活用を進めるとしています。同じく、「学びを楽しむ環境を整備する」として仙台城跡について、市民や観光客が楽しみながら学べる空間としての活用を図るなど、日本遺産である「伊達」な文化を感じることができる環境づくりを進めると示しています。

②仙台市教育構想2021（令和3年3月）

仙台市教育構想2021は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく「教育の振興に関する施策の目標や根本となる方針を定める大綱」と、教育基本法に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」を一体化して策定されたものです。

基本理念を「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、たくましく、しなやかに自立する人を育てます」とし、基本理念の実現に向けて6つの基本方針を定めています。

基本方針V「学びでつながり、郷土を愛し絆を深める地域づくり」では、豊かな歴史・文化を活用した学びの機会づくりとして、仙台の歴史や文化の継承と発信を掲げ、施策の取組方針として、史跡仙台城跡保存活用計画と整備基本計画に基づき、遺構等の保存と活用を図りながら、次世代へ継承するとともに、城郭らしい景観の顕在化や歴史的眺望の実現に向けた整備を進めると示しています。

（2）史跡仙台城跡保存活用計画（平成31年1月）

保存活用計画では、9つの望ましい将来像を大綱として示し、これらの実現に向けて、保存・活用・整備の基本方針を定めています。

保存の基本方針では、史跡の本質的価値や史跡指定地と重複する天然記念物の保全を図ること、保存のための調査研究を行うこと、現状変更に関する方針を適切に運営すること、車両通行と遺構保護・活用の両立を図る対策を検討すること、史跡追加指定を目指す範囲の確実な保存と指定同意の働きかけを継続することを示しています。

活用の基本方針では、仙台城跡の遺構や発掘調査成果の積極的な公開に努めること、仙台城跡の価値を分かりやすく伝えるための環境整備をすること、仙台の歴史を学ぶ機会を創出すること、仙台城跡を觀光資源として活かし、地域のまちづくりにつなげられるよう検討すること、日本遺産の構成文化財や市内のほかの文化財と一緒にした活用を図ること、史跡指定地と重複する天然記念物について、東北大植物園と連携・調整をして活用を図ることを示しています。

整備の基本方針では、保存と活用のために計画的に整備事業を実施すること、「仙台城跡整備基本計画」を見直し計画の実施にあたっては、その進捗状況を定期的に検証すること、整備事業の計画立案にあたって、調査成果を十分に検討し、史跡の価値の正しい理解につながるようにすることを示しています。

（3）環境・景観に関する計画

①杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）（令和3年3月）

本市の環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向を定めるものであり、市・市民・事業者等が一体となって杜の都の環境づくりを進める上で、道しるべとなるものです。「杜の恵みを活かした、持続可能なまち」を目指す環境都市像に掲げ「快適環境都市づくり」の施策の方向として、地域の自然や歴史・文化に根差した美しい景観など、地域の環境資源を保全・創造するとともに、これらの資源を活かし、五感で楽しめる魅力的なまちづくりを進めとっています。

②仙台市「杜の都」景観計画（平成21年3月、平成25年6月一部変更）

本市の景観形成の基本テーマを「杜の都の風土を育む風格ある景観づくり」としています。市全体を景観計画区域としており、その内部をゾーン分けしています。また、旧城下を景観重点区域としており、その内部をゾーン分けしています。

景観計画区域では、本丸跡は「行楽地ゾーン」に区分され、「仙台を代表する仙台城跡から、水平線や丘陵地の稜線への眺望を保全する。」としています。そのほか仙台城跡周辺は「河川・海岸地ゾーン」に区分され「名取川、広瀬川、七北田川等の中流域は、自然環境と市街地環境が調和する景観形成を行う。」としています。

③仙台市みどりの基本計画《2012-2020》（平成24年7月）

本市の杜の都の環境をつくる条例第10条に規定された計画であり、基本理念を「みんなで育む「百年の杜」」としています。

将来像図では、本史跡は、みどりのネットワークのうち「歴史・文化のみどり」として、都心部を取り囲み、杜の都の風格を与えるみどりのネットワークの一部であり、また、みどりの市街地のうち「みどりの拠点」の一部と設定されています。また、「百年の杜」の実現に向けた基本方針と重点プロジェクト

のうち、「基本方針IV 仙台らしさを育む」で「みどりの地域資源活用プロジェクト」として「歴史的・文化的資源の保全と活用」を行い、「百年の杜」シンボルエリアプロジェクトとして「広瀬川沿いのみどりの拠点整備」の対象とされています。

※なお、仙台市みどりの基本計画は改定に向けた検討を進め、令和3年5月までに改定予定です。

(4) まちづくりに関する計画

①仙台市都市計画マスターplan（令和3年3月）

都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、本市の都市づくりに関わる人々と共有しやすい形で長期的な視点に立った都市の将来像を示し、実現に向けての大きな道筋を明らかにしておくことを目的としています。

都市づくりの目標像に「選ばれる都市へ挑戦し続ける“新たな杜の都”」を掲げ、仙台城跡については市民や観光客が共に親しみ学ぶことができるよう、仙台城跡保存活用計画及び仙台城跡整備基本計画にもとづく整備を推進するとしています。

②東西線沿線まちづくりの基本方針（平成25年7月）

東西線沿線のまちづくりは、「市民の誰もが暮らしやすい、公共交通を中心とした機能集約型都市の形成を先導しながら、新たな都市の魅力と活力の創造」を理念としています。

国際センター駅周辺のまちづくりの目標については、「仙台城跡、青葉山、博物館、国際センター、東北大大学など、仙台を代表する多様な魅力をさらに磨き、駅を中心につなぐことにより、国内外から多くの人が集まり、新たな交流が生まれる、学術文化交流拠点の形成を目指す」としています。

(5) 公園整備に関する計画

①青葉山公園整備基本計画（平成25年3月）

公園整備の基本目標として「仙台の誇りを育み心に染み入る歴史と自然の景域づくり」としています。公園の空間構成としては、史跡指定地区を「歴史・文化ゾーン」、追廻地区を「いこい・にぎわいゾーン」及び「自然散策ゾーン」、国際センター地区を「交流ゾーン」に区分しています。「歴史・文化ゾーン」は、仙台城跡整備基本計画を基本とし、本丸跡の遺構等の保全、水堀の再生等による歴史的な景観の充実により、来訪者に歴史と文化を堪能してもらう空間、「いこい・にぎわいゾーン」は新たに整備される青葉山公園（仮称）公園センターを起点に、広瀬川や本丸跡の眺望等、広がりと奥行きを持った空間を展開し、活動の場としても機能する空間、「自然散策ゾーン」は広瀬川や竜ノ口等、豊かな自然が残る貴重な周辺環境を生かした自然散策を行える空間、「交流ゾーン」は国際センター駅からの公園の玄関口として良好な景観を生かしながら、市内外の来訪者の交流の場としての機能を持つ空間とするなどと示しています。

②青葉山公園（仮称）公園センター基本計画（平成29年4月）

令和3年度の工事完了を目指し整備を進めている青葉山公園（仮称）公園センターは、青葉山公園整備基本計画で「ビジターセンターとしての機能をベースとしつつ、青葉山公園の玄関口という立地特性や藩政時代からの歴史性を踏まえた仙台の歴史・文化を発信する場」として位置付けられています。本史跡に特に関係する内容としては、情報発信機能として、仙台・青葉山を知るきっかけとなる情報を提供し、「歴史・文化については概略をつかみ、詳しい情報は仙台市博物館、仙台城見聞館、各歴史遺構等に赴き、理解が深められることを期待すると示しています。

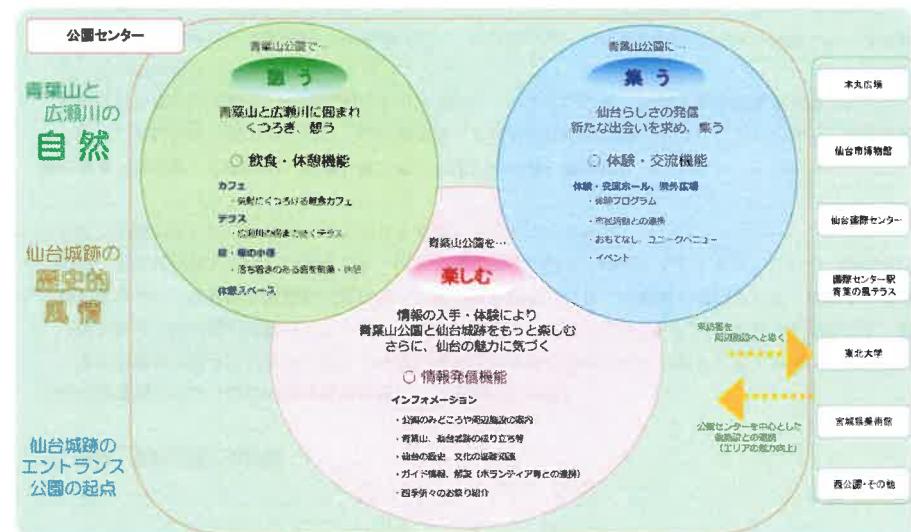


図1-2 公園センターの機能（「青葉山公園（仮称）公園センター基本計画」平成29年4月より）

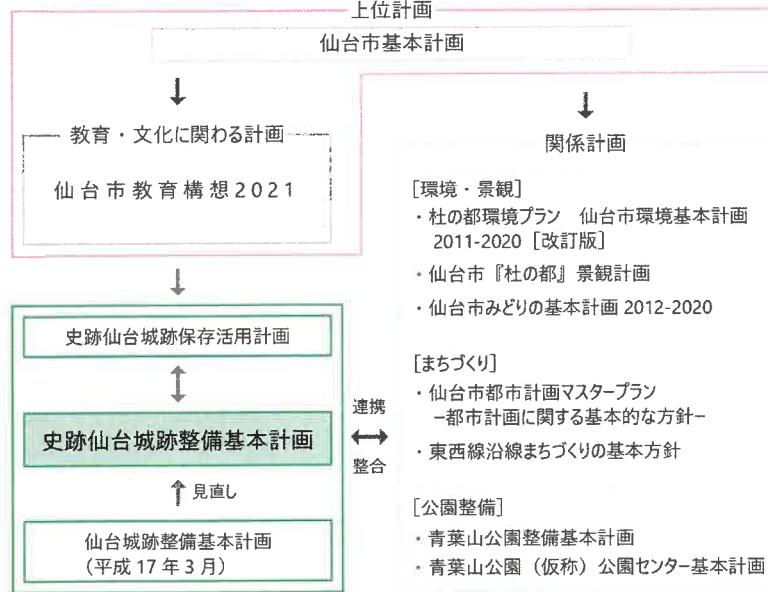


図1-3 関連計画の関係

第2章 計画地の環境

2-1 自然的環境

(1) 仙台城跡の位置

仙台市は、宮城県のほぼ中央に位置しています。市域は東西50.579km、南北31.204kmと東西に長く、面積は約786km²です。東は太平洋に面し、北は富谷市、多賀城市、西は山形市、南は名取市、川崎町に接しています。

仙台城跡は、仙台市の中心市街地の西方にある青葉山丘陵の広瀬河畔に面する先端部に位置しています。



図2-1 仙台市全域図（「データ仙台2019」の図を引用し加工）

(2) 仙台市の気候

太平洋に面した海洋性気候※のため寒暖の差が少なく、冬は奥羽山脈からの乾いた北西の風のために積雪も少ない特徴があります。過去10年間(2010～2019)の記録によると、年平均気温は13.2℃（最高37.3℃、最低-7.4℃）、平均年間合計降水量は1,281.1mmです。令和元年（2019）の記録では、年平均気温13.6℃（最高36.1℃、最低-3.6℃）、合計降水量1,389.5mm、最深積雪は7cm（1月）です。

（参考：気象庁ホームページ「過去の気象データ・ダウンロード」「日ごとの値」）

(3) 仙台城跡の地形

青葉山丘陵は仙台市街地の西方に位置し、鮮新統※の仙台層群と中部更新統※青葉山層で構成されます。丘頂部には4面の高位段丘面（高位より青葉山Ⅰ～Ⅳ面）が分布し、南西から北東にかけて高度を減じています。標高は青葉山Ⅰ面で190～200m程度、青葉山Ⅳ面で90～120m程度です。小河川による開析はそれほど進行していませんが、例外として竜の口沢のみが深い峡谷となっています。青葉山丘陵の南東縁は、長町一利

府線に限られ低地と接しています。また、長町一利府線とその副断層である大年寺・鹿落坂両断層は、青葉山面（丘陵）に変位をもたらし、大年寺山付近には隆起帯が形成されています。

仙台城跡の各曲輪は段丘面に位置しており、本丸跡は青葉山段丘、二の丸跡は仙台上町段丘、東丸（三の丸）跡および追廻地区は仙台下町段丘にあたります。

（参考：『仙台市史 特別編1 自然』平成6年3月）

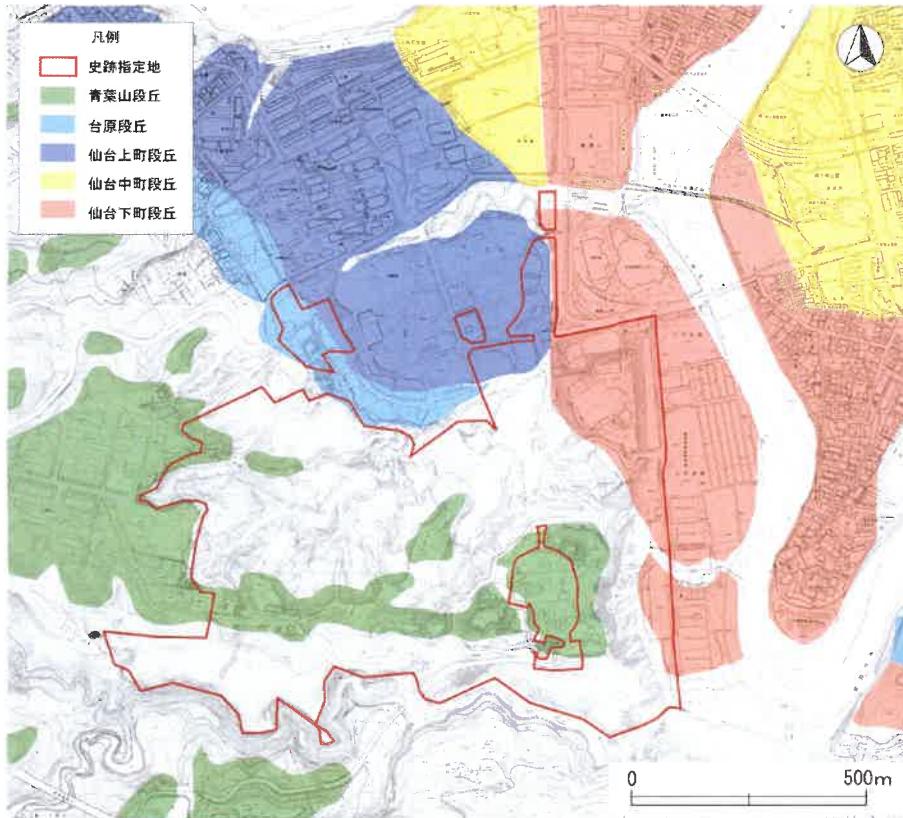


図2-2 仙台城跡周辺の段丘分布図（『仙台市史 特別編1 自然』所収の図を引用し加工）

（4）仙台城跡の地質

青葉山には、鮮新統の仙台層群が下位から「竜の口層」「向山層」「大年寺層」の順にあり、上位に更新統の「青葉山層」が分布しています。

「竜の口層」は、主にシルト岩・砂岩及び凝灰岩からなり、多種類の動植物化石を産出しています。「向山層」は、主に砂岩・シルト岩・凝灰岩、亜炭※からなります。大年寺層との境界に近い層準には厚さ80cm～1m、最大2mの亜炭層があり、かつて燃料として採掘が行われていました。

「大年寺層」は、主に砂岩及びシルト岩からなり、一部に亜炭を挟んでいます。

「青葉山層」は、下部の二ツ沢礫層と上部の越路火山灰からなります。二ツ沢礫層は径5～30cmのよく円磨された安山岩礫を主としています。越路火山灰は数枚の降下火山灰からなりますが、暗赤褐色粘土質火山

灰を主としています。

亜炭採掘は、明治時代から昭和40年代まで行われていました。採掘が行われなくなった後、本丸跡付近の坑道では、昭和63年（1988）に充填閉塞工事が行われています。

（参考：『仙台地域の地質』地質調査所 昭和61年）

『青葉山公園仙台城石垣修復工事（仙台城跡本丸北壁石垣）工事報告書』仙台市建設局 平成18年）

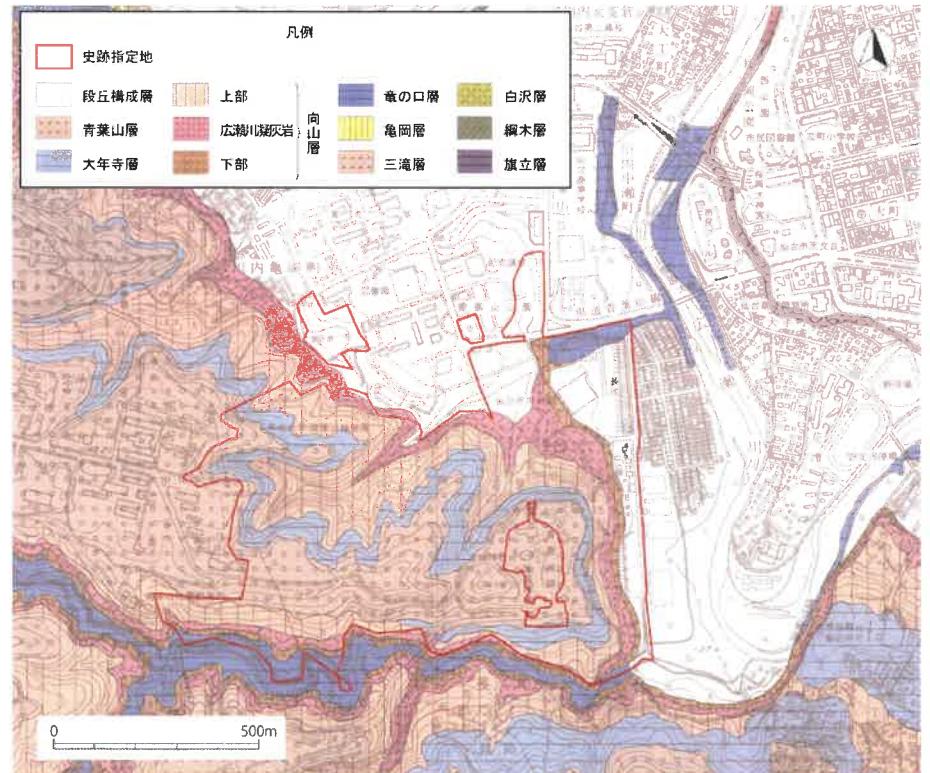


図2-3 仙台城跡周辺の地質分布図（『仙台城址の自然』1990付図を引用し加工）

（5）仙台城跡周辺の動植物

仙台市教育委員会は、平成元年（1989）に仙台城跡自然環境総合調査会（代表 加藤陸奥雄）に委託し、仙台城跡の自然環境の調査を行い、平成2年（1990）に報告書を刊行しました。

以下に、主に各地区で確認された動植物について抜粋して掲載します。

①植物

ア. 東北大学理学部附属植物園（御裏林）

園内は、モミやアカマツの自然林とコナラの二次林がほとんどで、これにブナやイヌブナなどが混生します。モミ、イヌブナ林にはアカガシ、シラカシ、ウラジロガシ、アラカシ等のカシ類も良く混じり、暖温帯林から冷温帯林への移行帶の中間温帯林です。沢筋ではサワシバ、アカンデ、イヌシデ

なども多く混じります。これらの森林の一部は、東北大学に移管される以前は薪炭林として間伐されたところもあったようですが、植物園として保護された結果、現在では本来の植生がよく回復しています。カヤラン、マツラン、ノキシノブ、ヒメノキシノブなどの着生植物が豊富に見られることも森林の発達状態の良さを物語っています。林床にはスズタケ、ヒメノヤガラ、ムヨウラン、ユウシュンラン、オヤリハグマ、センダイトウヒレン、ヒメシャガ、サクラソウ、オオケタネツケバナ、ミズ、ウワバミソウ、ニッコウネコノメ、ヤマネコノメソウなどがみられます。

コケ植物は、地上生の種類も樹幹上を覆うものも、本沢では種類、量ともに豊富です。

イ. 本丸跡 宮城縣護國神社境内地・本丸広場

本丸跡は人手がかなり入っており、青葉城本丸会館西側の小山（天守台）にやや自然の景観が残されているすぎません。この小山をはじめ、神社境内地には以下の植物が確認できます。

スギ、ケヤキ、イヌシデ、コナラ、アカガシ、シロダモ、モミ、カヤ、イヌツゲ、アオキ、イタヤカエデ、サクラ、タカオカエデ、ヒノキ、サンゴジュ、ネズミモチ、アセビ、ホオノキ、ヤブラン、アズマザサ、アズマネザサ、ウラシマソウ、ヤブコウジ、ヤプラン、ジャノヒグ

ウ. 本丸石垣

ノキシノブ、ヒメユキシノブ、ユキノシタなどが着生しています。

エ. 本丸から川内への市道沿い

アカマツ、スギ、ヒノキが植栽されるほか、ケヤキやモミも残っています。夏にはウバユリが林立します。

オ. 東丸（三の丸）跡

この地域の大部分が博物館の敷地となっており、自然の植生がほとんど残っていません。

（五色沼周辺・博物館裏）アカマツ、アカシデ、シロヤナギ、エノキ、ヤマグワ、オニグルミ、シロダモ、コナラ、ネムノキ、ケンポナシ、ミズキ、ヤブデマリ、オオイタドリ、ヤブコウジ、リュメンシダ、オオケタネツケバナ

（植林されたもの）ヤマザクラ、ソメイヨシノ、トチノキ、スギ

カ. 川内・追廻

この地域の大半は人為的な環境であり、在来種のほかに街路樹、園芸植物、帰化植物などが多くみられます。コケ植物でも人為的影響が強く、自然植生と違った種がみられます。千貫沢には、胸高直径60cmにおよぶモミやケヤキを交えた小規模な林が残っています。

（街路樹）メタセコイア、ヒマラヤスギ、ユリノキ、サクラ類、ボプラ、ヤナギ類、ケヤキ
（住宅地・路傍）オオイヌノフグリ、ヒメオドリコソウ、オランダミミナグサ、アカミタンポポ、セイヨウタンポポ、ノボロギク、スズメノカタビラ、タチタネツケバナ、カモガヤ、イヌムギ、ヒメムカシヨモギオアレチギク、ヒメジョオン、サギゴケ、ヤブタビラコ、オニタビラコ、チコグサ、ヤマイ、クサイ、ヒメクグ

（川内記念講堂裏の沢）モミ、ケヤキ、スギ、シラカシ、シロダモ、カヤ、イヌツゲ、アオキ、アズマザサ、ツルマキ、キヅタ、オドリコソウ、タネツケバナ、ネコノメソウ

キ. 龍の口渓谷

急峻な斜面には地形的極相林であるアカシデ林が帶状に成立し、また自然崖にはススキもみられます。崖の壁面にはタヌキランやダイモンジソウが着生し、壁面の中腹から谷底にかけてはツクシハギやキハギが多い。そのほかの場所には以下の植物が確認されています。

（川岸）クリ、コナラ、アカガシ、アカシデ、エドヒガン、アズマネザサ、ミヤギザサ、スズタケ、タニウツギ、アカメガシワ、オオイタドリ、シラネセンキュウ

（台地上）シロダモ、アオキ、イヌツゲ

（乾いた岩上）シロヤナギ、イヌコリヤナギ、タチヤナギ

（「仙台城址およびその周辺地域の植物相」『仙台城址の自然』仙台市教育委員会
平成2年を参考に作成）

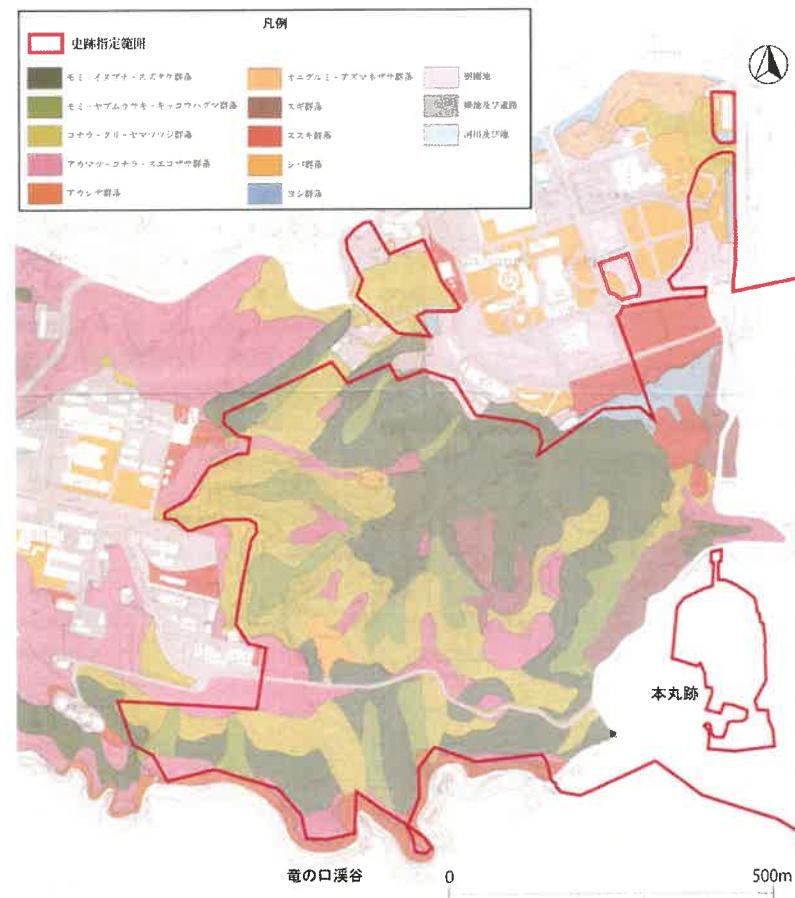


図2-4 御裏林とその周辺の植生分布図（『仙台城址の自然』1990付図を引用し加工）

②動物

ア. 哺乳類

仙台城跡を含む青葉山に生息する哺乳類では、ホンシュウモモンガ、ニッコウムササビなどが注目される種であり、そのほかにも下記の種の生息が確認されています。

ホンシュウヒミズ、アズマモグラ、ニホンヤマコウモリ、ニホンリス、ホンドハタネズミ、ホンドアカネズミ、ホンドヒメネズミ、ホンドタヌキ、ホンドイタチ、ホンドテン、ハクビシン、トウホクノウサギ、ニホンツキノワグマ、ニホンカモシカ

ニホンカモシカは特別天然記念物に指定されており、仙台城跡の石垣周辺でも出没が確認されています。また、クマは、まれに市道付近でも出没が確認されることがあり、市では注意喚起の看板を設置しています。

イ. 両生類など

両生類と爬虫類は、植物園内では概ね人里から丘陵地に見られる種が確認されますが、トウホクサンショウウオやタガガエルのように、丘陵地から山地にかけて生息する種も含まれており、植物園の自然環境の良好さを物語っています。

ウ. 鳥類

仙台城跡全体では鳥類は豊富に観察され、平成元～2年（1989～1990）の調査とそれ以前に確認されたものを合わせると15目36科121種であり、日本産の鳥類のうち21.8%が確認されました。内訳は、水辺の鳥類が15%程度、山野の鳥類が85%で構成され、山野の鳥類のうちスズメ目、キツツキ目の中鳥類が60%を占めています。仙台城跡周辺で普通種とみられるものには、カルガモ、コゲラ、ヒヨドリ、エナガ、シジュウカラ、メジロ、スズメ、ムクドリ、カラス類、トビ等が挙げられます。また、そのほかわずかに見られるものとして、アオバズク、オオタカ、チョウゲンボウなどが確認されています。オオタカは国内希少野生動植物種とされていましたが、平成29年にその指定が解除されました。しかし、食物連鎖の頂点に位置し、豊かな里地里山生態系のシンボルともいえる貴重な種です。

（「仙台城址・青葉山地域の哺乳類」、「仙台城址およびその周辺地域の鳥類」

『仙台城址の自然』仙台市教育委員会 平成2年の内容を参考に作成）

参考文献：小野泰正「仙台市青葉山地域の動物相」『青葉山保存緑地調査報告書』

昭和54年（1979）青葉山保存緑地調査臨時専門委員会
環境省ホームページ「生物多様性保全上重要な里地里山」
東北大学植物園ホームページ

2-2 歴史的環境

（1）仙台城跡の歴史的変遷

①中世以前

本丸北壁石垣の修復工事に伴う発掘調査及び二の丸跡の大学施設建設に伴う発掘調査では、縄文土器、石器が出土しています。また、追廻地区の発掘調査では、弥生土器、古代の瓦（縄叩きのある平瓦）が出土しています。二の丸跡の西縁部では、平安時代の窯跡の可能性が考えられる遺構が発見されています。

②中世の遺構

二の丸跡西側に、「川内古碑群」として登録されている板碑^{*}2基があります。一つは正安4年（1302）、もう一つは弘安10年（1287）の造立です。また、城跡の南東にある仙台大神宮に弘安5年（1282）造立の板碑がありますが、元は扇坂付近にあったと伝えられています。経ヶ峯をはじめ近隣にも板碑が点在していることから、青葉山をはじめとする平野部西辺の丘陵部は、中世のある時期には盆地とみられていたと想定されています。

観応2年（1351）の岩切城合戦^{*}に関する文書（「和賀義勝代野田盛綱軍忠状」『鬼柳文書』）に「虚空藏城（樅）」の記載があります。江戸時代に書かれた「東奥老士夜話」には本丸にはかつて虚空藏・千体の堂があり、伊達政宗による築城の際に愛宕山に移したと記されています。この内容から、「虚空藏」城が仙台城かその周辺に存在した可能性が考えられています。

慶長5年（1600）12月の繩張^{*}始めの記事（「貞山公治家記録」）（慶長五年十二月二十四日条）伊達家寄贈文化財（古記録）、仙台市博物館蔵）には、かつて国分盛氏が居住していたとあります。また、同じ記事には城の側に千体仏があったと記されています。市内の満蔵寺、大満寺、仙台大神宮には、かつて仙台城にあったと伝えられる千体仏が祀られています。

本丸北壁石垣の修復工事に伴う発掘調査では、築城に伴う整地層の下層から、虎口^{*}跡や堅堀^{*}などが発見されています。仙台城の築城に際し、築城以前にあった山城^{*}の遺構を埋め立てて曲輪を再構築していることが発掘調査により確認ましたが、山城跡の時期や繩張りの詳細などについては、現在のところ不明です。

③仙台城築城

伊達政宗は、慶長5年（1600）12月に繩張始めを行い、翌慶長6年（1601）1月から築城を開始しました。普請^{*}（工事）は、慶長7年（1602）にはほぼ完成したといわれています。少なくとも作事はその後も続いたとみられ、本丸御殿大広間は、慶長15年（1610）に完成しています。

なお、政宗が中国唐代の漢詩をもとにそれまでの表記である「千代」を「仙人が住む高台」を意味する「仙台」へと変えたのも、仙台城築城に前後する時期であったと考えられます。

政宗は、寛永4年（1627）に幕府の許可を得て仙台屋敷構（若林城）の造営を始め、寛永5年（1628）に移徙^{*}し、晩年の住まいとしました。

④二の丸の造営

寛永13年（1636）に政宗は江戸屋敷で死去します。2代藩主忠宗は、寛永15年（1638）幕府の許可を得て屋敷構（二の丸）の造営を開始し、寛永16年（1639）6月に移徙しました。造営にあたっては、政宗の死去に伴い廢城となった若林城の建物の多くが移築されたといわれています。

二の丸の地は、伝承では政宗四男の宗泰の屋敷があったといわれ、元和6年（1620）に政宗長女の五郎八姫の屋敷である西屋敷が建てられました。当初の二の丸は、西屋敷の隣に造営されていましたが、元禄年間（1688～1704）4代藩主綱村は西屋敷を取り込む形で改造しました。文化元年（1804）、落雷による火災で焼失しその後再建されました。二の丸詰門の東には勘定所、破損方会所※、七十間兵具蔵などが配置されていました。

二の丸造営後の本丸は、大広間や懸造※などが残され、年中行事としての祈祷や、藩主が入府した際に儀礼を行う場などとして幕末まで使用されていました。

⑤城の維持管理

仙台城跡は地震や大雨などによる被害により、石垣や土手などの修復が繰り返し行われた記録があります。特に大きな被害は地震によるものです。正保3年（1646）には、地震により石垣が崩れ、本丸の櫓3棟が倒壊しています。倒壊した櫓は再建されませんでした。寛文8年（1668）には、地震により城内各所の石垣が崩れ、特に本丸北部の石垣が大きく崩れました。石垣や土手などの修復の普請にあたっては、幕府に修復窓を提出し、許可を得て修復を行っています。現在、修復許可の老中奉書の写しおよび正文は、内容を別に記録したものも含め多数確認されています。

⑥明治維新と陸軍の配置

明治元年（1868）、仙台藩は新政府軍に降伏しました。明治2年（1869）、版籍奉還に伴い、二の丸に勤政庁※が置かれました。明治4年（1871）には廃藩置県により仙台県となり、二の丸には陸軍の組織である東北鎮台※が置かれました。明治6年（1873）、全国の城郭の取扱いを定めた「全國城郭存廢ノ処分並兵營地等撰定方」で、存城（城として残す）とされました。また、東北鎮台が仙台鎮台に改称されました。仙台鎮台は二の丸の建物を使用していましたが、明治15年（1882）に火災が起き、二の丸の殿舎は焼失しました。仙台鎮台は明治21年（1888）陸軍第二師団となり、昭和20年（1945）まで存続しました。また、陸軍により大手門前の道路は、本来の屈曲した形状から直線的な形状に付け替えられました。

⑦魔城後の本丸の変遷

本丸跡は軍の管理下であったものの、軍の施設は建設されなかったようです。しかし、本丸大広間跡付近に遺構を壊すように掘られた大規模な溝跡が確認されており、一時的に演習等で使用された可能性があります。本丸にあった建物は明治7年（1874）頃には解体されたと考えられ、明治9年（1876）に明治天皇の行幸がありましたが、本丸御殿大広間は既になかったと伝えられています。その後本丸跡は軍事関係の慰靈の場とされました。明治35年（1902）には、第二師団殉国軍人弔慰のために昭忠碑が建設され、明治37年（1904）には招魂社が建設されました。これら本丸にある施設を参拝するために、追廻から巽門跡、清水門跡、沢門跡に至る築城当初の登城路が改めて軍により整備されたとみられます。

大正14年（1925）仙台市が軍用地の一部を借用し、青葉山自然公園とし、大手門を通り本丸まで通行できるようになりました。仙台城跡が市民のための公園として利用される始まりです。八木山公園の開園にあわせて仙台城跡から八木山へ通じる道路計画が立てられ、昭和3年（1928）から工事が開始され、昭和5年（1930）に道路が、昭和6年（1931）に八木山橋が竣工しました。昭和14年（1939）には招魂社は宮城県護國神社に改められました。その後昭和17年（1942）にかけて神社と周辺の造成工事が行われましたが、その際、本丸北西部を通り八木山橋へ通じる道路が新設されました。

⑧終戦後の経緯

昭和20年（1945）7月10日、仙台空襲により城内の第二師団の建物に加え、巽門、護國神社社殿、昭和6（1931）年に国宝に指定されていた大手門、大手門脇櫓などが焼失しました。終戦後、昭和20年

（1945）10月には、追廻地区に500戸の住宅が建設されました。また、同年、アメリカ軍が二の丸跡に駐留し、造成や建物建設が行われました（キャンプセンダイ）。その際に、大手門跡を通る道路は掘削され、中島池跡が埋め立てられたとみられます。昭和28年（1953）、青葉山公園が都市公園として開園します。昭和32年（1957）に二の丸跡が日本に返還され、その後は東北大学の学舎などが建設され、現在も東北大学川内キャンパスとして利用されています。

昭和37年（1962）、市民の発案をきっかけに青葉城大手門並隣櫓復興期成会が設立され、昭和38年（1963）から大手門脇櫓の再建を開始し、昭和42年（1967）に同会から市に寄附されました。

平成7年（1995）、市は仙台開府400年を記念し、本丸北壁石垣を修復し、その北東角に良櫓を復元することを表明しました。平成9年（1997）から本丸北壁石垣の修復工事が開始され、石垣解体に伴う発掘調査が行われました。その結果、現在の石垣の内部にさらに2段階の古い石垣の存在を確認するなど、貴重な成果が得られたため、良櫓建設の是非についての議論が市民の間で高まりました。平成14年（2002）に市は良櫓建設を中止し国史跡指定を目指すことを発表し、平成15年（2003）8月に、仙台城跡は国史跡に指定されました。

平成23年（2011）3月、「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」が発生し、仙台城跡の石垣や崖面などに大きな被害が生じました。被害の大きかった箇所については文化庁の補助を受け、平成28年まで修復工事が行われました。

（2）仙台城下から「杜の都」へ

城下は、広瀬川をはさんだ城の東に広がる平坦な段丘に建設されました。南北にのびる奥州街道と、大橋より東へのびる大町通を基軸とした町割が行われました。両者の交差する地点は「芭蕉の辻」と呼ばれ、様状の建物が建ち、高札場が設けられていました。町人町は、奥州街道や大町通などに沿って配置され、寺社は城下の周縁部に配置されました。

「仙台輪中（せんだいわのうち）」と呼ばれた城下の範囲は、次第に拡大し、江戸時代中期（17世紀末）には明治まで続く城下の範囲ができあがりました。寛永4年（1627）に伊達政宗の晩年の住まいである若林城の造営が始まると、仙台城下の南東部に若林城の城下町が建設されましたが、政宗の死後、若林城は廃城となり、若林城下は最終的に仙台城下に組み込まれ、これにより仙台城下は更に範囲を拡大することとなりました。

仙台城下では、水利施設として四ツ谷用水が建設され、郷六から取水した広瀬川の水が、城下で生活用水として利用されていました。

城下の特徴の一つは、武家屋敷の占める割合が大きいことです。特に、城の北側と、城に對面する広瀬川沿いの片平から西公園にかけての地区には、広大な敷地を持つ武家屋敷が配されていました。武家屋敷には、藩の奨励もあってさまざまな樹木が植えられました。

近代以降は、その屋敷林に由来する緑豊かな市街地が形成されてきました。そして、明治30年代から大正時代にかけ慰靈の場や公園となった仙台城本丸跡を訪れる市街地を望む多くの市民等は、眼下に「杜の都」と呼ぶに相応しいその特徴的な景観を目の当たりにすることとなりました。こうして仙台城跡からの眺望は、本市を特徴付ける「杜の都」という呼称の普及に大きな役割を果たしていきました。この意味で仙台城跡は、今も「杜の都」を見守り続けているといえます。



図2-5 大手門および大手門脇の古絵葉書
昭和10~20年（1935~45）、仙台市博物館所蔵



図2-6 本丸北壁石垣北東部で確認された石垣の変遷



図2-7 東日本大震災による本丸北西石垣の被災と修復状況

（3）仙台城跡の縦張

①外郭線

仙台城跡は主に自然地形により区画されています。北は千貫沢で区画され、二の丸殿舎の範囲は堤状に整形されています。東は広瀬川と川沿いの石垣により区画され、城下と対峙しています。南は竜の口渓谷の急崖で区画されています。西は、御裏林と呼ばれた山林があります。西から本丸へつながる尾根には、3本の堀切[※]が設けられています。

②曲輪の配置

本丸は城内の最高所（大広間付近で標高約116m）に設けられ、正保城絵図には東西435間、南北147間と記される広大な曲輪です。二の丸は本丸の北西部の平坦地に位置しています。本丸の北側の麓には、蔵屋敷、御米蔵、東丸と呼ばれた曲輪があり、水堀と土塁[※]で囲まれています。

天和2年（1682）以降に作成された城下絵図及び城絵図は、ほぼ現在と同じ城郭の形を描いています。それによると、「丸」が付く場所は、「本丸」「二之丸」「東丸」「西丸」であり、「曲輪」が付く場所は、「腰曲輪」「沢曲輪」「中曲輪」「中島曲輪」となっています。これらは、いわゆる「曲輪」として認識されていた場所を示していると考えられます。

幕府に提出した修復窓絵図の控などの記述では、例えば享保6年（1721）の「仙台城普請奉窓候絵図」の記載には、「本丸」「二之丸」とそのほかの順で記されており、「本丸」として「中曲輪」「清

水門」「東丸」「子門」など、「二之丸」として「大手門南脇櫓」「用所」「大手門と詰之門の間の水落堀」などと記されています。また、元文元年（1736）の修復窓絵図の写し（「獅山公治家記録（元文元年六月六日条）」伊達家寄贈文化財（古記録）、仙台市博物館蔵）では、「本丸」「中曲輪」「東丸」「翼門外南之方川端石垣」「二丸外北之方千貫橋」の順で記されています。

これらのことから、主要な曲輪としては「本丸」と「二の丸」があること、東丸・中曲輪・沢曲輪は「本丸」に含まれる、もしくは準ずるという認識とみられること、二の丸は、御殿のほか、勘定所等の「用所」まで含めた認識とみられることが考えられます。

③2つの大手道（登城路）と城郭構造の変遷

仙台城跡は、築城期の山城的性格と二の丸造営後の平城[※]的性格をあわせもつ城郭構造に大きな特徴があります。これは徳川政権の確立へ向かう政治情勢の過程を反映している点で重要です。仙台城跡にみられる本丸への2つの登城路（図2-8）の存在も、この時代の変化を反映したものということができます。

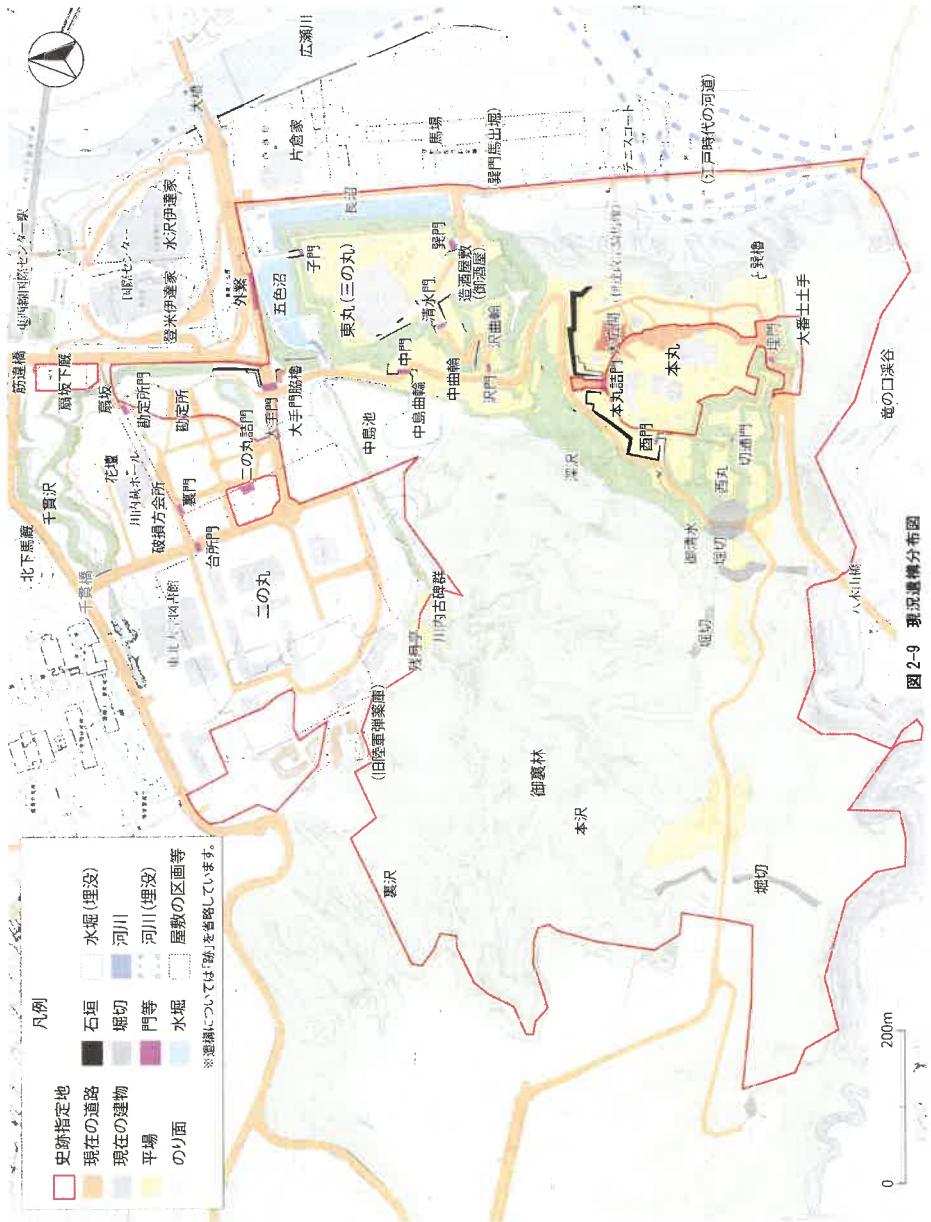
政宗が隣国上の杉氏との戦に備えていた築城期は、翼門から清水門、沢門を経て本丸へ至る登城路（翼門登城路）が大手道（本丸への主要な登城路）であったと考えられています。屈曲した登城路とそれを囲むように配置された曲輪群に、高い防御性を持つ山城としての性格が表れています。

一方、大手門から中門を経て本丸へ至る登城路（大手門登城路）は、大手門の建築にあわせて成立した大手道と考えられます。この際、仙台城の大手道は翼門登城路から大手門登城路に移ったものと考えられます。大手門の正確な建築時期は不明ですが、遅くとも藩の政庁が本丸から二の丸に移った頃には完成していたと考えられます。大手門登城路は、以後廃城まで本丸に至る正式の大手道として維持されました。

また、時代の移り変わりとともに、城内高所からの眺望や城下からの城の景観が持つ意味も変化しました。本丸からの眺望は、築城期における敵軍の監視という軍事的役割から、家臣、城下への示威や監視といった社会的・政治的役割をもつものとなり、城下からみた城の景観も、高所に造られた山城から、本丸に加えて大手門や二の丸御殿を中心として藩の権威を示す近世城郭へと変化しました。



図2-8 仙台城跡空撮（東から）（2016年撮影）

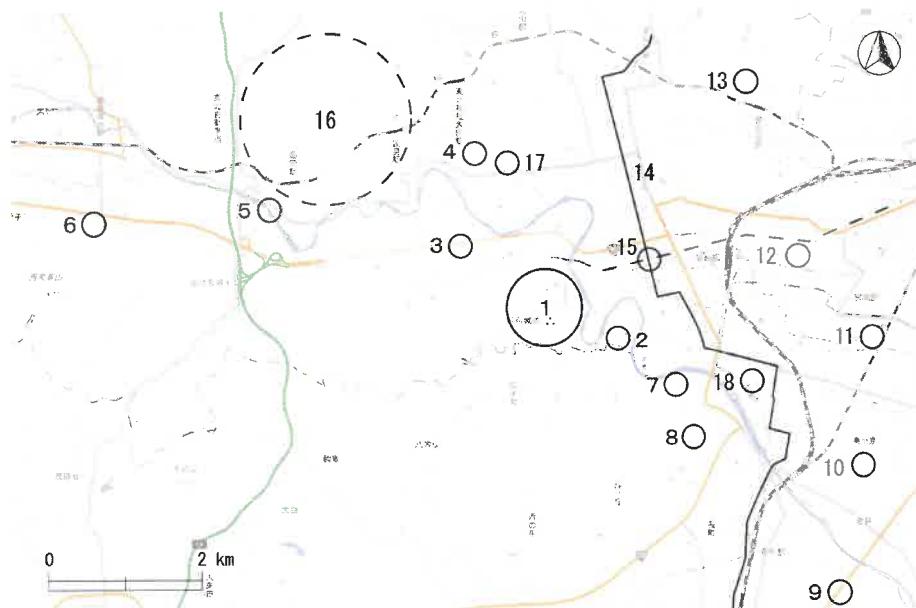


(4) 仙台城跡周辺の歴史資産

仙台市街の大半は、昭和20年（1945）の空襲により焼失したことから、江戸時代以来の建造物はほとんど残っていません。また、敗戦後新たに道路の建設や、既存道路の幅員拡張が行われており、江戸時代の風情をしのぶのは困難な状況ですが、江戸時代当時の道筋や区画は現在でもたどることができます。

表2-1 仙台城跡と周辺の歴史資産

1	仙台城跡	6	西館跡	11	陸奥国分寺薬師堂	16	石切丁場推定地
2	経ヶ峯伊達家墓所	7	愛宕神社、 大満寺虚空藏堂	12	榴岡天満宮	17	石切町
3	亀岡八幡神社	8	茂ヶ崎山伊達家 墓所	13	東照宮	18	石垣町
4	大崎八幡宮	9	北目城跡	14	奥州街道		
5	四ツ谷用水取水口	10	若林城跡	15	芭蕉の辻		



2-3 社会的環境

(1) 仙台市の市勢

明治22年（1889）に市制を施行し、以後、周辺の町村の編入により市域が拡大しました。昭和62年（1987）に宮城町、昭和63年（1988）に秋保町、泉市の編入により、平成元年（1989）4月に政令指定都市に移行しました。

①仙台市の人口

人口は、明治22年（1889）の市制施行以来ほぼ一貫して増加傾向にあり、平成11年（1999）5月には人口が100万人に到達しました。令和2年（2020）7月1日現在の仙台市の推計人口は、1,091,588人です。

②仙台市の産業

市内の産業は、商業・サービス業を中心とした第3次産業の比率が高く、次いで建設業や製造業を中心とした第2次産業の比率が高くなっています。仙台城跡の所在する青葉区では、第3次産業の中でも、卸売業・小売業の比率が高く、次いで宿泊業・飲食サービス業の比率が高くなっています。

③仙台・仙台城跡への交通

ア. 飛行機を利用する場合

飛行機を利用する場合、仙台空港へは、札幌・東京・名古屋・大阪・福岡等11箇所と、ソウル・大連・北京・上海・台北・バンコクから直行便が就航しています。

仙台空港からは仙台空港アクセス線の利用により、最短17分でJR仙台駅へ到着が可能です。

JR仙台駅から鉄道を利用する場合には、地下鉄東西線を利用すれば仙台城跡の最寄り駅「国際センター駅」まで約5分で到着します。

JR仙台駅から「るーぶるバス」を利用すれば、仙台城跡本丸の最寄りバス停「仙台城跡」まで約22分、もしくは大手門跡や奥門跡の最寄りバス停「博物館・国際センター前」まで約19分で到着します。

地下鉄東西線「国際センター駅」やバス停「博物館・国際センター前」からは、レンタサイクル「仙台コミュニティサイクル DATE BIKE」や徒歩で仙台城跡まで来訪できます。

イ. 鉄道を利用する場合

JR東京駅から東北新幹線を利用してことで、最短90分でJR仙台駅へ到着が可能です。なお、JR仙台駅から仙台城跡へは、「ア. 飛行機を利用する場合」と同様のアクセス方法となります。

ウ. 自動車を利用する場合

国道4号または東北自動車道（仙台宮城I.C.）より市街地に入り、大手門跡から仙台市道仙台城跡線を通って本丸跡を訪れるルートが、現状で最も利用されているアクセス方法となっています。

駐車場は、本丸跡内の民営駐車場、麓の仙台市博物館駐車場（扇坂下臨時駐車場を含む）、地下鉄東西線「国際センター駅」の北側駐車場を利用することが可能です。

エ. 徒歩による場合

市街地方面から、徒歩で仙台城跡を訪れる場合、主なルートには以下の2つがあります。

【市街地からの来訪ルート】

市街地（主に西公園方面）から大橋を渡り、仙台市博物館前に至るルートです。

西公園、広瀬川河畔等より望む仙台城跡の遠景を楽しみ、広瀬川の河床に残るかつての大橋の橋脚跡などを見ることができます。

【地下鉄東西線「国際センター駅」からの来訪ルート】

国際センター東側の「桜の小径」等を通り仙台市博物館前に出るルートと、扇坂から二の丸跡に上がり大手門跡にいたるルートの2つがあります。

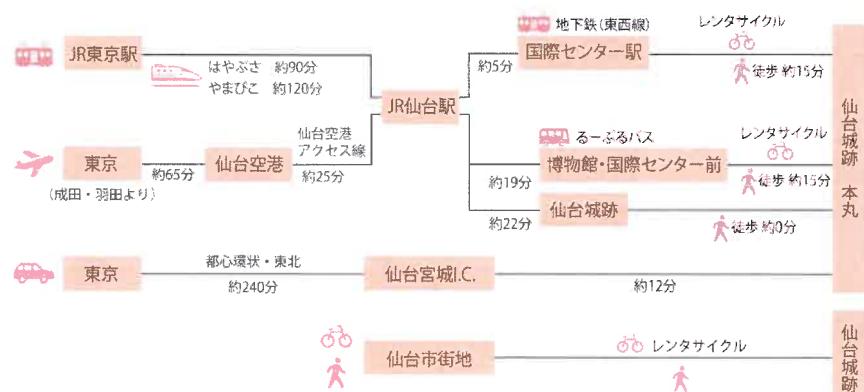


図2-11 現状の仙台城跡までのアクセス



図 2-12 現状の広域動線

才、現状の史跡内の見学動線

[るーぶるバス停「仙台城跡」・本丸跡内にある民営駐車場→本丸北東部]

歩行者が多く利用するルートです。ただし、バス停または駐車場から本丸北東部への限定した動線となっています。

【そのほか史跡内の動線】

仙台城内の主なルートは以下のとおりです。

- A 扇坂→二の丸跡→大手門跡
- B 大手門跡→東北大大学キャンパス→天然記念物青葉山（東北大植物園）
- C 大手門跡→市道仙台城跡線→中門跡→本丸跡
- D 仙台市博物館→博物館敷地または長沼東側→巽門跡→本丸跡

このうち、C・Dは仙台城跡の登城路です。

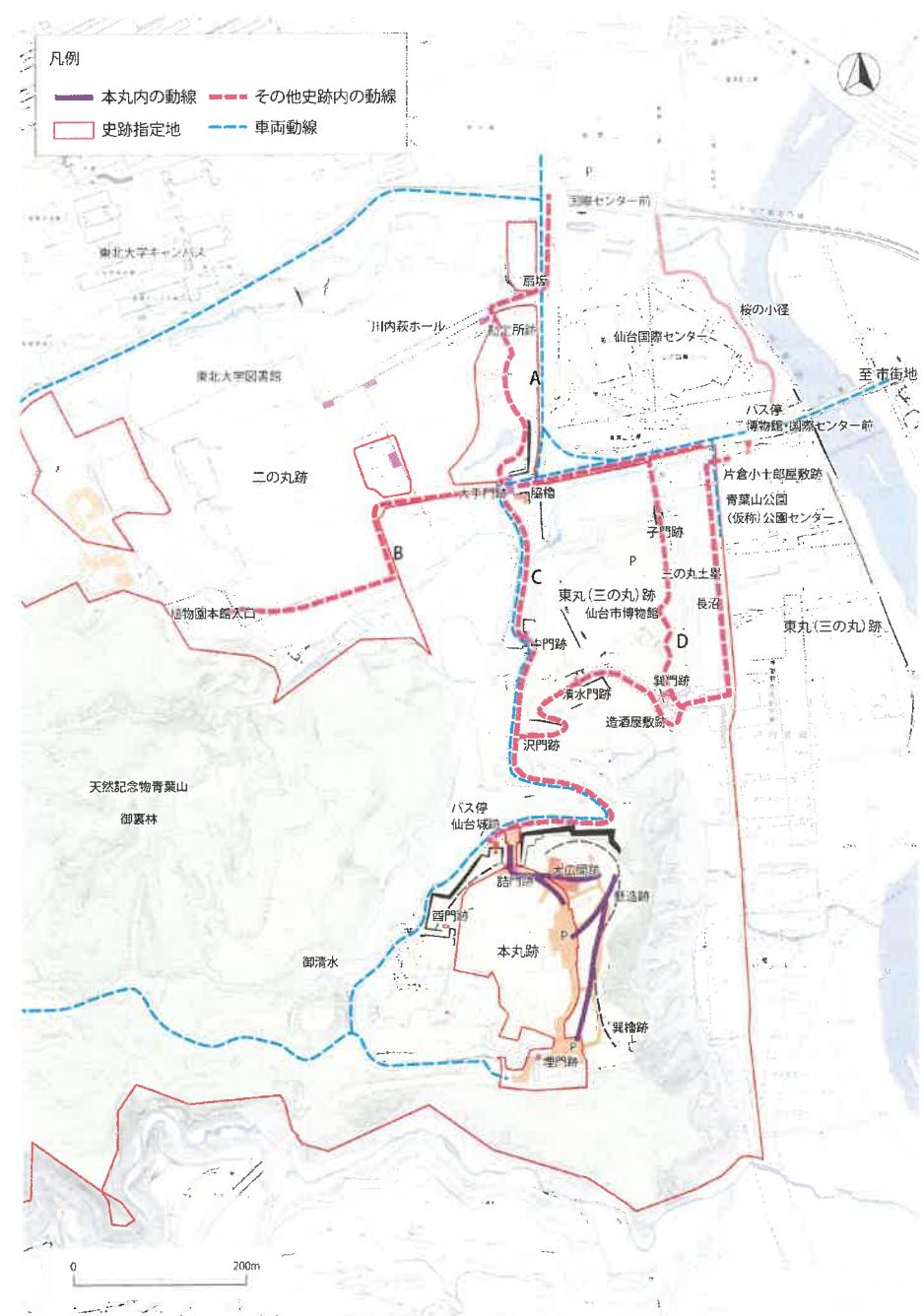


図 2-13 現状の仙台城跡内の動線

④仙台市の観光

本市は、温泉や渓谷などの「自然的資源」や、伊達政宗が礎を築いてきた「歴史・文化的資源」、東北の玄関口としての「都市的資源」を生かし、観光資源や文化振興に取り組んでいます。

観光客からは、歴史ある古都というイメージに加え、牛タンを代表とした地元ならではの食を楽しめる場所として人気がある一方で、宮城県及び近隣県からは大勢の買物客が訪れ、東北におけるビジネスの拠点もあります。

表 2-2 観光客入込数等

	区分	人数
観光客入込数	仙台市全体	21,810,557人（令和元年（2019）） 「令和元年 仙台市観光統計基礎データ」より
	仙台城跡・瑞鳳殿・仙台市博物館	985,840人（平成30年（2018）） 『データ仙台2019』より
来館者数	仙台城見聞館	133,673人（平成30年度（2018））
	瑞鳳殿	267,438人（平成30年度（2018））
	仙台市博物館	153,577人（平成30年度（2018））
る一ぶる仙台	博物館・国際センター前	24,763人（平成30年度（2018））
バス停降車数	仙台城跡	144,574人（平成30年度（2018））
宮城縣護國神社駐車場利用者数		459,000人（平成31年（2019）1月～令和元年（2019）12月）

⑤仙台城跡周辺の教育施設

仙台城跡は立町小学校、第二中学校の学区内に位置しており、近隣の高等学校は、仙台第二高等学校、近隣の大学は、東北大学川内キャンパス、東北大学青葉山キャンパスがあります。

仙台城跡に近い市民センター等として、片平市民センター、川内コミュニティセンターがあり、仙台城跡とその周辺の博物館等として、宮城県美術館、仙台市博物館、仙台城見聞館、青葉城資料展示館、東北大学植物園本館（展示ホール）、東北大学総合学術博物館、瑞鳳殿資料館などがあります。また、集客施設として、仙台国際センター、川内萩ホール、国際センター駅青葉の風テラスなどがあり、令和4年度に追廻地区に青葉山公園（仮称）公園センターが整備される予定です。

(参考：仙台市ホームページ『データ仙台 2019』2019年9月
仙台市ホームページ「令和元年 仙台市観光統計基礎データ」)

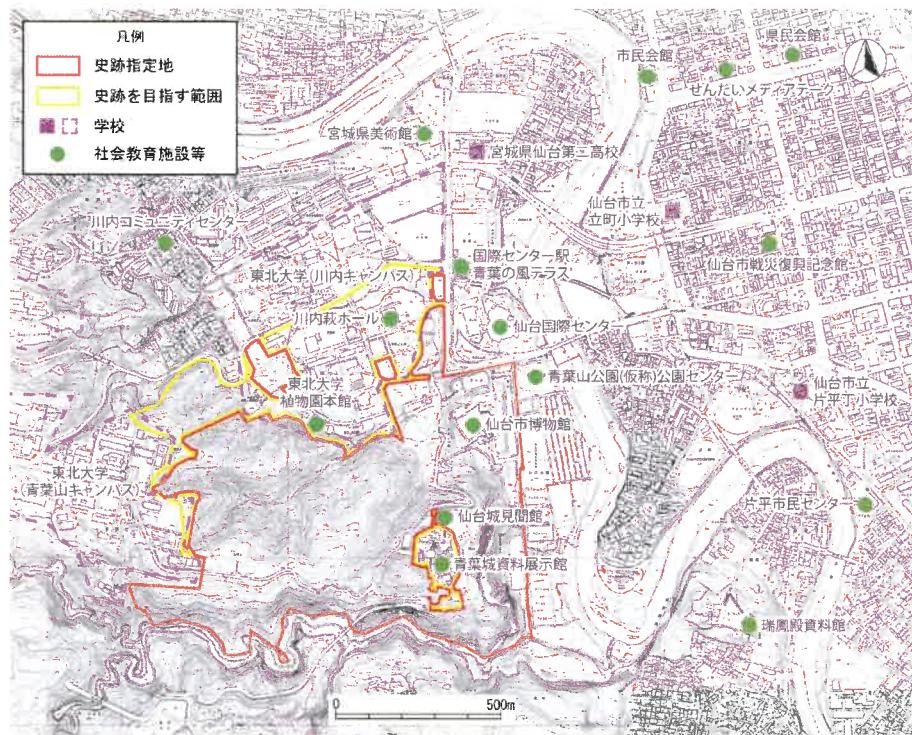


図 2-14 仙台城跡周辺の施設

(2) 仙台城跡とその周辺の土地利用規制等

仙台城跡とその周辺の土地利用や景観保全に関連する法令・条例の概要は以下のとおりです。

①都市計画法（昭和43年法律第100号）

史跡指定地の全域は第二種中高層住居専用地域に含まれています。また、仙塩広域都市計画の第2種高度地区となっています。また、仙台城跡は風致地区とはなっていませんが、竜の口渓谷を挟んだ南側に八木山風致地区があり、経ヶ峯伊達家墓所は靈屋風致地区となっています。

②仙台市特別用途地区建築条例（昭和48年仙台市条例第35号）

史跡指定地の全域は文教地区に含まれています。

③宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）

史跡指定地の大半は、宅地造成工事規制区域になっています。

④都市公園法（昭和31年法律第79号）

史跡指定地の東部が都市公園「青葉山公園」となっています。

⑤景観法（平成16年法律第110号）

景観法に基づく「仙台市『杜の都』景観計画」（平成21年3月）による地区分けがされています。市域全体を対象とした景観計画区域ゾーンとしては、本丸跡が「行楽地ゾーン」、史跡指定地の大半が

「河川・海岸地ゾーン」、北部が「沿線市街地ゾーン」となっています。旧城下を景観重点区域としていますが、の中では、史跡指定地の大半は「青葉山・大年寺山ゾーン」、北東部は「広瀬川周辺ゾーン」となっています。

⑥仙台市屋外広告物条例（平成元年仙台市条例第4号）

史跡指定地、都市公園、「広瀬川の清流を守る条例」の環境保全区域は広告物の掲出が禁止されています。（ただし、法令の規定があるもの、国又は地方公共団体が公共の目的で設置するもの等は掲出できます）

⑦広瀬川の清流を守る条例（昭和49年仙台市条例第39号）

広瀬川の豊かな自然環境や清流にふさわしい良好な水質を保全するため、指定区域内の建築や造成、木竹の伐採等に規制と許可基準を設けています。史跡指定地の大半が特別環境保全区域、北側が水質保全区域、追廻地区が第一種環境保全区域となっています。

以下に、「広瀬川の清流を守る条例施行規則」から、主な基準を抜粋します。

ア. 高さ制限

区域	市街化区域
特別環境保全区域	10mを超えない
第一種環境保全区域	20mを超えない

イ. 環境保全のための空地の確保

下表の保全用地を確保する（河川に接した土地では、これを河岸線に沿って確保すること）。

敷地の形状によりやむを得ない場合や、自然的環境の保全のために講じられる代替措置が適切であると市長が認める場合を除く。

特別環境保全区域における保全率

用途地域等	工作物の敷地面積 160m ² 以上	150m ² 以上 160m ² 未満	140m ² 以上 150m ² 未満	130m ² 以上 140m ² 未満	130m ² 未満
第二種中高層住居専用地域	42%	35.9%	29.7%	23.6%	17.5%
第二種住居地域					

第一種環境保全区域における保全率

用途地域等	工作物の敷地面積 160m ² 以上	150m ² 以上 160m ² 未満	140m ² 以上 150m ² 未満	130m ² 以上 140m ² 未満	130m ² 未満
第二種中高層住居専用地域	30%	25.6%	21.2%	16.9%	12.5%
第二種住居地域					

ウ. 建ぺい率

用途地域 区域	第二種中高層住居専用地域 第二種住居地域
特別環境保全区域	10分の3以下
第一種環境保全区域	50%以下

エ. 色彩の制限

工作物の区分	色相	明度	彩度
屋根	2.5Rから5YRの範囲内であること	明度の値に彩度の値を加えた値が10以下の範囲内であること	彩度の値に明度の値を加えた値が10以下の範囲内であること
外壁	2.5Rから5Yの範囲内であること ※色体系はマンセル色体系による	—	2以下であること

オ. 環境保全区域内のそのほかの行為の制限

	特別環境保全区域	第一種環境保全区域
宅地の造成	認められない	河川に接した土地では、高さが1m以下の盛土・切土で、河岸線から2m以上離れているもの（造成後の地貌が周辺の自然的環境と不調和とならず、自然崖の保全に支障を及ぼさない場合を除く）
土地の開墾	認められない	特になし
土石の採取	学術研究のために行うもの	河川に接した土地では、河岸線から2m以上離れ、地表から1m以内で行われるもの（学術研究のために行うものを除く）
土石の集積	面積が100m ² 、高さが2mまでのもの。ただし、河川に接した土地では、河岸線から2m以上離れ、載荷量が1m ² につき3t以下であるもの	河川に接した土地では、河岸線から2m以上離れ、載荷量が1m ² につき3t以下であるもの
その他土地の区画形質の変更	建築物の存する敷地内に限られ、長さ10m以下、高さ1m以下の盛土・切土で、自然崖に人工を加えないもの	自然崖に人工を加えないもの
木竹の伐採 ※	建築物の存する敷地内に限られ、高さが3m以下であるもの（自然崖に自生しているものを除く）	高さが5m以下であるもの。ただし、河川に接した土地では、高さが3m以下であるもの（自然崖に自生しているものを除く）

※木竹の伐採の例外規定

○土地の利用上やむを得ない場合の伐採で、講じられる措置が適切であると市長が認める場合。

○林産物の採取のための伐採であって自然的環境の回復を図るために講じられる措置が適切であると市長が認める場合。

⑧森林法（昭和26年法律第249号）

史跡指定地の大半が、地域森林計画対象地域となっています。

⑨鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第088号）

史跡指定地の南側一帯が、特別保護地区青葉山となっています。

⑩土砂災害防止法（平成12年法律第57号）

史跡指定地内的一部分が、土砂灾害警戒区域、土砂灾害特別警戒区域に指定されています。

⑪道路法（昭和27年法律第180号）

史跡指定地内に、青葉山線、追廻天主台線、追廻竜の口沢線、仙台城跡線、青葉山亀岡線の5本の市道があります。また近接して市道筋違橋通線があります。

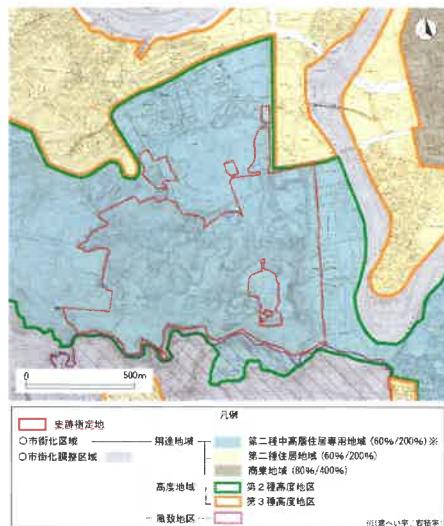


図 2-15 用途地域・高度地区・風致地区



図 2-16 文教地区・宅地工事規制区域

* 屋外広告物掲示禁止区域



図 2-17 青葉山公園



図 2-18 景観計画区域ゾーン・景観重点区域

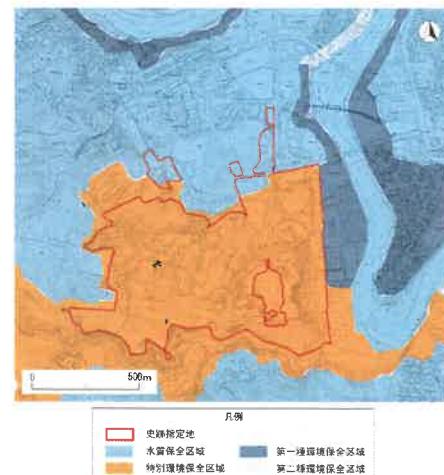


図 2-19 広瀬川の清流を守る条例

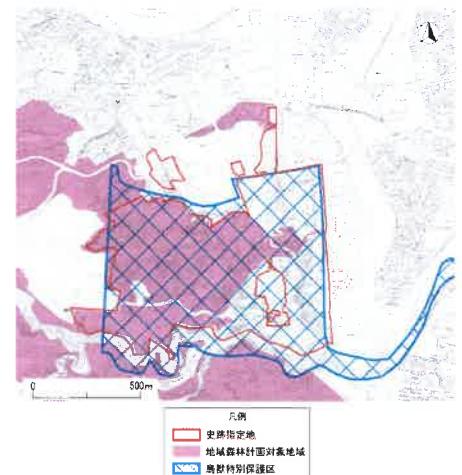


図 2-20 地域森林計画対象地域・鳥獣特別保護区

3-1 史跡指定の状況

(1) 指定に至る経緯

①当初指定

仙台城跡は、戦前から近世城郭の中でも第一級の遺跡であるとの評価を受け、国史跡指定は、かねてより仙台市民や歴史学研究者の念願となっていました。昭和63年（1988）、史跡範囲に関する諮問に対して仙台市文化財保護審議会から、「取り急ぎ史跡指定により保存をはかるべきと考える具体的範囲」が答申されましたが、史跡指定には至らずにいました。平成14年（2002）5月、本市は国に対して史跡指定の申請を行う基本方針を決定し、昭和63年の答申に基づき検討した約103haのうち、市有地と同意を得られた範囲約66haについて、平成15年（2003）初めに史跡指定の申請を行い、同年8月27日付の官報告示によって国史跡として指定されました。

②追加指定

平成22年に二の丸跡の一部、平成24年に本丸跡西部が追加指定されています。

(2) 指定の状況

①指定告示

ア. 当初指定

名称 仙台城跡
種別 史跡
指定年月日 平成15年8月27日（文部科学省告示第137号）
指定面積 662,257.36m²
指定の地番 仙台市青葉区荒巻字青葉無番地の一部、
青葉区川内無番地の一部、12番の一部、14番、16番、1番2、1番3、1番4、
1番5、1番6、1番7、1番8、1番9、1番10、1番11、1番12、1番13、
2番、3番の一部、4番、5番、13番、17番、18番、19番、20番、21番、
22番、23番
指定基準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会
告示第2号）
二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

説明

仙台城跡は、仙台市の中心市街地の西方に位置する青葉山丘陵が広瀬川に突き出した場所に立地する六〇万石余を領した仙台藩主伊達氏の居城跡である。城跡は、標高一一五メートルほどの丘陵の突端に本丸が位置し、北側に二の丸、東側に三の丸を配している。

慶長六年（一六〇一）、仙台藩初代藩主伊達政宗は中世在地豪族であった国分氏の城跡の千代城跡に、仙台城本丸の築造を開始した。本丸部分は二年ほどで完成したとされ、政宗の死後、二代忠宗により寛永十五年（一六三八）二の丸の造営が開始されている。

本丸は、東側を広瀬川に臨む六〇メートル以上の断崖により、南側を標高差四〇メートル以上の竜ノ口峡谷による自然地形によって囲まれている。また、西側の尾根は堀切で遮断され、背後には

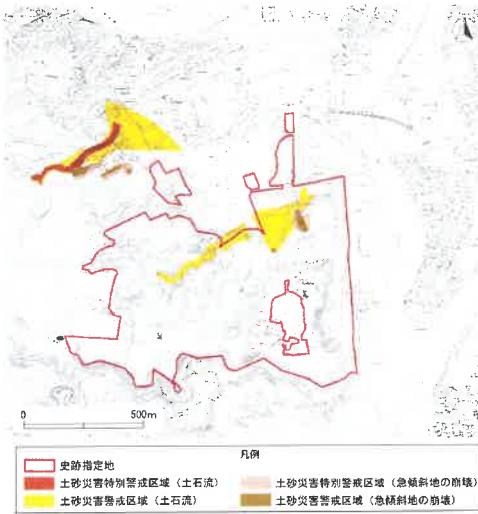


図2-21 土砂灾害防止法

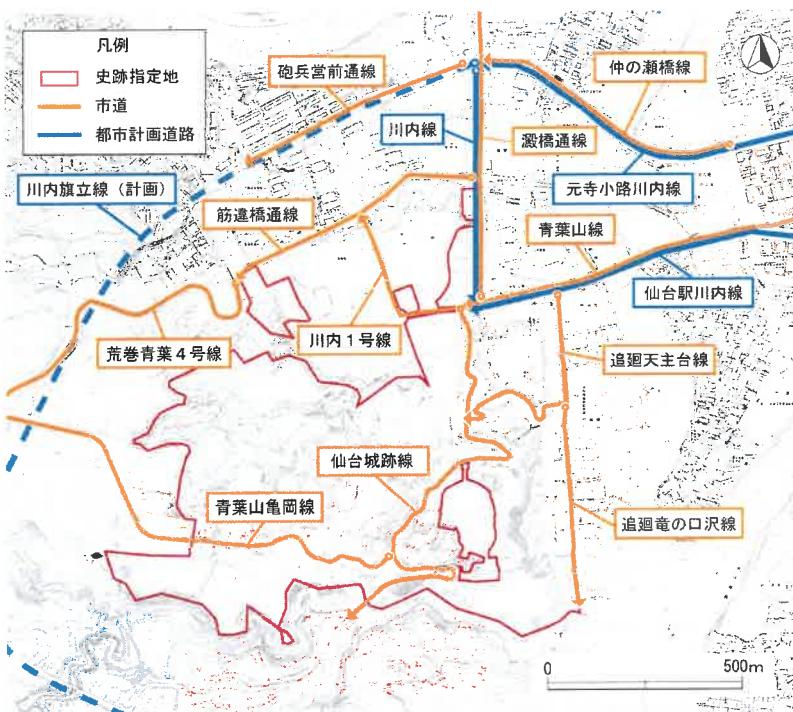


図2-22 市道及び都市計画道路

国指定天然記念物「青葉山」となっている御裏林が広がっている。

仙台城は、江戸期を通じて伊達氏の居城であったが、廃藩置県後、城跡は兵部省管轄となり二の丸に東北鎮台が置かれ、本丸御殿も解体された。その後、火災や空襲により城跡の建造物はほとんど焼失した。戦後は、城跡の主要地域を中心に仙台市により都市公園として整備されてきている。一方、西側の御裏林を含む地域は、東北大学付属植物園となっている。

現在、仙台城跡は、石垣修復事業が実施されており、それに伴う発掘調査が平成九年度から行われている。その結果、現石垣の背後から大規模な階段状石列や築城期石垣など三期にわたる石垣の変遷が確認された。それは、一七世紀代の地震により崩落した石垣を修復する過程の中で、繩張りが拡張整備されたものであるが、現在みられる切石積み※の第三期石垣内側から第三期石垣に伴う階段状石列や第二期の野面積み※が確認された。さらにその内側から第二期より傾斜の緩やかな野面積みの第一期石垣が検出されている。また、本丸からは石敷き遺構や大広間の礎石跡※、異櫓跡などを確認している。出土品としては、金箔瓦やヨーロッパ製ガラス器、寛文の朱書のある石材や慶長十二年の墨書のある木簡などがある。

このように東北の大大名であった伊達氏の居城の仙台城跡は、発掘調査によって石垣の変遷や本丸地域の遺構が明らかにされつつあり、かつ石垣を中心とした遺構の保存状態が良好であることや、わが国の近世を代表する城跡であることから、史跡として保護しようとするものである。

(『月刊文化財』479号 平成15年8月)

イ. 二の丸跡の追加指定

追加指定年月日 平成22年2月22日（文部科学省告示第18号）

追加指定面積 16,756m²

追加指定の地番 仙台市青葉区川内29番

説明

仙台城跡は、仙台市の中心市街地の西方に位置する青葉山丘陵が広瀬川に突き出した場所に立地する、六〇万石余を領した仙台藩主伊達氏の居城跡である。城跡は、標高一一五メートルほどの丘陵の突端に本丸が位置し、北側に二の丸、東側に三の丸を配している。慶長六年（一六〇一）、伊達政宗は中世在地豪族であった国分氏の城跡の千代城跡に、仙台城本丸の築造を開始した。本丸部分は二年ほどで完成したとされ、政宗の死後、二代忠宗により寛永十五年（一六三八）に二の丸の造営が開始されている。本丸は、東側を広瀬川に臨む六〇メートル以上の断崖に拠り、南側を標高差四〇メートル以上の竜ノ口峡谷による自然地形によって囲まれている。また、西側の尾根は堀切で遮断され、背後には天然記念物青葉山となっている御裏林が広がっている。廃藩置県後、城跡には東北鎮台が置かれ、その後、火災や空襲により城跡の建造物はほとんど焼失した。第二次世界大戦後は、城跡の主要地域を中心に仙台市により都市公園として整備されている。西側の御裏林を含む地域は、東北大学付属植物園となっている。このように仙台城跡は、石垣をはじめ遺構の保存状況が良好であり、わが国近世を代表する城跡であることから、平成十五年八月二十七日に史跡に指定された。

今回追加指定するのは、仙台城跡の北西部に位置する二の丸跡西端部から武家屋敷および御裏林にかけての地区である。近隣の調査で二の丸の外郭を区画する堀跡が検出され、当該地がその延長に位置する。仙台城二の丸跡を構成する地区を追加指定し、保護の万全を図るものである。

(『月刊文化財』557号 平成22年2月)

ウ. 本丸跡西部の追加指定

追加指定年月日 平成24年9月19日（文部科学省告示第151号）

追加指定面積 24,631.36m² [追加指定後の面積 703,644.72m²]

追加指定の地番 仙台市青葉区川内1番14、1番15

説明

仙台城跡は、仙台藩主伊達家歴代の居城跡であり、仙台市の中心市街地の西方に位置する青葉山丘陵が広瀬川に突き出した場所に立地する。伊達政宗は、慶長五年（一六〇〇）、中世からの国分氏の旧城であったこの地に本丸の繩張始めを行い、翌年より普請を開始し、慶長七年ころには一応の完成をみたとされる。政宗の死後二代忠宗が二の丸の造営を開始し、翌年に完成した。城跡は、標高一一五メートルほどの丘陵の突端に本丸が位置し、北側に二の丸、東側に三の丸を配する構造である。本丸は、東側を広瀬川に臨む六〇メートル以上の断崖に拠り、南側を標高差四〇メートル以上の竜ノ口峡谷による自然地形によって囲まれている。また、西側の尾根は堀切で遮断され、背後には天然記念物青葉山となっている御裏林が広がる。近代以降、城跡には東北鎮台が置かれ、火災や空襲により城跡の建造物はほとんど焼失した。第二次世界大戦後は、城跡の主要地域を中心に仙台市により都市公園として整備されている。西側の御裏林を含む地域は、東北大学付属植物園となっている。このように、仙台城跡は、石垣をはじめ遺構の保存状況が良好であり、わが国近世を代表する城跡であることから、平成十五年八月二十七日に史跡に指定された。

今回追加指定しようとするのは、本丸跡の西辺部にあたり、本丸詰門西脇櫓から本丸北面石垣を経て西門跡まで連続する石垣、および、そこから切通※を経て仙台城の搦め手※である埋門※に至る城壁面と、宮城縣護國神社の社殿等に囲まれた地域である。仙台城を構成する重要な地域であることから、史跡に追加指定して保護の万全を図るものである。

(『月刊文化財』588号 平成24年9月)

エ. 管理団体の指定

平成16年2月27日付で、国指定史跡仙台城跡を管理すべき地方公共団体として仙台市が指定されています。

官報告示：平成16年（2004）2月27日 文化庁告示第5号

オ. 天然記念物の指定

名称 青葉山

種別 天然記念物

指定年月日 昭和47年7月11日（文部省告示第104号）

指定面積 385,153m²

指定の地番 仙台市青葉区荒巻字青葉12番

指定基準 二 植物

（二）代表的原始林、稀有の森林植物相

（九）着生草木の著しく発生する岩石又は樹木

（十）著しい植物分布の限界地

一 動物

（三）自然環境における特有の動物又は動物群衆

説明

本邦太平洋側の温帯林と暖帯林との接触地帯であり、面積約40万平方メートルの狭い地域の中に高等植物約700種、蘚苔類約140種が自生する。大部分は、モミを優占種とする美林で覆われ、その天然更新[※]がよく見られる。モミは岩手県中南部にまで分布するがモミ林としては、青葉山が北限である。林床にはヒメノヤガラ、ムヨウランなどの腐生のラン科植物があり、同じく同種の北限にあたる。モミに着生するランの種類も豊富である。

また、シラカシ、アラカシ、ウラジロカシ、シロダモ、ユズリハ、タブノキ、モチノキなどの暖地性樹種に富み、太平洋側内陸部における集団分布の北限をなしている。

この森林には主なもので31科、125種の鳥類が生息または繁殖しており、竜ノ口渓谷に面する崖面にはチョウゲンボウが繁殖する。

このように自然林が、しかも大都市近郊に残存することはきわめて貴重であり学術上の価値が高い。

現状 東北大植物園として管理、公開されています。

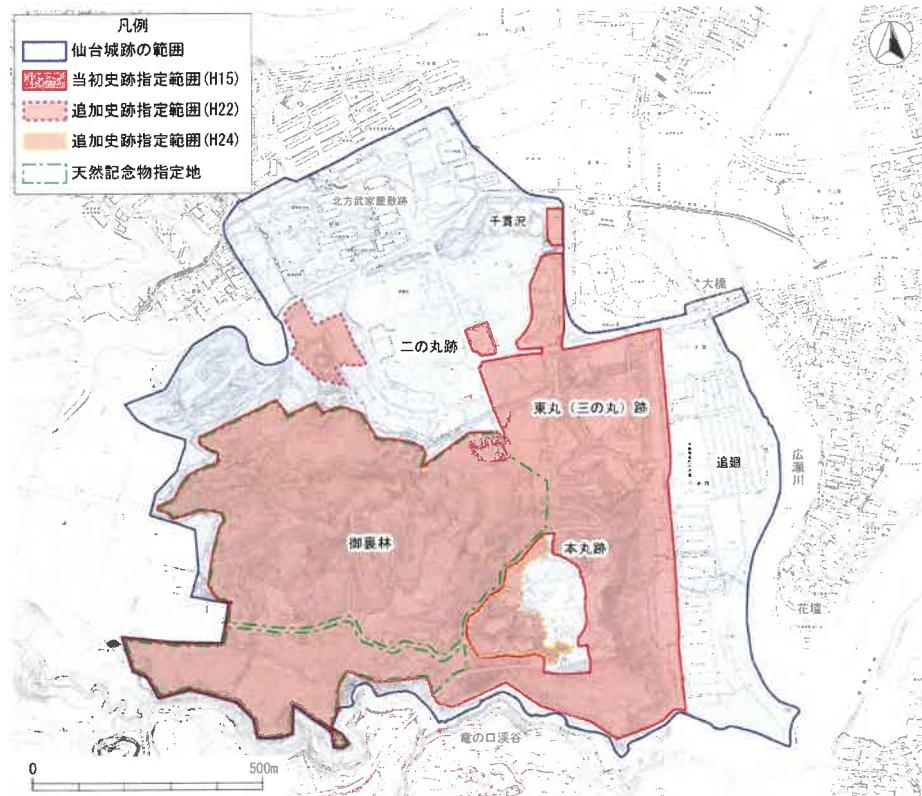


図3-1 史跡仙台城跡および天然記念物青葉山の指定範囲

②指定範囲と土地所有状況

公有地として、財務省所管国有地、文部科学省所管国有地、仙台市所有地があります。東北大植物園は国立大学法人所有地です。本丸跡西部には民有地（宮城縣護國神社）があります。

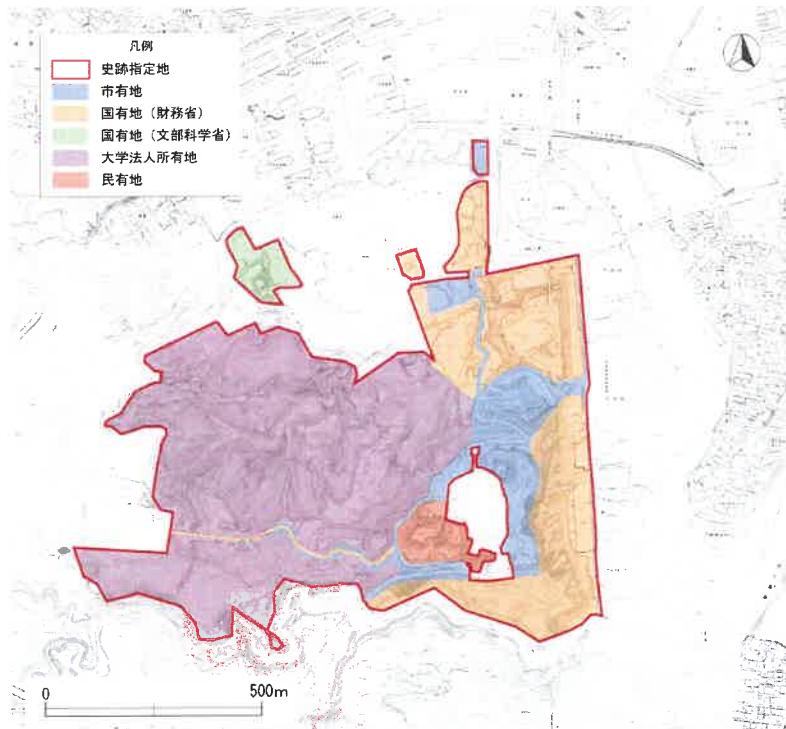


図3-2 史跡指定地の土地所有状況

③市指定天然記念物（参考）

天然記念物青葉山に隣接して、杉並木が市指定天然記念物となっています。

名称 仙台城二の丸跡南西境の杉並木（部分）

指定数量 13本

指定年月日 平成18年（2006）12月5日

説明

仙台城二の丸跡南西境に、27本のスギが生育している。14本は天然記念物指定範囲にあり、その外にある13本が市指定天然記念物に指定されている。寛文4年（1664）の「仙台城下絵図」には、二の丸に接してスギを表現したような林が描写されている。また、昭和40年（1965）に植物園内で倒れたスギの年輪を数えたところ樹齢330年であり、直径は97cmであった。1965年から330年前は1635年であり、寛永12年にあたる。二の丸の造営は寛永15年（1638）であるため、倒れたスギは二の丸造営当時のものであり、現存するスギで直径が100cm前後のものは、同じころから生育していると考えられる。

3-2 これまでの調査成果

仙台城跡における発掘調査は、昭和48年（1973）の二の丸跡の東北大学文系厚生施設（食堂等）建設に伴う発掘調査に始まります。その後、昭和58年（1983）には、東丸（三の丸）跡の仙台市博物館改築に伴う発掘調査、二の丸跡の東北大学施設建設に伴う発掘調査を実施しました。その後も、二の丸跡や二の丸北方武家屋敷地区において、東北大学の施設建設等に伴う発掘調査が、東北大学により実施されています。本丸跡においては、平成9年（1997）から本丸北壁石垣の修復に伴う発掘調査を実施し、その後も本丸北西石垣の災害復旧に伴う発掘調査を行っています。

平成13年（2001）からは、国庫補助による遺構確認調査を継続実施しています。当初は本丸御殿大広間跡の遺構確認を目的とし、引き続き、巽櫓跡、登城路跡、土塁跡などの遺構確認調査、城内の遺構分布調査、石垣測量などをあわせて実施しています。途中、震災による中断がありましたが平成20年（2008）から平成30年（2018）にかけて実施した造酒屋敷跡の調査については、令和元年度（2019）にその総括報告を刊行しました。

平成16年（2004）から平成22年（2010）にかけては、地下鉄東西線建設に伴う発掘調査を、仙台城跡及び周辺の遺跡において実施しました。追廻地区においては、平成18年（2006）から平成26年（2014）にかけて公園整備事業に伴う遺構確認調査を実施しています。

なお、表3-1にてこれまでの調査を一覧にまとめています。

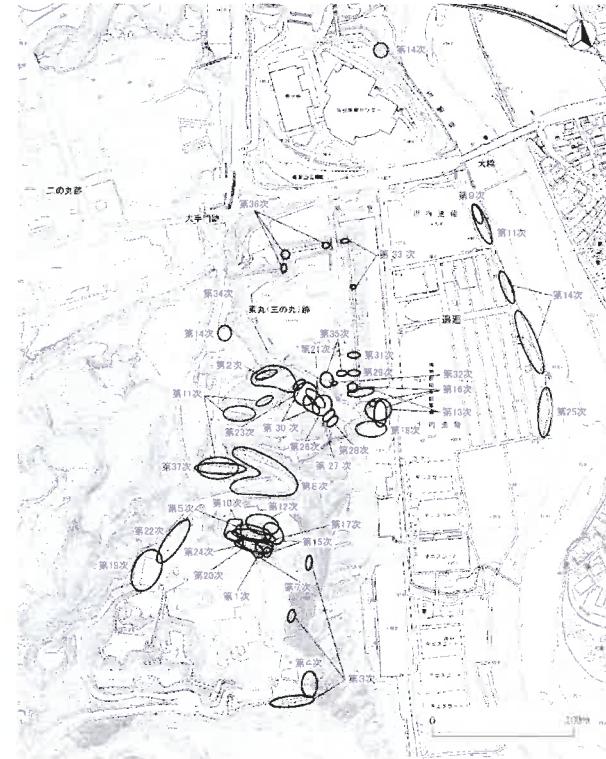


図3-3既調査箇所

表3-1 仙台城跡および関係遺跡の調査一覧

年号	年度	開拓調査		開通調査	
		(年号)	(年号)	(年号)	(年号)
1973	昭和48	二の丸に作られた厚生施設（食堂等）建設に伴う発掘調査	（昭和49）	（昭和50）	（昭和51）
1974	昭和49			二の丸西北部石垣測量	（昭和51）
1977	昭和52			二の丸北壁石垣測量	（昭和52）
1982	昭和57	東丸（三の丸）跡の仙台市博物館改築に伴う発掘調査	（昭和56～57）	（昭和58）	（昭和59）
1983	昭和58			二の丸北壁石垣測量	（昭和58）
1984	昭和59			二の丸北壁石垣測量	（昭和59）
1985	昭和60			二の丸北壁石垣測量	（昭和60）
1986	昭和61			二の丸北壁石垣測量	（昭和61）
1987	昭和62			二の丸北壁石垣測量	（昭和62）
1988	昭和63			二の丸北壁石垣測量	（昭和63）
1989	昭和64			二の丸北壁石垣測量	（昭和64）
1990	平成1			二の丸北壁石垣測量	（昭和65）
2	平成4			二の丸北壁石垣測量	（昭和66）
1993	平成5	二の丸北壁石垣測量	（昭和67）	二の丸北壁石垣測量	（昭和68）
1994	平成6	二の丸北壁石垣測量	（昭和69）	二の丸北壁石垣測量	（昭和70）
1995	平成7	二の丸北壁石垣測量	（昭和71）	二の丸北壁石垣測量	（昭和72）
1996	平成8	二の丸北壁石垣測量	（昭和73）	二の丸北壁石垣測量	（昭和74）
1997	平成9	本丸北壁石垣修復に伴う発掘調査	（昭和75）	本丸北壁石垣修復に伴う発掘調査	（昭和76）
2001	平成13	本丸北壁石垣測量	（昭和79）	二の丸北壁石垣測量	（昭和80）
2002	平成14	本丸北壁石垣測量	（昭和81）	二の丸北壁石垣測量	（昭和82）
2003	平成15	本丸北壁石垣測量（昭和75～82）	（昭和83～84）	二の丸北壁石垣測量	（昭和85）
2004	平成16	中門・清水門付近発掘調査	（昭和85）	（昭和86）	（昭和87）
2005	平成17	中門・清水門付近発掘調査	（昭和86）	（昭和87）	（昭和88）
2006	平成18	公園駅跡：造酒屋敷跡（昭和80）	（昭和87～88）	（昭和89）	（昭和90）
2007	平成19	公園駅跡：造酒屋敷跡（昭80）	（昭和89～90）	（昭和91）	（昭和92）
2008	平成20	公園駅跡：造酒屋敷跡（昭80）	（昭和90～91）	（昭和92）	（昭和93）
2009	平成21	公園駅跡：造酒屋敷跡（昭84）	（昭和91～92）	（昭和93）	（昭和94）
2010	平成22	公園駅跡：造酒屋敷跡	（昭85～86）	（昭和94）	（昭和95）
2011	平成23	公園駅跡：二門半蔵石塀（中門・本丸）	（昭86～87）	（昭和95）	（昭和96）
2012	平成24	西門半蔵石塀（中門・本丸）	（昭87～88）	（昭和96）	（昭和97）
2013	平成25	西門半蔵石塀（中門・本丸）	（昭88～89）	（昭和97）	（昭和98）
2014	平成26	西門半蔵石塀（中門・本丸）	（昭89～90）	（昭和98）	（昭和99）
2015	平成27	西門半蔵石塀（中門・本丸）	（昭90～91）	（昭和99）	（昭和100）
2016	平成28	西門半蔵石塀（中門・本丸）	（昭91～92）	（昭和100）	（昭和101）
2017	平成29	西門半蔵石塀（中門・本丸）	（昭92～93）	（昭和101）	（昭和102）
2018	令和1	西門半蔵石塀（中門・本丸）	（昭93～94）	（昭和102）	（昭和103）
2020	令和2	西門半蔵石塀（中門・本丸）	（昭94～95）	（昭和103）	（昭和104）

※3(3) 大手門の西側には道筋跡調査のための杭を打設している。

第4章 仙台城跡の本質的価値

本質的価値とは、「その土地に存在する『遺跡』が土地と一緒にあって有する我が国の歴史上又は学術上の価値」とされています。本章では「史跡仙台城跡保存活用計画」で整理した本質的価値の内容を基に、整備の観点を加えて仙台城跡の本質的価値を再整理します。

仙台城跡の本質的価値は、大きく3つの視点から整理することができます。1つ目の視点は、日本有数の大名であった伊達家の居城であり藩政を司る城郭として、さまざまな土地利用の変遷を重ねながら現代に至るまで守り伝えられてきたという歴史的視点。2つ目の視点は、初代仙台藩主伊達政宗が生み出した、従来の伝統を重んじながらも上方の新しい文化を取り入れ、後世に継承されていく特色ある文化の出発点であるという文化的視点。3つ目の視点は、青葉山や竜の口渓谷、広瀬川等の自然環境と一体となって歴史的景観を形成しているという自然的視点です。

これら3つの視点を踏まえ、仙台城跡の本質的価値として以下の5つを提示します。

① 良好に残る城郭全体の基本的形状と各遺構

仙台城跡は、明治維新後の火災や破却、戦災等により、藩政期の歴史的建造物がほぼ失われています。しかしながら、本丸跡、二の丸跡、東丸（三の丸）跡といった主要な曲輪や登城路などの城郭の基本形状に加え、石垣、土塁、堀跡、門跡などの遺構も良好に残っています。また、遺物も多く確認しています。

なお、城内には多くの未調査箇所があることから、今後の調査によって発見される遺構や遺物も史跡の本質的価値を構成する重要な要素となります。

■構成要素

曲輪／曲輪内の各遺構／石垣／土塁／堀跡／門跡／堀切／登城路／自然地形／出土遺物



図4-1 仙台城跡の基本的形状

② 時代の移り変わりを示す城郭構造

仙台城跡は、築城期における本丸が持つ山城的性格と、後に造営される二の丸が持つ平城的性格が併存する城郭構造に特徴があり、これは徳川政権の確立へ向かう政治情勢の過程を反映している点で重要です。

二の丸造営後、仙台城は藩政に関わる施設が飛躍的に充実し、藩の行政機構を整えていきます。敷地の拡張も経て完成した二の丸御殿は、大手門と一体となって近世城郭らしい風格ある威容を誇っていました。一方本丸は、政治の中心としての機能が二の丸に移った後も、公的儀式の場として大広間や城下を一望する懸造など一部の建物が維持されました。その結果、築城期の軍事的性格とは異なる機能をもった空間となり、二の丸跡とともに政宗以後の仙台城跡を特徴付けています。

■構成要素

主要曲輪／曲輪内の各遺構／登城路



図4-2 大橋付近からみた明治初期の二の丸跡
(仙台市博物館所蔵に追記)

③ 本丸北壁石垣の変遷と城内の石垣にみる変化

本丸北壁石垣の解体修復に伴う発掘調査では、3時期にわたる石垣の変遷や内部構造を確認し、築城の様子を明らかにしました。ここで確認した石垣の変遷は、城内の随所に残る石垣の構築年代の検討や、地震災害からの復旧を表す遺構として重要です。

また、城内に残る石垣にも、石材の加工方法や積み方等に異なる特徴が認められます。これは、構築年代の差を示唆する一方で、主に大手道上での視覚的な演出や修復の履歴といった仙台城跡の歴史を直接的に反映しており、仙台城跡の理解を深める上で高い価値を有しています。

■構成要素

石垣（埋没石垣含む）



図4-3 本丸北壁石垣で確認した3時期の石垣

④ 政宗らしさをうかがわせる特色ある遺構と遺物

初代仙台藩主である伊達政宗は、伝統を重んじつつ、当時流行の舶来品であるガラス器や最新の技術と建築様式、絵画などを取り入れた大広間等の新しい要素を組み入れることにより、政宗らしさともいえる特色のある文化を築き上げました。これまでの発掘調査でも、それらの文化を特徴づける遺構や遺物を確認しています。

本丸には大広間を中心とした桃山期の特色を受け継ぐ御殿群があり、本丸北壁石垣の調査でまとまって出土したヨーロッパ産ガラス器や金箔瓦を含む近世初期の遺物群は貴重な資料です。一方、政宗の下屋敷があった東丸（三の丸）跡では、池や茶室の跡と共に高級茶器等を確認しています。また、酒造屋敷跡は、発掘調査により酒造りを裏付ける建物跡や遺物を確認しており、城内で酒造りが行われていたことを示す全国的にも極めて珍しい場所です。これらの特色ある遺構や遺物等は、政宗らしさをうかがわせる文化として高い価値を持っています。

■構成要素

本丸跡の遺構と遺物／東丸（三の丸）跡の遺構と遺物／造酒屋敷跡の遺構と遺物



図4-4 遺構表示された本丸大広間跡

5 杜の都仙台の象徴

仙台城跡は「仙台」発祥の地として、近世から現代に至るまで、地域とともに歴史を刻んできた杜の都仙台を象徴する史跡です。(詳細は本計画 P.19 2-2-(2) を参照)

近世は伊達家の居城が置かれる仙台藩政の拠点であり、近代以降は本丸跡が公園等として地域住民に活用され、二の丸跡は旧軍施設や大学として利用されました。現代では地域住民だけでなく、全国の人々が訪れる仙台の主要観光拠点となっています。本丸跡からの眺望は、来訪者に緑豊かな景観を深く印象付け、「杜の都」という呼称の普及に大きく貢献しました。

このような様々な土地利用の中で、藩政期より保護されてきた青葉山の豊かな自然は国指定天然記念物、仙台城跡は国指定史跡となり、地域と行政が一体となってその価値を護り続けてきました。仙台城跡のように国指定史跡の中に国指定天然記念物を含む城郭は全国的にも稀有であり、杜の都仙台の象徴としての価値をより高めています。

■構成要素

曲輪等の全体的地形／城郭の一部としての自然地形／天然記念物青葉山／水利システム／眺望



図 4-6 整備全体のイメージ図(本質的価値が顕在化された姿)

※現時点での整備イメージ図 今後変更の可能性あり

第5章 仙台城跡および広域関連整備の現状と課題

5-1 仙台城跡の現状と課題

仙台城跡の本質的価値を確実に保存しつつ顕在化を図り、仙台城跡の活用を促進するためには、仙台城跡の現状と課題を把握した上で適切な整備を図る必要があります。

下記表は、仙台城跡全体の現状と課題を保存と活用の観点から整理したものです。ここで記載する現状と課題は、本質的価値を含む史跡全体に関わるもので、それぞれの具体的な課題は7章-1(P.52~67)にて記載します。

表 5-1 仙台城跡の現状と課題

	現状	課題
保存のための整備	仙台城跡の大部分の実態が未解明	<input type="checkbox"/> 計画的かつ継続的な各種調査研究 <input type="checkbox"/> 史跡指定地の拡大 <input type="checkbox"/> 日常の維持管理 <input type="checkbox"/> 状態記録と変形等の把握 <input type="checkbox"/> 遺構毀損の防止対策(史跡指定地内車両通行管理等) <input type="checkbox"/> 修景による環境整備
	遺構保存・地形保全の環境整備が不十分	<input type="checkbox"/> 防災および事故防止と周知に配慮した整備
	自然災害・事故等への対策と周知機能の不足	<input type="checkbox"/> 危険箇所等の把握と周知 <input type="checkbox"/> 安全・安心を確保する整備
活用のための整備	来訪者の安全を確保する取組が不十分	<input type="checkbox"/> 自然景観と調和する城郭らしい景観の確保 <input type="checkbox"/> 修景による城郭らしい景観と眺望の確保
	史跡と自然環境が調和する景観・眺望の確保が不十分	<input type="checkbox"/> 調査研究成果の積極的な公開と周知 <input type="checkbox"/> 来訪者が史跡の理解を深めるための整備 <input type="checkbox"/> 回遊を促す城内空間の整備 <input type="checkbox"/> 新しい史跡活用技術の導入 <input type="checkbox"/> 学びの機会の提供やイベントの実施
	来訪者が史跡の価値を理解するための取組の不足、興味・関心を得るために活用の不足	<input type="checkbox"/> パリアフリー、ユニバーサルデザイン等を意識した城内空間の整備
	支援を必要とする方や外国人観光客等を含めた様々な来訪者に対応した整備が不足	

仙台城跡を中心とした半径5～6kmの範囲には、経ヶ峯伊達家墓所や石切丁場推定地に加え、仙台城跡とともに日本遺産「政宗が育んだ“伊達”な文化」の主要構成要素となっている陸奥国分寺薬師堂（国重要文化財）や大崎八幡宮（国宝）といった、仙台城跡に深い関わりをもつ歴史資産（以下「関連歴史資産」とします。）がおよそ18箇所あります（第2章P.23参照）。これらの関連歴史資産は仙台城跡と連携した具体的な活用が十分に図られていないため、更なる連携と活用を目指し広域関連整備の対象として下記の通り現状と課題を整理します。なお、これらの関連歴史資産との連携と活用については「7-10 公開・活用に関する計画」P.92～95に記載します。

(1) 関連歴史資産の周知にかかる現状と課題

- ①仙台城跡と関連歴史資産を巡るきっかけとなるストーリーや解説が不足しており、存在の周知と一体的な回遊が図られていません。そのためストーリー付けや解説施設の設置およびその周知を徹底する必要があります。
- ②仙台城関連歴史資産に関する各種パンフレットは、関係機関や関係者等がそれぞれの視点で作成・配置しており、統一感や内容の一貫性が取れない場合があります。そのため、パンフレット作成等における周知状況や内容の共有、情報の補完による、各機関等との連携を図る必要があります。

(2) 関連歴史資産を巡るコース等にかかる現状と課題

仙台観光国際協会や、隣県の自治体で構成される伊達な広域観光推進協議会等により、主要な関連歴史資産を巡るモデルコースが複数設定されていますが、公共交通機関では来訪しにくい箇所もあり、複数の移動手段を利用した広域な関連歴史資産を巡るためのモデルコースが設定されていません。そのため、関連歴史資産を効果的に回遊するための広域なモデルコースを関係機関と連携して設定する必要があります。



図5-1 るーぶるバス



図5-2 DATEBIKE(レンタサイクル)駐輪場

6-1 コンセプト

「仙台」発祥の地 仙台城跡を より城郭らしく 市民が誇りをもてる場所へ ～新たな杜の都にふさわしい歴史的眺望“政宗ビュー”の実現～

このコンセプトには、整備を通して実現を目指す仙台城跡の姿が示されています。

「仙台」とは中国唐代の漢詩にある「仙人が住む高台」を意味すると言われており、そこにはこの地の未永い繁栄を願う初代仙台藩主伊達政宗の強い思いを感じ取ることができます。仙台城跡は、藩政期から受け継がれてきた仙台という地名の由来、いうなれば「仙台」発祥の地であり、今では国史跡として未来に継承すべき国民・市民の財産となっています。

また、仙台城本丸跡は、政宗が城下を見渡した場所であり、近代以降も縁に囲まれた市街地の眺めが来訪者に親しまれ、「杜の都」の呼称を広めることになった、杜の都を見守り続けてきた場所です。

本計画では、こうした歴史的意義を十分に踏まえ、市街地から望む自然環境と調和した城郭らしい姿と、歴史的な背景を踏まえた本丸跡からの眺望を“政宗ビュー”と称し、これを実現することにより、仙台城跡がより一層地域の誇りとなることを目指し、仙台城跡の保存と活用のための整備を推進します。

6-2 基本理念

基本理念

仙台の象徴として
守り伝える
歴史・文化的遺産

- 自然環境と調和した史跡整備を実施し、仙台城跡の適切な保存と活用を図ることにより、仙台の象徴であり歴史の原点である仙台城跡を市民の誇りとして次世代へと確実に継承します。
- 継続的な調査・研究を行い、仙台城跡の実態を解明し、調査成果に基づいた整備を行うことで、来訪者の理解・関心を深めます。

安全・快適に史跡
に親しみ学べる
地域の城

- 様々な来訪者がより安全・快適に散策できる城内環境を実現します。
- 様々な来訪者が城内を回遊しながら史跡に親しみ、その歴史や価値を学ぶことができる整備を行います。

仙台のまちづくり
と地域の活性化
へつなぐ観光資源

- 仙台のまちづくりの中核事業として整備し活用を図ります。
- 地域活性化に資する観光資源として魅力ある整備を行い、多くの来訪を促します。

仙台城跡の整備にあたっては、前節で述べた基本理念に基づき基本方針を下記の7つに定めます。

(1) 継続的な調査研究と維持管理による、遺構・遺物の保存と次世代への継承

継続的な調査研究の実施により、仙台城跡の実態解明に努めます。また、計画的かつ継続的な維持管理によって、仙台城跡における本質的価値の中核をなす遺構・遺物を恒久的に保存し、次世代へと継承します。

(2) 城郭らしい景観の顕在化および眺望の確保

城郭らしい景観とは、仙台城跡の本質的価値を構成する要素（第4章で前述）が顕在化され、来訪者がその価値を体感し、理解を深めることができる景観のことを指します。仙台城本来の地形や遺構の顕在化、歴史的建造物の再現等により、一層城郭らしい景観を創出します。なお現在、城郭らしい景観と城郭内外からの眺望は、繁茂した植生によって阻害されています。そのため、「植生の調査と整備」（以下、「修景（植生）」とします。）の検討を行い、城郭らしい景観の顕在化と眺望の確保を図ります。修景（植生）は関連部局との連携を図りつつ、青葉山の自然環境と調和した方法で行います。

(3) 安全・安心・快適な城内環境の実現

史跡指定地内での防災・防犯施設の適切な整備、城内の日常的な点検等による状態把握を行い、危険性を含む箇所の周知と迅速な対応を徹底することで、安全性を確保し安心できる城内環境の実現を図ります。また、園路や便益・サイン施設等を整備し、来訪者にとって快適な城内環境の実現を目指します。

(4) 来訪者の回遊性向上

園路整備や便益・サイン施設の設置、見所の創出、イベントの実施等、来訪者の回遊性向上を図るための適切な整備を実施します。また、仙台城跡の歴史を体感しながら理解を深めることができるモデルコースの設定と周知を図ります。さらに、ガイダンス施設や公園施設などを含む周辺施設や関連歴史資産と連携を図り、仙台市街地を含む仙台城跡周辺との連続性のある回遊も促進します。

(5) 様々な来訪者への適切な対応

支援を必要とする方や外国人観光客など、仙台城跡を訪れる様々な方が仙台城跡の魅力を体感し、理解を深めることができるよう、多言語表示等のユニバーサルデザインと、バリアフリーの観点を考慮した整備を行います。

(6) 史跡情報の積極的公開・活用・広報

仙台城跡の魅力に触れ、理解を深めてもらえるよう、継続的な調査研究の成果を公開し、成果に基づいた活用を積極的に行います。また、興味・関心をより多く得られるように仙台城跡の魅力を積極的に広報します。

(7) 市民協働・地域との連携推進

仙台市民と仙台城跡の価値を共有し、地域との連携を密に図ることで「地域の城」としての認識を深め、仙台市のまちづくりに寄与します。また、イベントや学習機会の提供等、地域住民のニーズに合った活用を検討し、仙台市的主要観光拠点として市民協働で地域活性化を目指します。

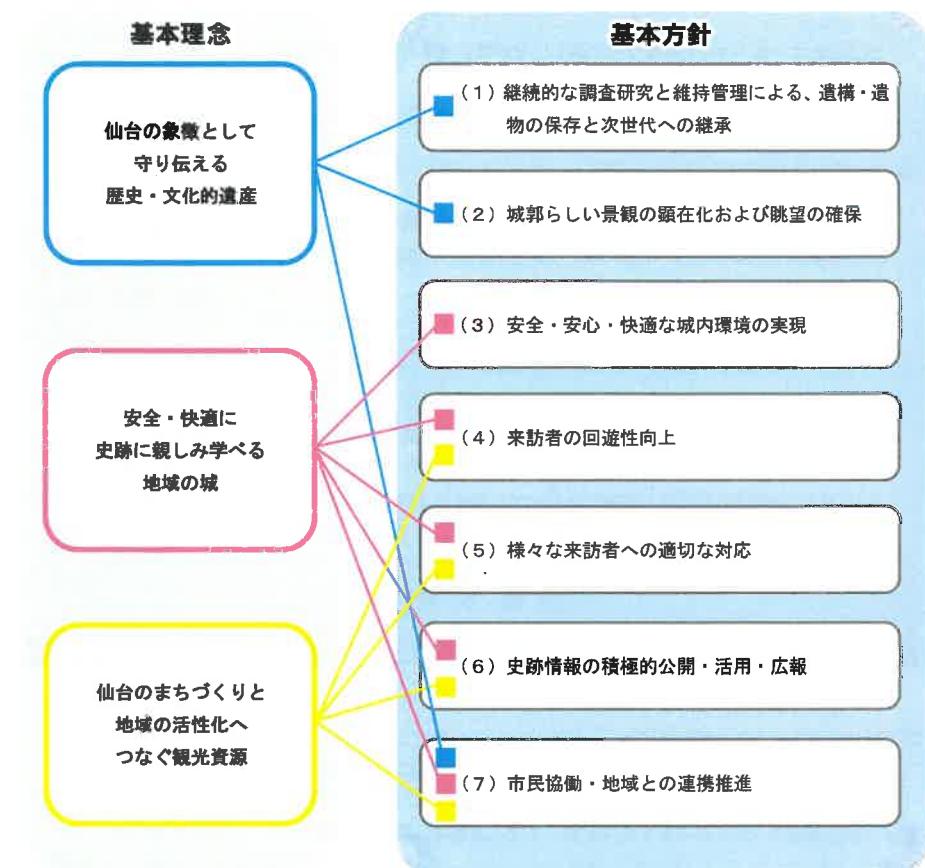


図6-1 基本理念と基本方針の関係図

なお、本章で述べた基本方針と、第7章で述べる各整備の計画との関係は、下記のとおりです。
※整備の計画のうち「7-1 全体計画・地区区分計画」と「7-11 管理・運営に関する計画」は、整備全体に関わる内容のため、下記表には表していません。

基本方針	整備基本計画
(1) 繼続的な調査研究と維持管理による、遺構・遺物の保存と次世代への継承 発掘調査や史資料調査の実施、き損や災害への対応	7-2 遺構保存 7-3 調査
(2) 城郭らしい景観の顕在化および眺望の確保 遺構の顕在化、修景（植生）、歴史的建造物の再現	7-4 修景 7-5 遺構表現 7-9 地形造成
(3) 安全・安心・快適な城内環境の実現 災害対応、石垣の動態観測の実施と更新、危険木への対応、雨水排水処理	7-4 修景 7-9 地形造成
(4) 来訪者の回遊性向上 各整備区域の拠点化、各回遊ルートの意味づけ、案内・サイン施設整備、ガイド活動	7-6 動線 7-7 案内・解説 7-8 便益
(5) 様々な来訪者への適切な対応 バリアフリー、ユニバーサルデザイン	7-7 案内・解説 7-8 便益
(6) 史跡情報の積極的公開・活用・広報 出前講座、見学会、イベント利用、ガイド活動、博物館や青葉山公園（仮称）公園センターとの連携	7-10 公開・活用
(7) 市民協働・地域との連携推進 史跡の保存・活用等における市民協働、学校教育との連携、関連歴史資産ネットワーク	7-10 公開・活用

第7章 整備基本計画

本章では、仙台城跡の整備における地区区分計画と地区ごとの現状と課題および具体的な対策方針を記載し、それに基づいて史跡の保存・調査（7-2～7-3 P.68～71）と史跡の整備（7-4～7-9 P.72～91）という考え方でそれぞれ必要な項目について整理し記載します。また、公開と活用、管理運営の体制についても記載します。

7-1 全体計画および地区区分計画

(1) 全体計画

本計画では仙台城跡の整備について前章で提示したコンセプトおよび基本理念・基本方針に基づき、実効性のある10年間（令和3～12年）の計画を設定します（第8章P.97～106）。なお、11年目以降の整備内容については後期整備の実施状況等を勘案し、本計画の見直しを行い検討していきます。

整備の基準となる時期は、原則として城郭が機能した最終の時期である幕末期としますが、遺構の残存状況等によっては、曲輪や整備ゾーン単位などで、そのほかの適切な整備の基準となる時期を検討します。

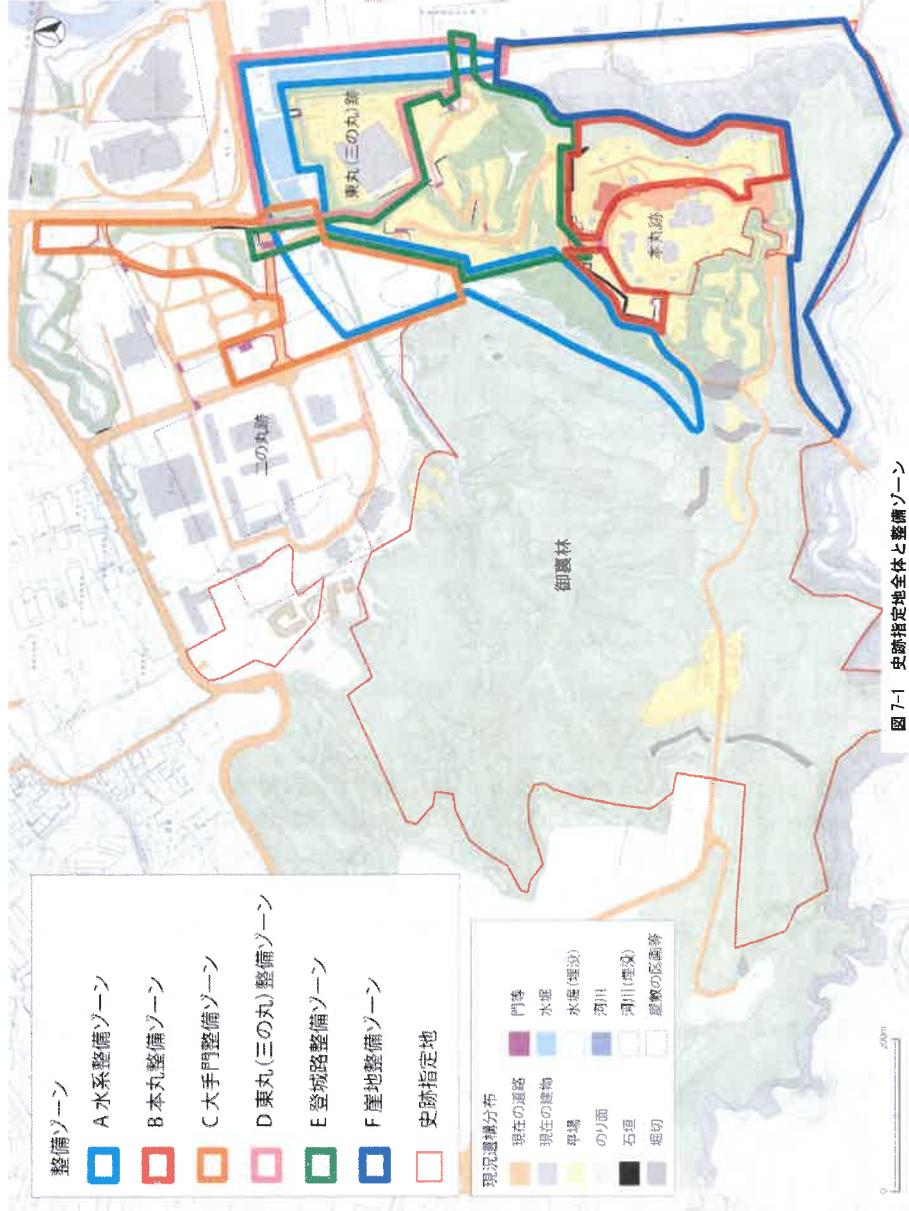
(2) 地区区分計画

整備にあたり、仙台城跡を構成する曲輪や地区の特性、歴史的変遷、整備上の課題を考慮して地区区分を行い、A～Fの6つの整備ゾーンを設定します。さらに来訪者が安全・快適に仙台城跡全体を回遊し、より深く魅力に触れるように、それぞれの整備ゾーンに14の整備区域を設けます（表7-1）。各ゾーンおよび区域の詳細と、現状と課題および対応方針についてはP.54～65で詳述します。

なお、整備ゾーン・整備区域は、平成16年3月策定の「仙台城跡整備基本構想」に基づいていますが、本丸北西地区が追加指定されたこと等により、一部内容を見直しました。

表7-1 整備ゾーンと整備区域

整備ゾーン名	整備区域	範囲
A 水系整備ゾーン	①御裏林整備区域	御裏林の御清水堀～中島池跡～五色沼～長沼の一帯
	②中島池・東丸（三の丸）堀整備区域	
B 本丸整備ゾーン	③本丸御殿整備区域	本丸跡の一帯
	④本丸縁辺地整備区域	
	⑤本丸北西部整備区域	
C 大手門整備ゾーン	⑥大手門整備区域	大手門～二の丸詰門～中島池跡～扇坂下の一帯
	⑦二の丸詰門整備区域	
	⑧扇坂下整備区域	
D 東丸（三の丸）整備ゾーン	⑨東丸（三の丸）蔵屋敷整備区域	東丸（三の丸）跡の一帯（五色沼、長沼含む）
	⑩東丸（三の丸）外構整備区域	
E 登城路整備ゾーン	⑪登城路整備区域	巽門からと大手門からの本丸へ至る登城路とその一帯
	⑫造酒屋敷整備区域	
F 崖地整備ゾーン	⑬追廻廄整備区域	本丸東および南の崖地の一帯
	⑭崖地整備区域	



【整備ゾーンおよび整備区域の現状・課題と整備等の方針】
設定した6つの整備ゾーンごとに、整備区域の現状・課題、整備等の方針を整理します。

A 水系整備ゾーン

水辺を散策しながら、自然環境を利用した城郭の水利システムについて理解を深めるゾーンです。主に、水系の維持管理を目的とした整備を行います。なお、後述する「大手門整備ゾーン」や「東丸(三の丸)整備ゾーン」と一部範囲が重複していますが、水系整備ゾーンでは水系に関する整備を実施します。

①御裏林整備区域 御裏林内に流れる、御簾水から中島池に至る水系を構成要素とした区域です。

②中島地・東丸(三の丸)堀整備区域
中島地跡から五色沼・長沼に至る水系を構成要素とした区域です。

③御裏林整備区域

中島地跡から五色沼・長沼に至る水系を構成要素とした区域です。

④中島地・東丸(三の丸)堀整備区域

中島地跡から五色沼・長沼に至る水系を構成要素とした区域です。

⑤中島地・東丸(三の丸)堀整備区域

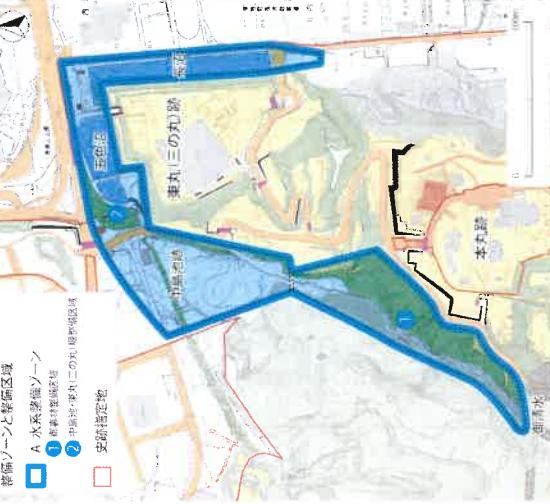
中島地跡から五色沼・長沼に至る水系を構成要素とした区域です。

⑥中島地・東丸(三の丸)堀整備区域

中島地跡から五色沼・長沼に至る水系を構成要素とした区域です。



整備区域	本質的価値を構成する要素	整備の現状と課題	整備等の方針
A 水系整備ゾーン	仙台城の堀や本丸等の水源である御簾水の周辺には、かつて取水口の防護櫓を考えられた櫛櫓(石垣)が未整備の状態で残存している。	→関係機関と連携して整備の実施明のための調査を行い、その成果に基づく整備を検討する。	
①御裏林整備区域	*城郭の一部 ・天然記念物青葉山	後御簾水周辺には、近代以降に設置されたコンクリート製造物が残置され、歴史的景観上、よさわしい状況となっていない。	→コンクリート製造物の撤去を行い、御簾水周辺の整備と周辺の自然環境との調和を目指す。
②中島地・東丸(三の丸)堀整備区域	①御裏林整備区域	御簾水周辺での動線が未整備である。 天然記念物青葉山の管理と仙台城跡の調査等が十分に図られていない。	→城郭全体の水利システムを理解できる整備を検討し、案内サインの設置、御簾水までの園路等の整備を目指す。
③中島地・東丸(三の丸)堀整備区域	・各曲輪 ・城郭内の遺構	御簞水を水源とする仙台城跡の水利システムについて開拓が図られていない。	→仙台城跡の解説のつととして、御簞水、五色沼、長沼から広瀬川にいたる水利システムを広く周知できるよう整備を目指す。
④中島地・東丸(三の丸)堀整備区域	・堀跡	五色沼および長沼を水源とする水系について維持管理を行っているが、整備に伴う拡大する排水管整備について検討が図られていません。	→地元管理組田の拡大後も、関係部局と連携の上、計画的な清掃と浸透※工事をより一層充実させ、継続的な水質管理を行う。



B 本丸整備ゾーン
本丸跡と、本丸跡から望むる別院庭や演武場などの開発性について理解を深めるゾーンです。



③本丸御殿整備区域
大手門跡や櫓門跡等の本丸御殿の構成要素とした区域です。

④本丸縁側や整備区域
西門跡の虎口や石垣等が存在していた区域です。大番士土手には、土里遺構が現存しています。

⑤本丸西北部整備区域
西門跡の遺構や築城要素とした区域です。

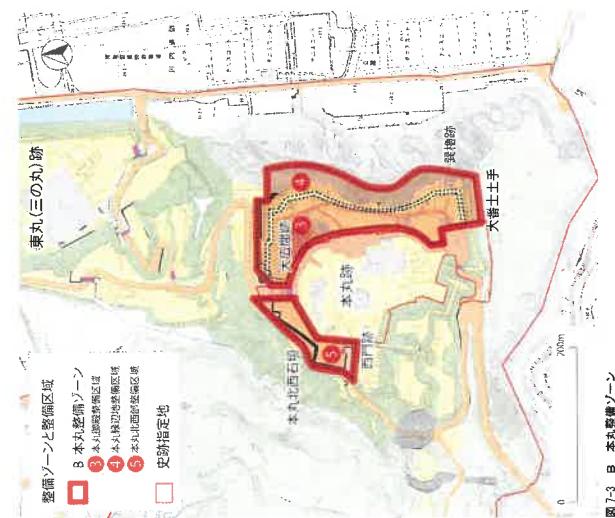


図7-3 B 本丸整備ゾーン

C 大手門整備ゾーン
大手門跡を中心とした、二の丸跡や櫓門、中島池跡を含む一帯の大手門跡の開拓と、落成した大手門跡としての二の丸について理解を深めるゾーンです。主に各種調査成果に基づく歴史的遺物の再現と遺構の整備を行います。

⑥大手門整備区域
落行などなるこの丸に出自する築土の塁跡として使われた区域です。現在は仙台市博物館の第一駐車場として使用されています。



図7-3 C 大手門整備ゾーン

施備区域	本丸的価値を構成する要素	整備の現状と課題	
		整備等の対応方針	整備等の対応方針
②本丸御殿整備区域	・主要曲輪	奈良調査が十分に実施されておらず、区域内の実態が明らかにならない。	→計画的な各種調査を行い、成果を積極的に公開し、実感がもたらかになった遺構の整備を目指す。
	・石垣	仙台城の中でも甚しき者が多い区域だが、来訪者は本区域の北東部でも市街地を眺めに来ています。	→サイン施設や物説の整備を行い、回遊性を向上させ、来訪者が仙台城の価値を理解できる環境を整備する。
	・門跡	仙台城元門跡と、本丸城金体の石垣モザイクがならいます。	併せて、伊へント等への活用を伝える機会とするとともに、史跡全体に仙台城の回遊性を算する展示を目指す。
③本丸御殿整備区域	・区域内的遺構	本丸御殿跡と、本丸城金体の石垣モザイクがならいます。	→整備表示を日常的に点検し、補修や応急的な措置等を行なう。
	・大広間跡他	大広間跡の遺構表示は、経年劣化等により、部分的な損傷がみられます。	→安全の徹底を図る。
	・区域内外の出土遺物	区域内外の石垣について、総合管理の基本台帳となる石垣カルテが作成されています。	→関係部門と連携して石垣カルテ等を作成し、き損等が発生した場合は調査等を行う。
④本丸御殿整備区域	・曲輪	本丸東側通面の櫻庭辺は現在も大雨時ににより崩落が続いているが部分的な補強工事に留まっています。	→施設の定期的な監視により崩落状況の把握に努め、崩落が認められた場合は、関係部署と連携して早急に補強工事を実行する。また、来訪者が陥落を周知し安全性を確保する。
	・石垣	発掘調査が一部で実施され、成果を積極的に公開し、実感がもたらかになった遺構を算する。	→計画的な各種調査を行い、成果をもとに区域内外への説明会を開催する。
	・城郭の一端	植生が市街地への眺望を阻害し、かつ選擇等への影響も懸念されています。	→整備保護、堆積土砂や植生修景方針に基づく修景(植生)が継続的に行なう。
⑤本丸御殿整備区域	・自然地形	区域内外の石垣について、総合管理するための基本台帳となる石垣カルテが作成されています。	→登録(植生)による眺望確保に伴い、眺望サンイン等を設置する。
	・門跡	来訪者から開闢歴や産業などの理解が得られないがためである。	→休憩施設が不足しており、来訪者にとって快適な休息環境となつてしまっている。
	・遺物	休憩施設が不足しており、来訪者にとって快適な休息環境となつてしまっている。	→休憩施設を追加し、休憩に回遊できる城内動線を目指す。
⑥本丸西北部整備区域	・曲輪	本丸西北石垣に沿う市道を車両が通行することにより、石垣の生き損が頻繁に起きている。	→車両通行規制を含めた、市道の改修に基づいての施設を開設する。
	・石垣	区城内外の石垣について、総合管理するための基本台帳となる石垣カルテが作成されています。	→関係部門と連携して石垣カタチ等を作成し、維持管理を行なう。また、変形やき損が認められた場合は補修や応急措置を行う。
	・門跡	安全上の問題から区域内外の市道側からの来訪者の立ち入りを規制しており、本質的価値等の周知が十分にできていません。	→西門跡などを見学しながら安全に回遊できる動線の整備、サイン等の整備を目指し、来訪者の理解を促す。
⑦二の丸御殿整備区域	・城郭の一部	区域内外の石垣について、本質的価値等の周知が十分にできていません。	→既設の解説サインについて、見学者が解説した設置位置におけるデザインの検討を行なう。
	・自然地形	大手門跡が作成されています。	およびデザインの検討を行なう。

56・57

施備区域	本丸的価値を構成する要素	整備の現状と課題	
		整備等の対応方針	整備等の対応方針
①大手門整備区域	・曲輪	奈良調査会は一部でのみ実施しており、区域内外への監視が実施が明らかにならないため未整備箇所がある。	→計画的な各種調査を行い、成果を積極的に公開し、実感がもたらかになった遺構を算する。
	・区城内の櫻	大手門および大手門基盤の復元は社臣等からの要望も寄せられていますが、これまで実現に至っていない。	一大手門および大手門基盤の復元を目指し、必要となる各種調査を計画的に実施する。
	・石垣	大手門跡上を市道が通り、復元を行う状況が整っていません。	→大手門復元に向けて車両通行規制を含めた市道仙台燃氣線の改修を行い、問題解決を実現する。
②大手門整備区域	・門跡	城郭の一部としての自然地形	→本質的価値の頗る高い遺構を実施する際と、中島跡部との周辺を整備工事ヤードとしての使用を妨げる可能性がある。
	・空堀路	土壟物	管石材の貯り最の施設を実施する際と、中島跡部との周辺を整備工事ヤードとして使用する際には関係部署と連携し、保管材の搬出を行なう。
	・中島池跡	区城内外の出土物	→本質的価値の頗る高い遺構を実施する際と、中島跡部との周辺を整備工事ヤードとしての使用を妨げられるが、米澤空港であるため、実感がもたらかになつた遺構を算する。
③大手門整備門跡	・区城内の櫻	二の丸御門跡等の遺構が存在してこどもられるが、米澤空港であるため、遺構が不明であり、遺構に開闢された櫻門跡が行なわれていない。	→本質的価値の頗る高い遺構を実施する際と、中島跡部との周辺を整備工事ヤードとしての使用を妨げられない。
	・門跡	繁茂した植生により、仙台城跡の一部であることが認識しにくくなっています。	→本質的価値の頗る高い遺構を実施する際と、中島跡部との周辺を整備工事ヤードとしての使用を妨げられない。
	・史跡指定地	区城内外の出土物	→本質的価値の頗る高い遺構を実施する際と、中島跡部との周辺を整備工事ヤードとしての使用を妨げられない。
④貢坂下整備区域	・櫻	二の丸御門跡等の遺構が存在してこどもられるが、米澤空港であるため、遺構が不明であり、遺構に開闢された櫻門跡が行なわれていない。	→本質的価値の頗る高い遺構を実施する際と、中島跡部との周辺を整備工事ヤードとしての使用を妨げられない。
	・土壟物	本区域から二の丸御門跡等が存在してこどもられるが、米澤空港で開闢する櫻門跡が行なわれていない。	→本質的価値の頗る高い遺構を実施する際と、中島跡部との周辺を整備工事ヤードとしての使用を妨げられない。

58・59

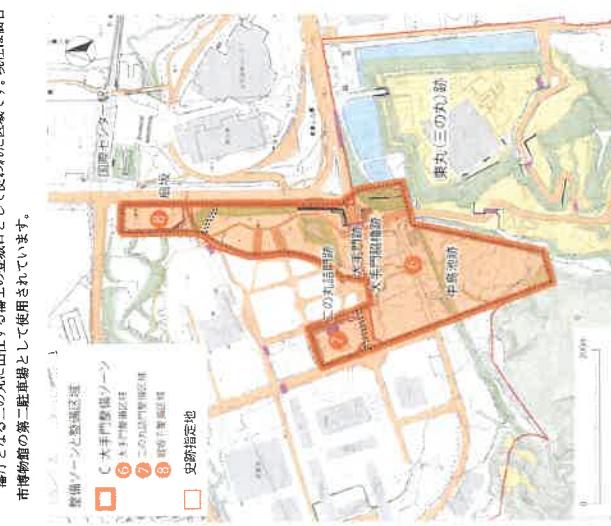


図7-4 C 大手門整備ゾーン

□ 東丸（三の丸）整備ゾーン
堀や土塁といった城郭における外濠の形状や規模と、その防御性について理解を探るゾーンです。主に各施設を成立に基づいた堀や土塁の頃在化、歴史的造物の再現や、遺構の整備を行います。

③東丸（三の丸）施設整備区域
堀と土塁により区画された曲輪を構成要素とした区域です。築城期には、藩主の居館や施設があり、二つの造り堀と土塁を構成要素とした区域です。現在では土塁が撤去され、現在は、仙台市博物館が設置されています。

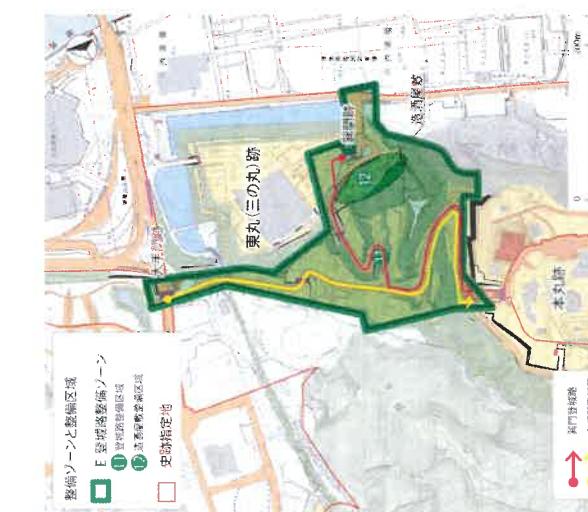
④東丸（三の丸）外構整備区域
曲輪を区画する堀と土塁を構成要素とする区域です。堀は、御清水から生じた湧水を水源としていました。藩政期には、堀門の南東にもカサ型の堀がありましたが、現在は埋没しています。



E 築城路整備ゾーン
築城路を中心とした、城郭の構造と景観について理解を探るゾーンです。現在時の路面や形状等の構造を探ります。

①築城路整備区域
山上の本丸へ至る築城路が存在し、城郭の防衛上重要な区域です。礎石跡や井戸跡の他、木棺等が出土しています。

②造酒屋敷整備区域
東門の西側に位置する曲輪で、藩政期の造酒屋敷が存在していました区域です。礎石跡や井戸跡の他、木棺等が出土しています。



F 築城路整備ゾーン
築城路を中心とした、城郭の構造と景観について理解を探るゾーンです。現在時の路面や形状等の構造を探ります。



水堀(五色沼)と土塁
子門周辺
土塗(2)

整備区域	本質的価値を構成する要素	整備の現状と課題	整備等の対応方針
⑨東丸（三の丸）施設整備区域	・曲輪 ・区城内の造構 ・石垣 ・区城内の出土遺物	施設調査は一部での実施しており、本区域の构造や歴史的変遷等の実態が明かになっていないため、遺構が行われていない。	→計画的な各種調査を行い、成果を積極的に公開し、実感が明らかになった施設の整備を目指す。
⑩東丸（三の丸）外構整備区域	・石垣 ・土塁 ・掘跡 ・門跡	仙台市博物館は仙台城跡のガイドンス施設として、来訪者に対して史跡の理解を促す展示を行っている。 仙台市博物館は築34年が超過しており、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）で倒壊災害と経年劣化のため、令和3～5年に長寿命化改修を実施する。	→仙台城跡に関するガイドンス機能の更なる向上に向けて、仙台城跡の光景を図ることとともに、史資料館および挖掘調査による成果と史跡整備の成果を反映した展示を行う。 →改修後も定期点検とその結果撮像等が明らかにならえた場合、来訪者の安全確保と顯示物の保護のため、修繕等を行なう。

60・61



構造の構造する土塁
子門周辺
土塗(1)



水堀(五色沼)と土塁
子門周辺
土塗(2)

整備区域	本質的価値を構成する要素	整備の現状と課題	整備等の対応方針
⑪東丸（三の丸）施設整備区域	・曲輪 ・区城内の造構 ・石垣 ・区城内の出土遺物	仙台市博物館は仙台城跡のガイドンス施設として、来訪者に対して史跡の理解を促す展示を行っている。	→仙台城跡に関するガイドンス機能の更なる向上に向けて、仙台城跡の光景を図ることとともに、史資料館および挖掘調査による成果と史跡整備の成果を反映した展示を行う。
⑫東丸（三の丸）外構整備区域	・石垣 ・土塁 ・掘跡 ・門跡	仙台市博物館は築34年が超過しており、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）で倒壊災害と経年劣化のため、令和3～5年に長寿命化改修を実施する。	→改修後も定期点検とその結果撮像等が明らかにならえた場合、来訪者の安全確保と顯示物の保護のため、修繕等を行なう。

60・61

整備区域	本質的価値を構成する要素	整備の現状と課題	整備等の対応方針
⑬東門整備区域	・曲輪 ・区城内の造構 ・石垣 ・土塁 ・掘跡 ・門跡	素成した植生により、遺構や地形への影響が懸念され、土塁等の遺構が認識しにくくなっている。	→遺構保存と本質的価値の顕在化に向けた、植生修景が針に基づく修景（復生）を継続的に行なう。
⑭東門整備区域	・曲輪 ・区城内の造構 ・石垣 ・土塁 ・掘跡 ・門跡	素成した植生により、遺構や地形への影響が懸念され、土塁等の遺構が認識しにくくなっている。	→各調査により種の実態が明らかになった場合は園芸成果に基づく斟酌を行なう、根の伐元を行う。

60・63

整備区域	本質的価値を構成する要素	整備の現状と課題	整備等の対応方針
⑮大手門整備区域	・曲輪 ・区城内の造構 ・石垣 ・土塁 ・掘跡 ・門跡	素成した植生により、遺構や地形への影響が懸念され、土塁等の遺構が認識しにくくなっている。	→遺構保存と本質的価値の顕在化に向けた、植生修景が針に基づく修景（復生）を継続的に行なう。
⑯大手門整備区域	・曲輪 ・区城内の造構 ・石垣 ・土塁 ・掘跡 ・門跡	素成した植生により、遺構や地形への影響が懸念され、土塁等の遺構が認識しにくくなっている。	→各調査により種の実態が明らかになった場合は園芸成果に基づく斟酌を行なう、根の伐元を行う。

60・63

G 本丸(三の丸)整備ゾーン

F 産地整備ゾーン
自然地形を利用した山城の性格を持つ城郭としての景観の理解を深めるゾーンで
す。遺構保存と景観保全の面から、本丸跡周辺の施設を行います。

③追加整備区域
本丸東側・南側・広瀬川とその支流である竜の口渓谷の自然風からなる区域です。
これらの自然地形は本丸の防衛上の機能を果たしていました。瀧原馬場には、広瀬川
が本丸東側の屋下を通っています。現在は開拓した河川へ移動し、日向部分（図
2-9 P22 参照）は公園として利用されています。

④崖地整備区域
本丸東側・南側の自然風の緩斜面部分にあたる区域です。追加馬場に隣接していることか
ら、馬場が存在したと考えられています。現在は開拓したテニスコート利用者のため
の駐車場が設置されています。

本丸東側崖地(2)



整備区域	本質的価値を 構成する要素	整備の現状と課題	
		整備等の対応方針-	整備実施の際の留意事項
③崖地整備区域	・堀跡 ・城郭の一部 としての自 然地形	史跡指定地内にテニスコート用の駐車場が設置されており、 利用状況として望ましい状態ではない。 絵図により本区域に存在したと考えられる窓や河道などの現 状等が不明である。	→当面はテニスコート用駐車場として維持し、将来的な取扱 いについては関係部局と検討する。 →計画的な各箇所調査を行い、その成果を積極的に公開すると ともに、利活用の方針を検討する。
④崖地整備区域	・曲輪等の全 体的地形	崖面を見学するための動線設定とサインが不十分である。 崖地の崩壊が進むことにより、遊歩の減少や来訪者への安全性 への影響が懸念される。	→一域の防護施設である崖面等を来訪者が安全に見学でき う、動線設定とサイン等の整備を目指す。 →崖地削除工事の範囲や工法について検討する。
	⑤崖地整備区域	崖地の崩壊から本丸縁にかけての樹木の繁茂により、連作や地形 への影響が懸念され、市街地から城への眺望が阻害されている 。	→遺構保護・本質的価値の顕在化・眺望確保に向けた、植生修 景方針に基づく伐倒・撤去（撤生）を継続的に行う。

64 • 65

○整備ゾーンに含めない範囲

仙台城跡には、「史跡指定地」と「史跡を目指す範囲」があります（図 1-1 P2 参照）。「史跡指定地」のうち、所有者との調整等が必要な土地については、今回の整備ゾーンに含めませんが、土地所有者と連携し、現状の維持管理に努めます。また、「史跡を目指す範囲」についても、今回の整備ゾーンには含めませんが、遺構保存と活用が図られるよう関係者等と調整します。

ア. 史跡指定地

史跡指定地のうち整備ゾーンに含めない範囲は、本計画の計画期間では、現状の維持管理に努め、将来的に整備手法等の検討を行うこととします。範囲と本計画の計画期間における方針は、下記の通りです。

[平成 22 年度追加指定地（二の丸跡西部）]

この区域は、二の丸跡の西端部から二の丸跡外にかけての区域であり、二の丸跡の外郭を区画する堀跡や溝跡、武家屋敷跡などの存在が想定されます。現在は、更地や山林となっています。

二の丸詰門整備区域と離れており、二の丸跡の主要な殿舎からも離れていることから、史跡全体から見て整備の優先度は低く、そのため、現時点では整備区域としての設定は行わず、現状の維持管理に努めます。

[平成 24 年度追加指定地（本丸跡西部）]

この区域は、平成 24 年度に追加指定された区域の南西部にあたります。本丸跡の西辺部の区域であり、切通や平場等の遺構があります。現在は、山林となっています。

園路やサイン施設等の整備については関係者と協議が必要なため、現時点では整備区域としての設定は行わず、現状の維持管理に努めます。

[御裏林（水系整備ゾーンを除く範囲）]

この区域は、天然記念物青葉山に指定され、東北大学植物園として東北大学によって管理されています。区域内には、本丸跡へ続く尾根を遮断する堀切をはじめ、中世山城期に造成されたと考えられる遺構などが存在しています。当該区域は、史跡指定地に加え天然記念物指定地であることから、関係機関と調整を行い、整備の在り方を検討する必要があります。

そのため、現時点では整備区域としての設定は行わず、東北大学植物園の活用事業との連携を図るとともに、遺構の測量などの調査を計画的に実施しながら将来的な整備の手法を検討していきます。

イ. 史跡を目指す範囲

「史跡を目指す範囲」については、開発行為がある場合は、事前の発掘調査を前提とし、遺構に与える影響が最小限となるよう、引き続き協力を求めます。追加指定後は、本計画におけるいずれかの適切な整備ゾーンに設定し、その整備方針に基づいて、整備手法の検討等を行います。

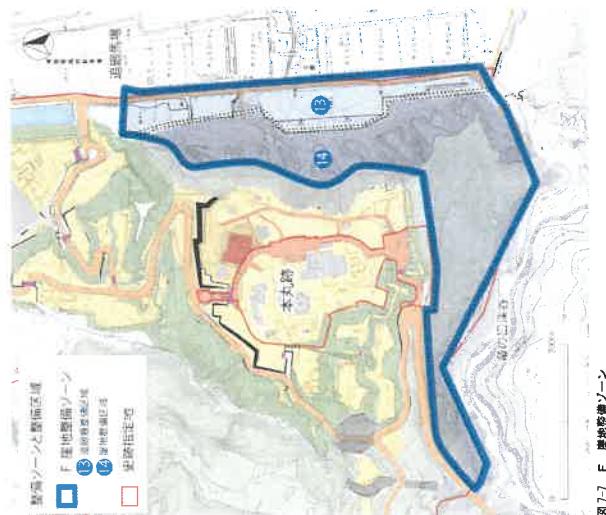


図 7-7 F 産地整備ゾーン

7-2 遺構保存・修復に関する計画

【ゾーニング及び本質的価値と保存地区区分の関係】

仙台城跡は指定範囲が広く、城郭の遺構が残る部分と自然地形の部分があるなど、多様な様相であるため、指定地及び指定を目指す範囲について保存地区を「史跡仙台城跡保存活用計画」(P146～150)で以下のとおり設定した。

(1) 第一種保存地区

主要な曲輪の範囲（第一種保存地区1）と天然記念物指定範囲（第一種保存地区2）

(2) 第二種保存地区

本丸周囲の崖地、本丸東側の旧河道部分

(3) 第三種保存地区

車両通行のある市道部分

(4) 第四種保存地区

将来史跡を目指す範囲

上記の保存地区区分と、本節で設定した整備ゾーンおよび整備区域、第4章で整理した「仙台城跡の本質的価値」との関係性は下記の表のとおりです。

表7-2 整備ゾーン・整備区域と保存地区・本質的価値との関係

整備ゾーン	整備区域	保存地区	本質的価値
A	①御裏林整備区域	第一種保存地区1・2	①⑤
	②中島池・東丸（三の丸）堀整備区域	第一種保存地区1	①
B	③本丸御殿整備区域	第一種保存地区1	①②③④
	④本丸縁辺地整備区域	第一種保存地区1	①②④
	⑤本丸北西部整備区域	第一種保存地区1 第三種保存地区	①②③
C	⑥大手門整備区域	第一種保存地区1 第三種保存地区	①②③⑤
	⑦二の丸詰門整備区域	第一種保存地区1	①②⑤
	⑧扇坂下整備区域	第一種保存地区1	①
D	⑨東丸（三の丸）蔵屋敷整備区域	第一種保存地区1	①③④
	⑩東丸（三の丸）外構整備区域	第一種保存地区1	①③
E	⑪登城路整備区域	第一種保存地区1 第三種保存地区	①③
	⑫造酒屋敷整備区域	第一種保存地区1	①④
F	⑬追廻廻整備区域	第一種保存地区1	①
	⑭崖地整備区域	第二種保存地区	①⑤

遺構保存および修復の手法については、以下のとおりです。また、全ての遺構について、保存・修復に資する基礎データの収集を計画的かつ継続的に行います。なお、今後の調査で新たに遺構が確認された場合も以下の手法に基づいて、保存・修復を図ります。

(1) 地表顕在遺構の保存

①石垣

ア. 石垣カルテの作成

石垣の三面図（平面・断面・立面）を測量図化するとともに、石垣の規模や積み方、石材の破損状況等を記した台帳（石垣カルテ）の作成を目指します。

イ. 継続的な維持管理

継続的に石垣の目地から生える草の除草を行い、石垣をき損またはき損の原因となりうる樹木は、植生修景方針により剪定や伐採を行います。また、石垣の状態について、日常的な見回りによる目視点検を行います。

ウ. 観測

石垣の変形を早期に把握できるよう、3次元測量機器や石垣目地のすき間を計測する機器などにより、定期的に石垣の観測を行います。

エ. 部分的な修復 ((3) 遺構の修復で後述)

自然的要因（地震、大雨等）または人為的要因（事故等）により、石垣のき損等が認められた場合は、速やかに原状復旧を行います。

②土壠、曲輪、門跡の礎石、堀切、井戸跡など

ア. 日常の維持管理

樹木の生長により遺構の変形、き損が懸念される場合は、植生修景方針により剪定や伐採を行います。

イ. 部分的な修復 ((3) 遺構の修復で後述)

自然的要因（地震、大雨等）または人為的要因（事故等）により、遺構の変形、き損が認められた場合は、速やかに原状復旧を行います。

③堀跡、池跡

※日常の維持管理と、部分的な修復については、②-ア、イと同様とし、下記ウを追加します。

ウ. 水質維持

堀の水質維持のため、清掃や浚渫などの措置を行います。

④土壠

大手門北側土壠は、その一部が城内に残る唯一の近世構造物であることから、地表顕在遺構として保存していきます。

日常的な見回り点検を行い、変形やしつぶい剥落等のき損を確認した際には、原状復旧等を行います。また、土壠表面に繁茂したつる性植物等については、しつぶい等の保存のため除去作業を行います。

⑤城郭を構成する自然地形

城郭の防護施設として基本的な形状に組み込まれた自然崖や竜の口渓谷などの自然地形は、本質的価値を構成する重要な要素として保全に努めます。また、日常的な目視点検により、崩落等による地形の変形が認められた場合は、地形保全と安全性確保のため、補強工事等の実施もやむを得ないものとします。その際、工法や材質については遺構保存と景観に配慮した必要最小限のものとします。

(2) 地下に埋蔵されている遺構の保存

①地下に影響を与える行為の規制

ア. 計画的な遺構確認調査の場合

城跡の実態解明のための遺構確認調査は、可能な限り必要最小限の掘削にとどめ、遺構の保存および将来的な調査成果の検証が行えるよう配慮します。

イ. 工事に伴う掘削の場合

公園施設・道路施設の改修、解説サイン等の設置等において掘削が伴う場合は、遺構に影響を与えないよう十分な保護措置をとります。必要に応じて確認調査を行い、掘削可能な深さ（表土、現代の盛土など）や地下遺構の有無等を確認の上、工事による影響を抑えることとします。

②十分な盛土厚の確保

各遺構を保護するため、発掘調査により遺構までの深さを確認し、十分な盛土厚を確保する必要があります。すでに発掘調査を実施した遺構については、その成果により必要な盛土厚を検討します。未調査の遺構については、今後の発掘調査成果に基づき必要な盛土厚を検討します。

遺構までの深さが浅い箇所については、盛土により遺構を保護する等、十分な盛土厚を確保します。

③地下水の影響への対応

各遺構への地下水の影響を確認する必要があります。地質調査が行われている場所については、その調査成果により地下水位の評価を行います。それ以外の場所については、必要に応じて地質調査を行い、地下水位の評価を進めます。

地下水位の影響が想定される遺構については、排水等の整備を進めます。

(3) 遺構の修復

石垣や土塀、土壘等の各遺構がき損した場合の修復の手順については以下のとおりとします。なお、伝統的な工法や材料により形成される遺構は原則としてそれらに基づいた修復を行います。

き損状況の調査と記録、原因の解明
(測量図の作成、地盤調査)



修復範囲の検討



解体工事（解体中の調査・解体の記録）



発掘調査および関係資料調査



修復工事（修復範囲の見直し・修復の記録）



修復後の記録（測量図の作成）



維持管理方針の作成



修復工事報告書の作成

図 7-8 遺構修復の流れ

7-3 調査等に関する計画

今後の整備事業を進めるにあたり、必要となる各種調査を計画的かつ継続的に実施します。各種調査実施にあたっては、史跡の保存および来訪者の安全に十分留意して行い、公開可能な調査成果については積極的な情報公開に努めます。

(1) 仙台城跡の実態解明

①発掘調査

発掘調査により仙台城跡の実態解明に努めます。調査は仙台城跡調査・整備委員会による指導・助言の下に実施します。また、調査による掘削は遺構保存の観点から必要最小限に留めます。

②史資料調査

文献や絵図等の史資料調査により仙台城跡の実態解明に努めます。

③そのほかの調査

植生修景方針に基づいた植生調査により、仙台城跡の植生を把握します。また、整備にあたっては、必要に応じて地盤調査等も実施し、整備地盤の状態を把握します。

(2) 地表顕在遺構の記録

石垣や土塁、曲輪等の地表顕在遺構の測量調査を行い、現状を把握し記録します。これらの測量調査を継続的に実施することで、経年による変化を捉え、危険性を含む箇所を把握します。また、自然的・人的要因により地表顕在遺構がき損し修復が必要となった場合には、修復の基礎資料として測量調査の記録を活用します。

(3) 活用状況の実態把握

来訪手段や来訪目的等、来訪者の実態把握を行い、来訪者のニーズに合った活用方法の検討材料とします。

7-4 修景に関する計画

本計画における修景とは、史跡整備のため景観を整えることを指します。本節では城郭らしい景観を形成しつつ、来訪者にとって安全で快適な城内環境の実現を目指し、植生や様々な構造物等の仙台城跡の景観を構成する要素について適切な修景の方針を定めます。

なお、実施にあたっては関係部局等と調整の上、整備・維持管理を行います。

(1) 植生修景方針

仙台城跡の景観の構成要素である植生は、城郭らしい景観の形成に向けて特に重要な要素となります。それらの植生は以下の植生修景方針に基づき、現状調査を実施したうえで計画を策定し、適切な方法で修景を行います。

①植生調査

仙台城跡において地盤等への影響を考慮しつつ、伐採・剪定または保存の対象となる植生を選定するため、現地踏査と史資料による調査を行います。また、植栽における樹種選定のため発掘調査による過去の植生の調査を行います。

ア. 伐採・剪定の対象となる植生の調査

- 曲輪や石垣等の本質的価値をき損、またはき損する恐れがある植生、来訪者の安全に影響を与える可能性のある植生を把握します。
- 曲輪や石垣等の本質的価値を顕在化するため伐採・剪定が必要な植生および、史跡整備において伐採が必要な植生を把握します。

イ. 保存の対象となる植生の調査

- 史跡指定地内における、天然記念物青葉山に生育する希少な植生の分布状況と鳥獣類が依存する植生について把握します。
- 曲輪や石垣等の本質的価値の保存に寄与する植生を把握します。
- 曲輪や石垣等の本質的価値を顕在化するうえで、天然記念物青葉山の自然環境との調和の観点から伐採・剪定を行う必要がないと判断される植生を把握します。

ウ. 過去植生の調査

- 発掘調査に伴って、花粉分析や樹種鑑定、生物遺体分析等を実施し、過去に生育していた植生を把握します。

②伐採・剪定による修景

植生調査の結果、伐採・剪定の対象と判断された植生は、適切に伐採・剪定を行い、城郭らしい景観の形成に努めます。なお、史跡をき損する植生と来訪者の安全性に影響を与える植生に関しては、その緊急性に応じて早急に伐採・剪定を行い、史跡の保存と安全な城内環境の確保に努めます。



図 7-9 東丸(三の丸)東側土塁に繁茂する植生

③保存による修景

既に保存対象となっている天然記念物青葉山の植生等に加え、植生調査の結果、保存の対象と判断された植生は、「広瀬川の清流を守る条例」等の景観に関する規則（2-3-（2）P.29参照）や、「仙台市みどりの基本計画2012-2020」等の景観計画（1-6-（3）P.7参照）で定められている自然環境の保全と整合した、適切な方法により保存を図り、青葉山の自然環境と調和した仙台城跡らしい景観の形成に努めます。

④植栽による修景

城郭らしい景観形成における天然記念物青葉山の自然環境との調和と、緑陰の配置等の来訪者の安全・快適な利活用を図るために必要と判断された場合、適切な植栽を行います。植栽は、樹高や樹形等の特徴を考慮した樹種、城郭らしい景観と地下構造への影響を与えない位置等を充分に考慮したうえで実施します。なお、過去植生の調査によって、生育していた樹種等が判明している場合は調査成果に基づいた樹種選定を行います。それ以外の植栽は、城郭らしい景観と青葉山の自然環境との調和を考慮し、東北地方在来のものを選択し、栽培品種および景観と調和しない種の植栽は原則行わないものとします。

⑤維持管理による修景

城郭らしい景観を維持するため、伐採・剪定、保存、植栽を実施した植生の維持管理を行います。また、本質的価値の顕在化および城郭らしい景観形成と城内の活用のため、繁茂する草本類の除草を継続的に実施します。

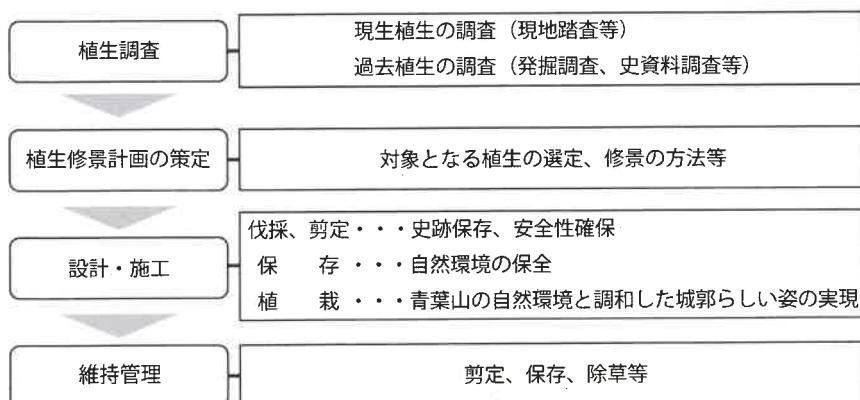


図 7-10 植生修景フロー図

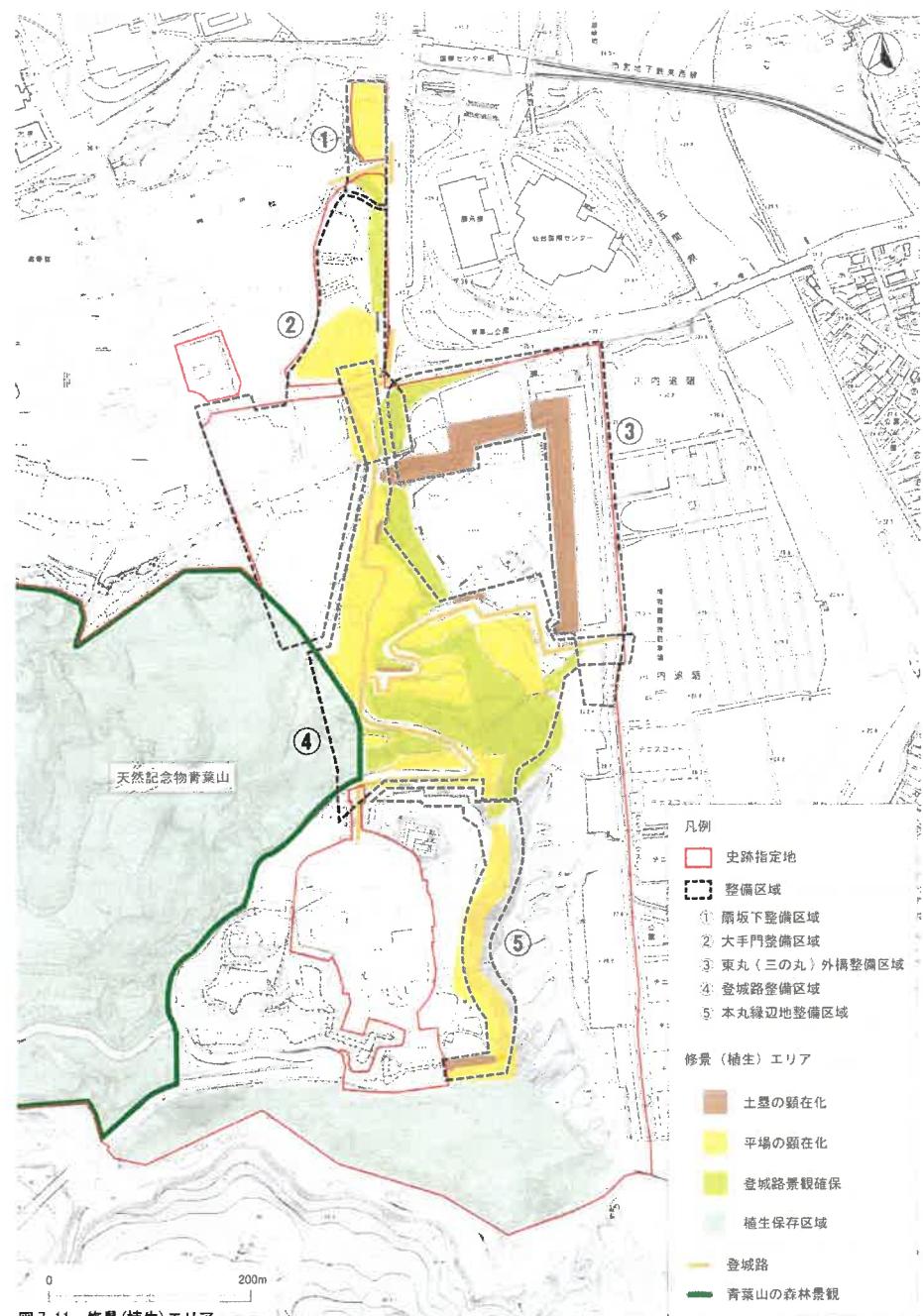


図 7-11 修景(植生)エリア

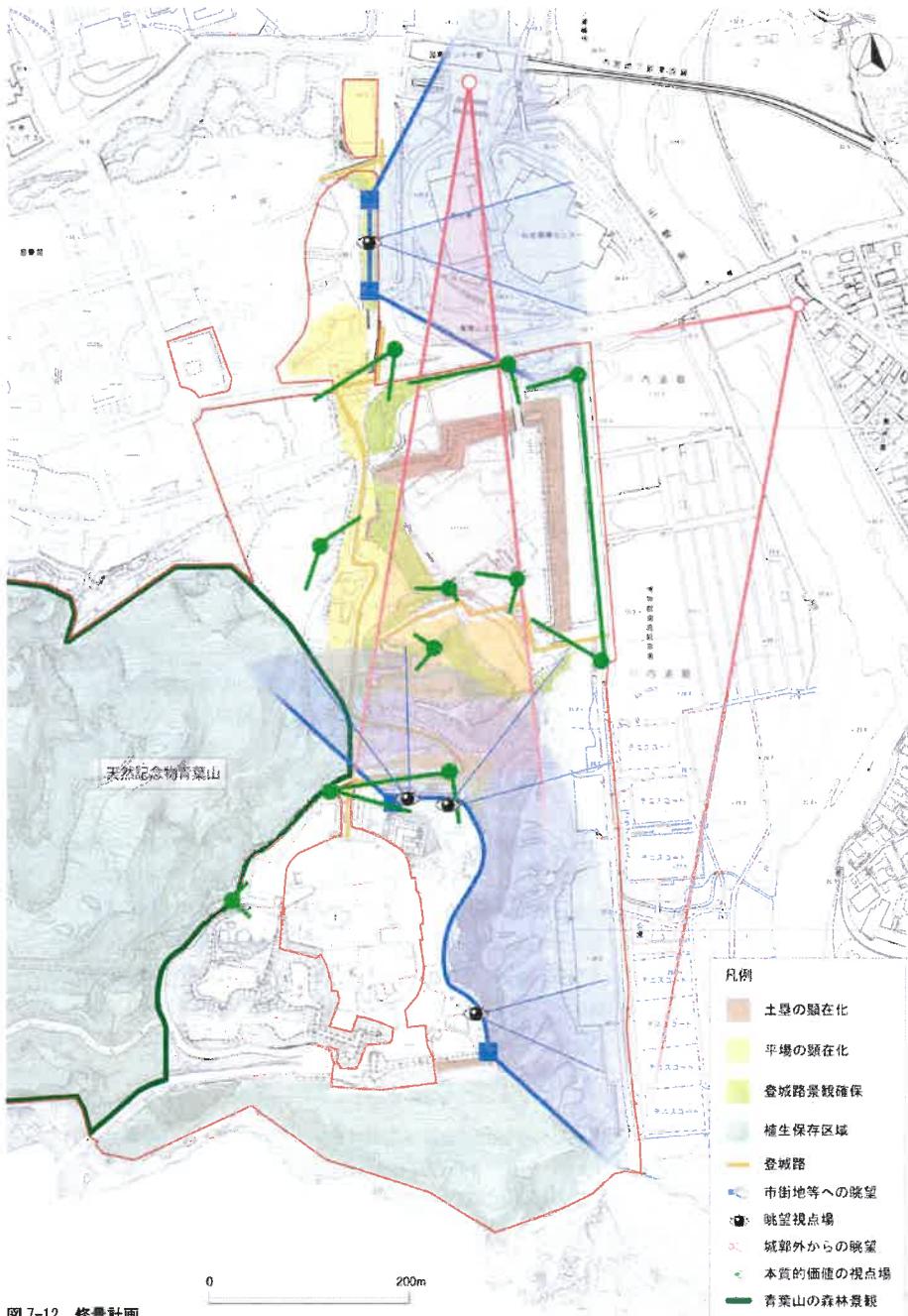


図7-12 修景計画

(2) 構造物の修景方針

仙台城跡の景観を構成する構造物には休憩施設、照明施設、防災施設、案内・解説施設、園路等があります。これらの構造物は、天然記念物青葉山と史跡仙台城跡が調和した景観に配慮し、形態や色彩等のデザインについて適切なものを設置する必要があります。また、設置する構造物は様々な来訪者を想定し、バリアフリーとユニバーサルデザインに配慮する必要があります。

①構造物の新設について

仙台城跡において新たな構造物を設置する場合は、関係部局・機関と協議を行い、バリアフリーとユニバーサルデザインに配慮した適切なものとします。なお、構造物の新設は原則として既存構造物との統一性を持ったデザインとします。

②既存構造物の取扱いについて

既存構造物は経年劣化や損傷等が発生した場合は改修を行いますが、改修が困難な場合は関係部局・機関と協議のうえ、撤去し新設を検討します。また、既存構造物のうち、修景の観点から景観に適していないと判断されるものについては、関係部局・機関と協議のうえ撤去またはデザインの見直しを検討します。

(3) 市民協働による歴史的景観の保全に向けた取組みの継続

城郭らしい景観の保全を目的として、「仙台城跡を、自らの手で守り、次世代へ残す」という市民の意識を醸成するため、市民協働による石垣等の清掃や城内の除草・清掃活動等の仙台城跡の修景に関する取組を継続します。

7-5 遺構表現に関する計画

個々の遺構表現は、遺跡の保存・活用に係る総合的観点に基づき、本章1節で示した全体計画および地区区分計画と整合した手法を選択します。

現状において仙台城跡で選択し得る遺構表現の手法は、遺構露出展示（地表顕在遺構）、遺構表示、遺構復元、歴史的建造物の再現の4つがあります。各種手法において対象となり得る遺構は表7-3に示しています。なお、これらに加え、解説サイン等による遺構情報の表現も行われていますが、これについては、「7-7 案内・解説施設に関する計画」で後述します。

(1) 遺構露出展示（地表顕在遺構）

石垣や土塁等の地表に顕在する遺構を展示する手法です。史跡の遠景、近景および来訪者の動線上での景観において、遺構の本来的な規模や形状、配置などをわかりやすく示すものです。遺構自体が露出していることで、き損しやすいため、その場合は「7-2 遺構保存・修復に関する計画」に従い管理・修復等の対応を徹底します。



図7-13 本丸北壁石垣

(2) 遺構表示

発掘調査等により得られた成果を基に、地下に保存されている遺構の規模や形態等に関する情報を、遺構直上の盛土造成した面に模式的に表示する手法です。本史跡では、大広間跡、翼門跡で平面的な遺構表示を行っています。

今後も、発掘調査等の成果により十分な情報が得られた場合には、平面的な遺構表示について検討します。その際、建造物跡の平面的な遺構表示は、大広間跡の手法を基準とします。

また、立体的な遺構表示は、現状、本史跡では行っていませんが、かつて存在した各土塁を整備の対象として検討します。



図7-14 本丸大広間跡 遺構表示

(3) 遺構復元

石垣、堀、池等の遺構を対象として、現在は失われた箇所の全体または一部の構造を復元または復元的に表現する手法です。実施に際しては、発掘調査の成果を基礎としつつ、文献、絵図、測量図、古写真等における調査研究の成果に基づく学術的な裏付けのもと、発掘調査の成果等により判明した正確な位置に復元するものとし、かつ遺構の保存に十分配慮し、できる限り当時の材料や技術を用いるものとします。現状、本史跡では、遺構復元の整備は行っていませんが、東丸（三の丸）北側堀跡（現五色沼）の埋没部分等を整備の対象とします。



図7-15 復元された堀(愛媛県 湯葉城跡)

(4) 歴史的建造物の再現

文化庁では、史跡等の歴史的建造物の再現について、「復元」・「復元的整備」の手法を定めています。本史跡の場合は、歴史的建造物の再現は、本史跡の価値の理解を深めるため行うこととします。

復元は、現在は失われた歴史的建造物を忠実に再現する手法です。復元は、発掘調査や文献、絵図、測量図等の資料調査研究などにより、建造物本来の外観、意匠、規模、形態、構造、材料等に関する正確な情報が必要となります。現状で国の基準を満たし対象となり得るのは、大手門、大手門脇櫓、大手門北側土塙の一部、翼門となります。

復元は、発掘調査により判明した遺構を保護した上で、その直上に建設するものとします。原則として、復元に用いる材料・工法は復元する建造物が建築された当時のものを踏襲します。また、復元箇所の地盤および周辺構造物の強度等についても調査を行い、来訪者の安全と防災に配慮した整備を図ります。

復元的整備は、現在は失われた歴史的建造物について、裏付けが十分ではない場合、それらの情報を多角的に検証して再現する、もしくは利活用の観点から意匠、構造等を一部変更して再現する手法です。対象となり得る遺構については、国の基準等を踏まえながら検討します。復元的整備に際しても、基本的に復元時に留意する事項を踏襲するものとします。

なお、歴史的建造物の復元及び復元的整備については、その建造物を含んだ整備ゾーン全体における一的な整備のもので行うものとします。また、情報が十分な場合でも、活用上の優先度等の条件により、「遺構表示」とする場合もあります。



図7-16 消失前の大手門
(仙台市博物館所蔵)

今後、発掘調査等による実態解明や財源確保等の条件が整った場合に遺構表現整備の対象とする遺構は、表7-3のとおりです。

表7-3 遺構表現の手法と対象とする遺構

遺構表現の手法	整備区域	対象とする遺構
遺構露出展示 (地表顕在遺構)	地表に顕在する遺構をそのまま展示する。	②③④⑤⑥⑦ ⑨⑩⑪⑫ 現存する石垣、土塁、堀跡、堀切
遺構表示	遺構の規模・配置・形態・性質等を模式的に表示する。	③ 本丸御殿跡 ④ 翼門跡、井戸跡、懸造跡 ⑤ 西門跡、城番所跡、西門脇の櫓跡 ⑧ 扇坂下廻跡 ⑩ 子門跡 ⑪ 清水門跡、中門跡、井戸跡、沢門跡、土塁 ⑫ 造酒屋敷跡（礎石建物、井戸、カマド）
遺構復元	現在失われている石垣・堀・池等の遺構を復元する。	②⑥ 中島池跡 ⑩ 五色沼（西部）、長沼（北部）、翼門跡南東の堀跡（馬出堀）
歴史的建造物の再現	現在失われている建造物を多岐に渡る正確な情報をもとに忠実に再現する。 復元的整備	⑥ 大手門跡、大手門脇櫓 ⑩ 翼門跡 ※復元的整備の対象となり得る遺構については国の基準等を踏まえながら検討します。

7-6 動線計画

令和元年度の仙台市を訪れた観光客入込数は、約2,100万人を数えます（『仙台市観光統計基礎データ』より）。来訪者は主に飛行機・鉄道・自動車を利用して訪れてています。

一方、これまで仙台城跡の来訪者の多くは、交通手段の関係から本丸跡に直接訪れてしまうことと、登城路や二の丸跡、東丸（三の丸）跡等の整備が進んでいない等の理由により一部区域の見学で終え、仙台城跡の本質的価値の理解を得られていないと考えられます。そこで、城内の回遊性向上を図り、来訪者に仙台城跡の姿や本質的価値を周知するため、ここでは二つの大手道（築城期の翼門ルートと近世期の大手門ルート）の歴史的意味付け（ストーリー付け）を重視した各見どころを経由し、途中の施設との連携が図れるような回遊モデルコースを検討します。

なお、本節に関する、修景（植生）やサイン等の案内・解説施設、休憩施設等の便益施設は、それぞれ「7-4 修景に関する計画」、「7-7 案内・解説施設に関する計画」、「7-8 便益施設に関する計画」で内容を述べることとします。

（1）回遊モデルコースの設定

仙台城跡の各整備が完了したことを想定し、仙台城跡の本質的価値や整備について理解を得るために回遊モデルコースを設定します。

回遊モデルコースとは、仙台城跡の魅力をより一層周知し、理解を得るために推奨する見学ルートのことを指します。仙台城跡における回遊モデルコースは、アクセス拠点から各ガイダンス施設等を経由して3つの「基本コース」を歩き、本丸跡を回遊するものを基本とします。また、仙台城跡の地形や水利システムについて体感できる「理解を深めるコース」は、距離と所要時間も長くなることが想定されるため、「基本コース」を補足するコースとして、散策可能な来訪者のみに推奨します。なお、決まった復路は示していませんが、往路と別のコースを選択し楽しむことができます。

これら回遊モデルコースは、仙台城跡の更なる理解促進のためガイド団体（仙台城ガイドボランティア会等）と散策することができるよう協議や検討を進めます。



図7-17 主要アクセス拠点から回遊モデルコースへのイメージ図

整備完了後の仙台城跡の回遊モデルコースを散策してもらうため、アクセスは地下鉄東西線（国際センター駅）、るーぶるバス（博物館・国際センター駅前）、歩歩・自転車等（仙台市街地）を推奨します。これらのアクセス拠点から、回遊モデルコースに至るまでにガイダンス施設等を経由し仙台城跡について情報を得もらうことで、より効果的な理解につなげます。主要なアクセス拠点からガイダンス施設等および、ガイダンス施設等から回遊モデルコースの起点への推奨されるルートは以下のとおりです。

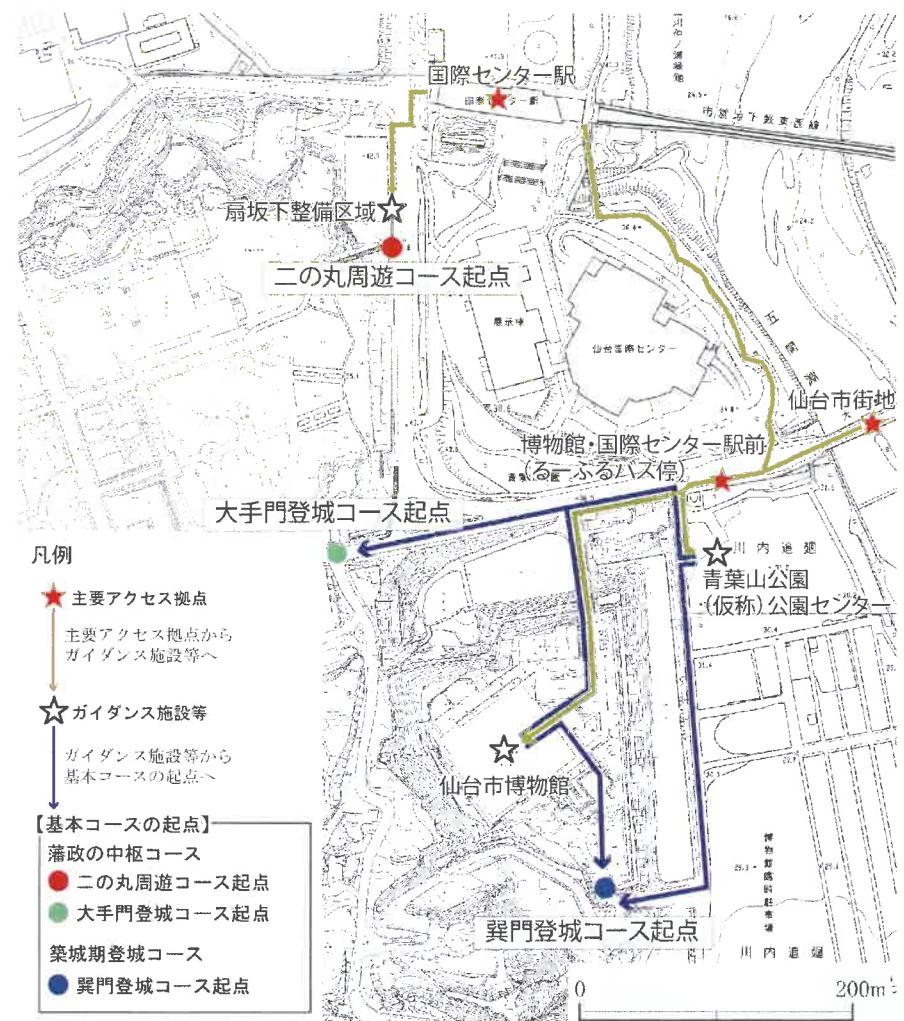
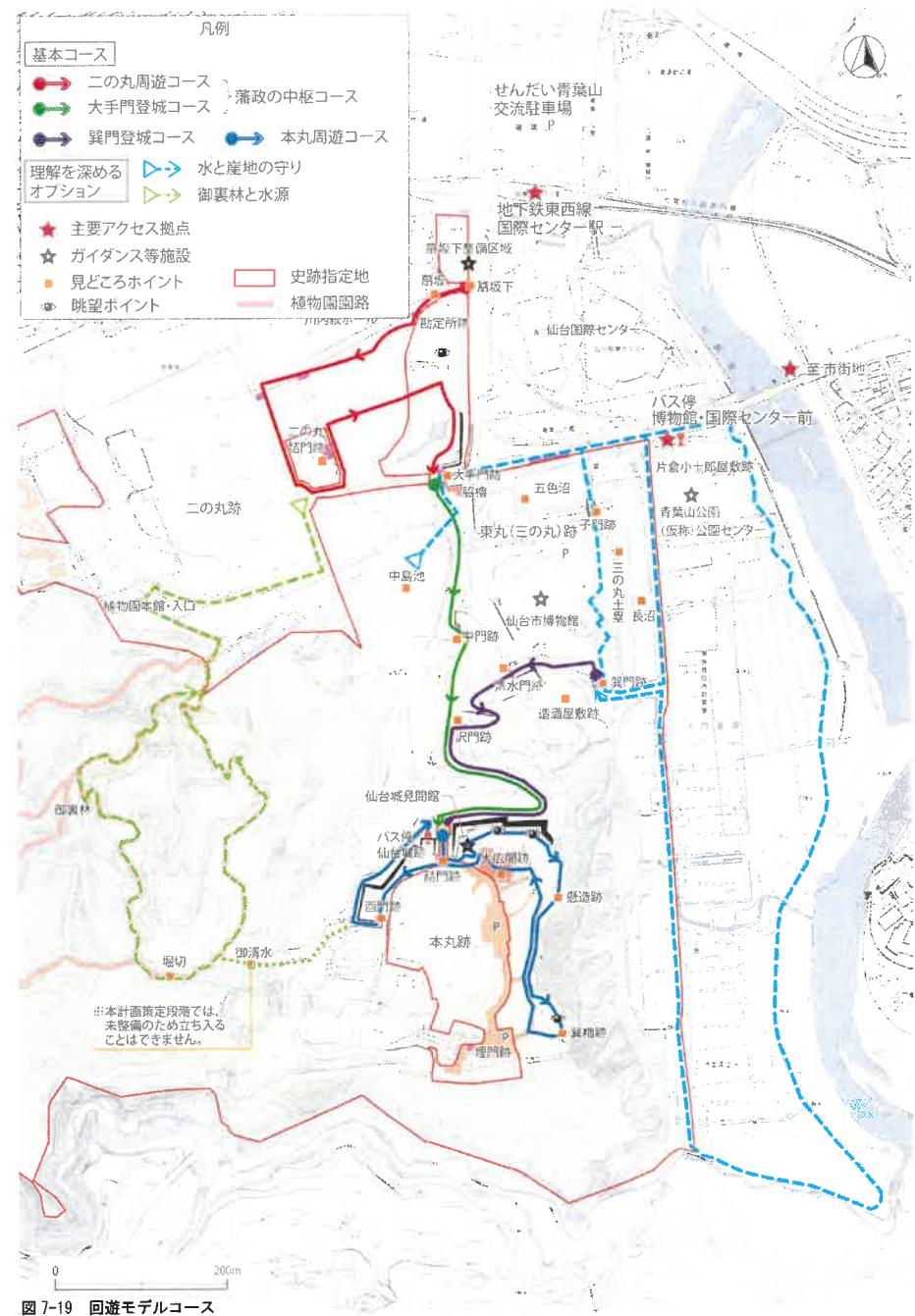


図7-18 主要アクセス拠点から基本コースの起点に至る推奨ルート

下記の基本コースおよび理解を深めるコースを、回遊モデルコースとして設定します。

藩政の中枢コース	
	二の丸周遊コース（約1.0km） 所要時間：約30分 扇坂下整備区域を起点として二の丸跡の一部を巡り、大手門跡に至るコースです。江戸時代の大部分を通して藩政の中枢であった二の丸と、二の丸に登る扇坂、二の丸の入口であった二の丸詰門跡、現存する唯一の近世の建築物である大手門北側土塀の一部等を見学できます。
	大手門登城コース（約0.6km） 所要時間：約30～45分 大手門跡を起点とし、江戸時代の主要な登城路を通り本丸跡に至るコースです。大手門跡や再建された大手門脇櫓、現存する唯一の近世の建築物である大手門北側土塀、中門跡や各石垣等を見学できます。
築城期登城コース	
	巽門登城コース（約0.6km） 所要時間：約30～45分 巽門跡を起点とし築城期における登城路を通り本丸跡に至るコースです。築城期の防御性を重視した城郭構造を体感でき、城内で酒造りを行っていた全国的にも希少な造酒屋敷跡等の曲輪や、巽門跡、清水門跡、沢門跡、石垣等を見学できます。
本丸周遊コース	
	本丸周遊コース（約1.0km） 所要時間：約30～45分 「藩政の中枢コース」および「築城期登城コース」で登城後、本丸跡を周遊するコースです。本丸跡にあるガイダンス機能を持った仙台城見聞館を経由し、本丸跡からの眺望（政宗ビュー）を楽しみながら、懸造跡・巽櫓跡を見学し、仙台城跡が本来備えていた威容を感じることができます。その後は埋門跡を経由し、大広間跡の遺構表示を歩きその規模や構造を体感し、その後は西門跡周辺の虎口や石垣を見学できます。
理解を深めるコース	
	水と崖地の守り（約3.0km） 所要時間：約60～80分 自然を利用した仙台城跡の城郭構造を見学できるコースです。御清水から流れ込む水が作る中島池・五色沼・長沼や広瀬川と、広瀬川や竜の口渓谷によって作られた本丸跡の崖地が見学できます。
	御裏林と水源（約2.0km） 所要時間：約30～45分 豊かな自然林である青葉山を堪能しながら、仙台城跡の水源等をめぐるコースです。仙台城の後背地に当たる防衛上重要な場所であった御裏林とそこに残る遺構、城の水源地である御清水見学できます。※御清水は、本計画策定期階では、未整備のため立ち入ることはできません。



(2) 避難ルート・避難場所の設定

現在仙台城跡は、史跡指定地の一部が土砂災害特別警戒区域に指定され、さらに指定地東隣接地の追廻地区から国際センターの東側にかけて、早期の立ち退き避難が必要な区域に指定されています。今後、災害が発生した際に来訪者の安全を確保するため、適切な避難ルート・避難場所を定めます。

避難場所については、仙台市で整備している最寄りの避難所とします。仙台城跡最寄りの地域避難場所（一時的な避難広場）は、宮城県仙台第二高等学校と評定河原グラウンドです。また仙台城跡最寄りの指定避難所（避難生活を送るための場所）は、立町小学校と片平丁小学校となります。これらの避難所へのルートは全て、史跡指定地北側（大手門跡や国際センター前）を通るルートとなることから、史跡指定地内から史跡指定地北側への避難ルートを設定します（図7-20 指定地内からの避難経路 を参照）。

史跡指定地北側まで移動したあとは、上記のいずれの避難所へ移動するかは、各災害の状況を勘案し判断することとします。

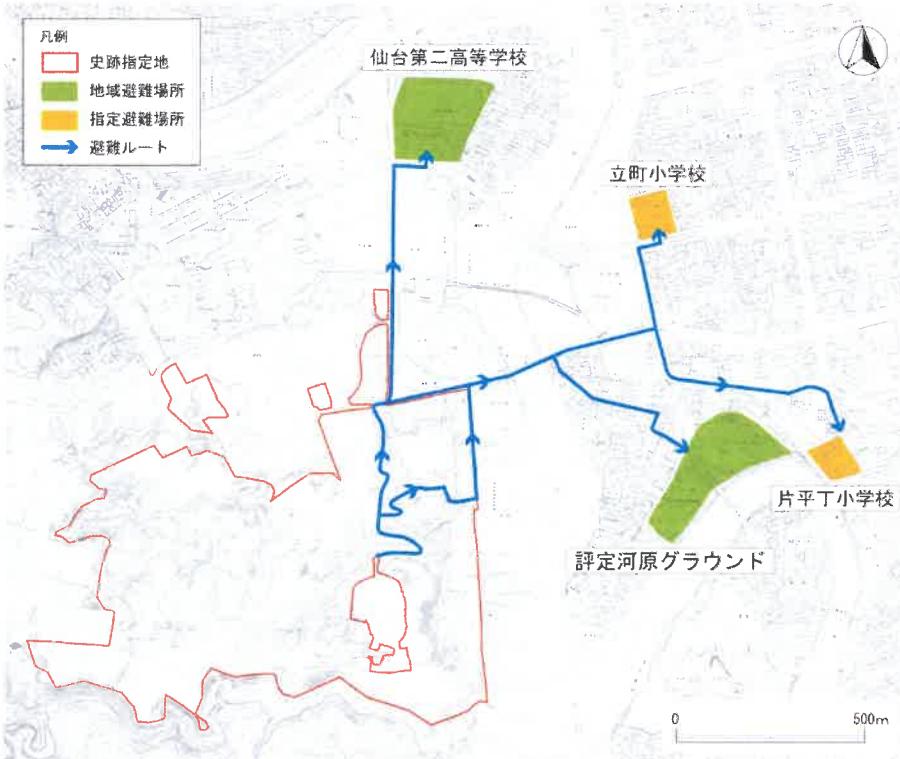


図7-20 指定地内からの避難経路

7-7 案内・解説施設に関する計画

仙台城跡の案内・解説施設は、ガイダンス施設とサイン施設が主となります。これらの施設は、来訪者に対して仙台城跡の価値の周知・理解を促すことに加え、城内の快適な回遊を補助する役割を持ちます。以下では、案内・解説施設の取扱いと整備の方針を示します。

(1) ガイダンス施設について

仙台城跡のガイダンス施設は、現在、仙台城見聞館や仙台市博物館、東北大学植物園本館、民間の展示資料館があり、今後、青葉山公園にガイダンス機能を含んだ青葉山公園（仮称）公園センターの建設を予定しています。

本項では、仙台城跡のガイダンス施設について、今後の整備等の方針を述べます。

1) 既存ガイダンス施設

仙台城跡のガイダンス施設として、以下のものがあります。

①仙台城見聞館

本館は、本丸跡北西部に平成18年（2006）に建設された木造平屋建ての施設であり、便益施設としてトイレが付属しています。館内では、仙台城跡の歴史や発掘調査の成果、石垣修復工事等の映像資料を展示しているほか、出土した遺物や大広間の模型、大広間上段の間背面部を原寸大で再現したものを展示しています。



図7-21 仙台城見聞館（内部）

②仙台市博物館

本館は、昭和36年（1961）に開館し、昭和61年（1986）に鉄筋コンクリート2階建ての博物館として全面新築しています。

基本的に仙台地域の歴史等を展示・研究・学習する施設ですが、平成19年（2007）度に策定した「仙台城ガイダンス機能拡充等基本計画」に基づき平成21年（2009）度に展示改修工事を実施し、仙台城本丸北壁石垣の慶安五年（1652）銘石材や、仙台城跡の出土遺物、仙台城の模型なども展示しています。



図7-22 仙台市博物館

③東北大学植物園本館

本館は、昭和33年（1958）に植物園とともに公開を開始し、平成7年（1995）に新築したものです。植物園の約8割が天然記念物青葉山に指定されていることから、基本的に植物を中心とした展示を行い、一部植物に関連する形で仙台城跡の紹介をしています。

④青葉城資料展示館

本丸跡に位置する民営のガイダンス施設で、伊達家や仙台藩、仙台城に関する資料や模型等の展示を行っています。

2) ガイダンス施設整備方針

ガイダンス施設について以下のとおり整備方針を定めます。7-6-(1)で前述したとおり、回遊モデルコースを散策する前にいずれかのガイダンス施設で仙台城について学ぶことができます。また、来訪者が自由に情報収集できるよう、城郭全体をカバーする範囲でのWi-Fi整備を検討します。

①仙台城見聞館

仙台城見聞館は本丸跡を中心とする城郭全体の価値を伝える施設として位置づけ、整備を行います。館内展示は、発掘調査成果などをはじめとする各種調査成果や整備の進展について速報展示するなど、定期的な内容更新に努めます。また、誘導サイン等の整備を今後進め、多くの方々の利用を促す必要があります。本館は、今後ともガイダンス施設としての使用を継続することとし、当面、館の維持管理、誘導サイン等の設置、展示内容の更新に努め、今後、本丸整備ゾーンの調査や整備に合わせ、本館の位置や機能、規模の再検討を行うものとします。

②仙台市博物館

仙台市博物館は仙台城跡の導入部に位置し、仙台城跡の本質的価値について詳細に学べるガイダンス施設として位置づけ、整備を行います。

仙台城跡のガイダンス施設としての機能を有することから、史跡内の回遊性が高められるよう連携を図り、仙台城とそれを取り巻く町・藩など、広く仙台地域の歴史に関する展示や学習活動の充実に努めます。また、本館は築34年が経過し、さらにこの間に東日本大震災に被災等していることから、館の劣化状況等に注意を払うとともに必要な場合には改修工事を実施し、健全に利用できるよう維持します。

③東北大植物園本館

東北大植物園本館は、天然記念物青葉山の植生と、史跡仙台城跡との関係性について学べる施設として位置づけ、施設を所管する東北大学と連携を図ります。

植物園の来訪者にも、天然記念物青葉山が仙台城跡の一部であることをより理解いただける展示となるよう、東北大学と連携・協力を進めます。

④青葉山公園（仮称）公園センター

現在整備を進めている青葉山公園（仮称）公園センターは、仙台城跡の導入部に位置し、来訪者が理解しやすい簡易的なガイダンス機能を含んだ施設で、仙台城跡との関係性や案内を行う施設として位置づけ、連携を図ります。

平成29年（2017）4月に策定した「青葉山公園（仮称）公園センター基本計画」では、当センターの機能コンセプトを「～ここから始まる仙台・青葉山の魅力発見～ 仙台城跡の歴史的風情と豊かな自然が織りなす青葉山公園のエントランス」とし、その実現のために情報発信機能（楽しむ）、飲食・休憩機能（憩う）、体験・交流機能（集う）の3つの機能を備えるとしています。また、施設の周辺には、イベントや体験プログラムを楽しむための広場整備の計画も予定されています。

建設予定地は、史跡指定地に隣接するため、施設の外観意匠や構造が仙台城跡の価値を損なわないよ

う、施設を所管する関係部局と施設の詳細について検討・調整し、合わせて仙台城跡の見学等について連携を進めます。

（2）サイン整備計画

仙台城跡に設置しているサインは、平成18年度（2008）策定「仙台城跡サイン設置実施設計」および平成24年度（2012）策定「仙台市歩行者系案内誘導サイン等基本方針」によるサインシステムに基づき、デザイン等の統一を図っています。今後もこのシステムに基づいた形状・デザインで、城内の回遊性や仙台城跡について理解を得られるようサイン設置を行い、7-6-(1)で設定した回遊モデルコースにおいて重点的に整備を進めます。

配置に際しては関係部局と調整し、乱立しないよう適切に設置します。

また、城内の既存サインは、平成29年（2017）に、設置者・設置年・規格・内容・劣化状況等に関する状態把握調査を行っています。今後、調査内容に基づき、安全性・内容・景観・劣化の観点から不適当と判断されるサインについて、関係課と協議のうえ、それぞれ修復や移設・撤去等を進めるものとします。



図 7-24 遺構保護に配慮した サイン
(大手門脇檻前)

①案内サイン（広域）

仙台城跡を広域的に案内するサインです。主に仙台城跡の導入部に設置しており、現在地や仙台城跡の見どころ、城内回遊のルートなどの仙台城跡の全体的な内容を表示しています。今後の史跡整備にあたり来訪者の利便性向上を図るために、内容の更新や避難ルートの案内を行い、地下鉄東西線「国際センター駅」や青葉山公園（仮称）公園センター付近へ設置します。



図 7-25 案内サイン（広域）
(国際センター正面交差点)

②誘導サイン

仙台城跡回遊の各起点や、ルートの分岐点等に設置しており、矢羽根型を用いて、行き先と方向・距離を示しています。7-6-(1)で設定した回遊モデルコースの整備状況に合わせ、新設や既存サインへの追加等を行います。



図 7-26 誘導サイン
(仙台城見聞館南)



図 7-23 青葉山公園
(仮称)公園センター外観イメージ

③解説サイン

仙台城跡の遺構や整備・修復履歴について、写真や図等を用いて解説するサインです。今後も、来訪者の史跡に対する理解を深めるため、遺構や整備・修理箇所等に設置するとともに、最新の情報が提供できるよう版面の更新を行います。



図 7-27 解説サイン（中門跡）

④眺望サイン

城のビューポイントである本丸北東と二の丸東辺に設置しており、城の“いまむかし”を絵図と写真による対応で示しています。今後の修景（植生）による眺望確保に伴い、特に本丸整備ゾーンでの充実を図り、併せて本丸跡内部における回遊性の向上を図ります。具体的には、本丸南東部巽門跡付近（経ヶ峯、広瀬川河岸の露頭、愛宕山、大年寺山、太平洋等）や本丸北側（石切り場：国見地区、七ツ森等）からの眺望に対するサインを設置します。今後設置する版面には、絵図・現在の写真とともに、眺望（政宗ビュー）に関する仙台城の歴史に伴うエピソード等や、当該設置箇所から望むことができる「仙台城跡に関連する歴史資産」を載せ、来訪者の興味・関心に応えます。



図 7-28 眺望サイン（本丸北東）

⑤制御サイン

制御サインは、来訪者が安全・快適に城内を散策できるよう、来訪者の活動の一部を抑制するためのものです。仙台城跡内の回遊性向上に伴い、使用禁止のもの、立入禁止の箇所等を周知するサインの設置を行います。



図 7-29 制御サイン例
(東京都千代田区・史跡江戸城跡)

⑥史跡標識

史跡仙台城跡の所在を示すものとして、長沼北東、大手門跡北、本丸北東に設置しています。史跡名称・指定日・建設年月日・「文部科学省」の文字を彫っています。材質や記載すべき事項は、国が定める「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」によって定められています。史跡標識は、史跡名称の表示にとどまらず、来訪者に史跡の存在を示す重要なポイントになっていることから、動線計画に即した適切な配置と周辺環境の整備に努めます。来訪者の回遊を促す拠点づくりを目的に増設を検討します。



図 7-30 史跡標識（長沼北東）

（3）パンフレット・リーフレット設置の計画

現在は、仙台城見聞館内にのみ、史跡案内図と見どころを紹介したポケットサイズのリーフレットを設置しています。今後は、本節（1）で言及したとおり、新たに整備される青葉山公園（仮称）公園センターのほか、各拠点（地下鉄東西線「国際センター駅」や、扇坂下整備区域等）と連携し、それらの施設来訪者への周知を図るため、リーフレットの設置を進めます。

（4）関係団体施設整備

NPO法人仙台城ガイドボランティア会は、現在、本丸跡を中心に来訪者への城のガイド活動を行っています。今後は、青葉山公園（仮称）公園センターもガイド活動の拠点にできるよう、担当部署と連携・調整を進めます。

青葉山公園（仮称）公園センターでは、ガイド活動を行う団体同士の交流・調整が図られ、これまで以上に各来訪者のニーズに応じたガイド活動を行えることが期待できます。

※青葉山公園（仮称）公園センターでは、青葉山公園および仙台城跡等の周辺について学習できる機能を持たせ、民間活動団体が交流できるホールを設ける予定となっています。

便益施設等は、景観に配慮した統一的なデザインとします。

なお、便益施設の整備は、7-6-(1)で設定した回遊モデルコース上で重点的に進めます。

(1) 便益施設

①休憩施設

仙台城跡の来訪者の動線に配慮し、必要に応じ設置するものとします。

本丸跡縁辺地整備区域は、眺望の確保とともに来訪者がくつろぐためのベンチ等の設置を関係部局と調整の上検討します。また、登城路整備区域（清水門南側平場・沢曲輪・中曲輪）や造酒屋敷整備区域で来訪者が休憩するためのベンチ等を設けます。

そのほか、沢曲輪には休憩施設としてあずまやの新設を検討します。

いずれの場合も、意匠や材質等は、周囲の景観になじむもの（木材・石等）とします。

②トイレ

今後、青葉山公園（仮称）公園センターに新設されることから、本計画では新設は行いません。ただし、今後の整備で必要と判断された場合は関係部局と新設について検討・協議します。

③照明

巽門跡からスタートする巽門登城コース（登城路整備区域）には現在、照明施設がありませんが、今後の夜間利用に向けて、沢門跡周辺までの園路と各曲輪の崖際にはフットライトを設けます。

④園路および園路に付属する便益施設

大手門跡からの登城路は、現在市道仙台城跡線として車両が通行しており、車道に歩行者用園路が附属する形になっている。この園路は幅員が狭く、車両との距離も近いことから来訪者の安全性に影響がある可能性も考えられるため、関係部局・機関と協議のうえ改善の方法を検討する必要があります。

巽門からの登城路は、往時の構造を土系舗装で表示しますが、その際使用する土系舗装は強度や施工性だけではなく景観にも配慮した適切なものを選択します。また、園路に付属して、様々な来訪者が快適に利用できるようにバリアフリー、ユニバーサルデザインを考慮した整備を行います。

(2) 扇坂下整備区域周辺の案内便益施設

国際センター駅から扇坂より二の丸跡へ上がり、大手門に至るルートへの誘導案内機能をもった施設（東屋等）の設置について検討します。施設設置は、本区域は廻であったことを踏まえ、その歴史性を活かしたものとします。本区域における整備については、例としてレンタサイクル等の回遊手段の提供を検討しますが、関係機関・部局と協議のうえ進めます。

(3) 防災・安全対策施設

高所や崖地に面した箇所では侵入・転落防止策を講じ、安全性を確保します。

これら防災・安全に関する施設は、庁内防災担当部局と協議のうえ設置等を行います。また、付近に生息する野生動物への対策や消火施設の設置について関係部局と協議のうえ、検討を進めます。

城郭の基本形状となっている自然地形を保全すると共に、発掘調査等の成果に基づいた地形の復元を図ります。なお、地形の保全や復元等にあたっては、関係部局と調整の上、適切な整備・管理を進めます。

(1) 仙台城跡に残る地形の保全や復元

仙台城跡には、大きく3種類の地形があります。

①自然地形

人工的な変形を受けていない本来の地形

②中世および藩政期の城郭整備を示す人工地形

築城及びその後の城郭造成に伴い形成された地形

③築城以前の変形および近代以降に改変された地形

仙台城として機能していた時期を除いた時代に改変された人工地形

なお、これらのうち①・②と③が重複する場合は、①・②の保存・整備を優先します。

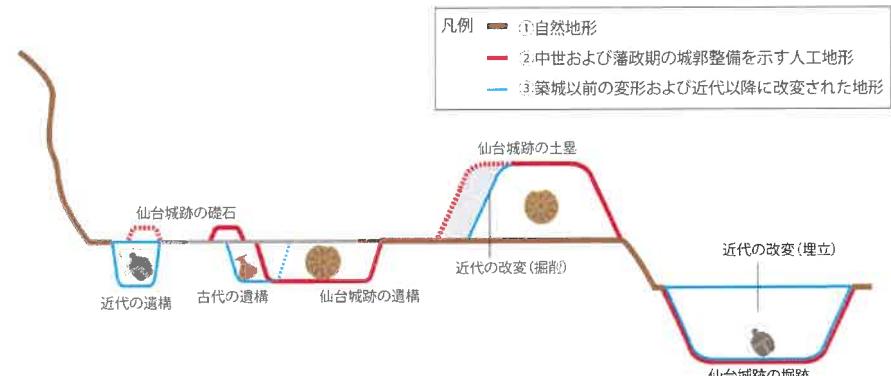


図 7-31 仙台城跡の地形や遺構関係のイメージ

①は、本丸南および東の崖面（崖地整備区域）で、雨水等により浸食されている箇所が該当します。また、追廻廻整備区域には、崖地整備区域から土砂の流出があります。これらについては、現地状況を調査したうえで対応範囲を検討し、法肩部分は崩落が進まないような対応、斜面部分は崩落・落石・土砂流出を防ぐ対応による、地形保全および遺構保護を行います。

②のうち③の近代以降の要因によって改変されている地形は、中島池および巽門跡南東の堀（馬出堀）が該当します。これらについては、仙台城跡の本質的価値を顕在化するため、堆積土を除去し復元を行います。ただし、中島池は、他整備区域を工事する際の作業ヤードとして利用するため、その利用が終わった後に復元整備を行います。巽門跡南東の堀（馬出堀）は、「青葉山公園整備基本計画」でも復元することが計画されているため、連携して復元整備を行います。東丸（三の丸）外構の堀跡（現、五色沼）も一部、近代以降に埋め立てられて堀の幅が狭くなっていますが、こちらは現状維持とし、今後も維持管理を継続します。

また、大手門登城路および巽門登城路、登城路や堀等に付帯する土塁は、道路築造や公園整備により改変

を受けています。どちらの登城路も現状市道として機能しているため、当面は現状維持としますが、登城路の整備に際しては、市道の取扱いについて関係機関・部局と協議を行います。巽門登城路は、発掘等の調査を行った後、遺構表示や一部の地形復元などの整備を行います。土塁は、盛土による遺構表示を行います。

そのほか仙台市博物館裏手の石垣が残る法面は、土砂災害特別警戒区域および土砂災害警戒区域に指定されており、遺構が失われる恐れがあるため、法面保護等による地形保全および遺構保護を行います。

(2) 地形保全のための排水機能の確保

来訪者にとって快適な城内環境を整備するため、大雨時の詰まりと路面の流水等の防止に留意した排水施設を設け、定期的な清掃などによる維持管理に努めます。

特に、巽門跡から沢門跡への登城路の側溝と本丸東側の一部の側溝は、枯葉や土により目詰まりが常態化しているため、有蓋側溝へ取り換える等、早期の対応を行います。また、造酒屋敷跡は、曲輪西側の崖面の湧水により一部湿地状となっているため、適切な排水施設を設け、乾陸化を図ります。

さらに、大雨時に溢水する箇所が史跡内に数か所あるため、適切な排水施設を設けます。



図 7-32 目詰まりしている側溝



図 7-33 造酒屋敷跡の湿地状部分



図 7-34 溢水の様子

7-10 公開・活用に関する計画

(1) 史跡の公開・活用に関する計画

仙台城跡の本質的価値や各種調査成果等の情報の積極的な公開と、市民等のニーズに合った適切な活用について、効果的な方法と整備方針について検討する必要があります。

仙台市では、これまでにも調査成果の公開、学校教育における支援、市民向けの講座や見学会等を行ってきました。また、各団体によるガイド等の活動も行われています。これらの活動については今後も継続的な実施を目指します。

①情報公開に関する計画

仙台城跡の本質的価値や歴史、各種調査成果、活用、整備の状況等について、情報を積極的に発信し、理解と関心を深めることによって来訪を促します。情報公開は、主に下記の内容・手段を計画します。関連部局との連携等については、7-11で後述します。

ア. 情報公開の内容

仙台城跡における情報公開が必要な項目は以下の通りです。

・史跡の基本情報

仙台城跡への理解・関心を促進するため、仙台城跡の歴史や、調査および整備の成果等の基本情報を公開します。

・史跡の利用情報

仙台城跡の快適な回遊のため、回遊コースや所要時間、見どころ等の情報を公開します。

・調査・整備の実施と進捗状況

仙台城跡の調査と整備について周知し理解を得るために、実施状況とその進捗について情報を公開します。

・史跡の活用情報

仙台城跡の活用について周知し来訪を促すため、各種イベント等の活用に関する情報を公開します。

イ. 情報公開の手段

仙台城跡の情報公開を効果的に行うためには、来訪者の回遊動線を考慮した情報公開や、ICTの導入による情報公開を積極的に実施する必要があります。

・現地見学会の開催やガイドによる解説

仙台城跡で行う見学会やガイドによる解説を継続し、情報公開を図ります。今後の調査成果や整備の進捗に伴い、解説内容を更新して実施します。

・出前講座や出前授業による解説

仙台城跡で実施している出前講座や出前授業を継続して行い、仙台城跡の情報公開に努めます。今後の調査成果や整備の進捗に伴い、解説内容を更新して実施します。

・パンフレットや刊行物

パンフレットや刊行物の作成を継続し、来訪者動線を考慮して入手しやすい配置を検討する必要があります。また、インターネット上で入手できるように市ホームページにデータの掲載等を図ります。

・ガイダンス施設の展示

・ガイダンス施設の展示によって情報公開を図ります。展示は各種調査や整備によって内容を更新します。

・ホームページ

市のホームページで情報公開を図ります。各種資料や地図等も掲載し効果的な情報公開を目指します。

・ICTの活用

各種SNSや音声データ、動画等の方法により、効果的な情報公開を図ります。

②活用に関する計画

仙台城跡の本質的価値について、参加者が楽しみながら学び、魅力を発見できる活用方法を検討します。検討に際しては、参加者の安全に十分配慮し、ユニバーサルデザインの視点に立ったものとなるよう考慮します。下記の内容は一例です。

ア. 見学会

発掘調査現場や整備工事現場、整備完了施設の見学会を開催し、仙台城跡の価値や整備について理解を得ます。

イ. イベント実施

史跡の公開と活用を促進し史跡の調査や整備への理解を得るため、夜間を含めた史跡内の散策イベント、発掘調査や城攻め体験等の体験イベント、石垣清掃や政宗ビュー写真コンテスト、各曲輪の特性を活かしたイベント等、史跡内で楽しみながら学べる様々なイベントの実施を目指します。

ウ. 講座

- ・ガイド団体への城下町も含めた総合的な研修
- ・学校教員や教員OBへの地域の歴史を知るための研修
- ・“地域学”として、仙台城の歴史のみならず、仙台城に付随する様々な内容について学ぶ「仙台城学」の開催

エ. 市民協働

市民協働による調査や講座、整備・維持管理等を実施することで、仙台城跡の理解と「市民の城」としての認識を深め、市民と行政が一体となった史跡の保護を実現します。

- ・石垣の除草作業や史跡の清掃等の維持管理
- ・石垣カルテ作成や石垣のゲージ数値測定等の調査
- ・建造物の再現時、素材（瓦等）の作成への参加

(2) 関連歴史資産との連携に関する計画

仙台城跡の周辺には、本計画の「第2章 計画地の概要」でまとめたように、経ヶ峯伊達家墓所や大崎八幡宮等の「仙台城跡を補完する歴史資産」が多数存在しますが、具体的な活用が十分に図られていません。これらの文化財について史跡仙台城跡と連携した整備・活用を図り、市民及び来訪者の理解・関心を促進し、市内の回遊性と、仙台城跡を中心とした歴史資産の魅力を向上させます。さらに、日本遺産「政宗が育んだ“伊達”な文化」の構成文化財との連携も図り、国内外への積極的な発信と、整備・活用を行うことで、地域全体の活性化を目指します。

①関連歴史資産の対象

本節で対象とする関連歴史資産は、仙台市内における史跡仙台城跡を補完する歴史資産と、宮城県内における日本遺産「政宗が育んだ“伊達”な文化」を構成する文化財のうち主要なもの（仙台城跡を補完する歴史資産と重複する物を除く）とします。

※「仙台城跡を補完する歴史資産」の一覧はP.107～111を、詳細位置図はP23(2-2-(4))を参照



②連携に関する計画

前述した歴史資産を効果的に活用し、広域的な回遊性の向上と地域活性化に寄与するため、関連歴史資産および関係部局、関係機関等と連携し適切な整備を検討します。

ア. 関連歴史資産との連携的な整備

関係部局・関係機関等と連携を図り、来訪者が楽しみながら学ぶことができる整備を検討します。また、来訪手段についても既存のものを活かしつつ、より来訪しやすい環境の整備を検討します。

・モデルコースおよび歴史的背景を踏まえたストーリー付けの検討

仙台城跡と関連歴史資産を含めた広域的な回遊性の向上に寄与するためには、公共交通機関やレンタサイクル(DATE BIKE)等の移動手段を利用したモデルコースについて検討する必要があります。また、回遊の動線計画には、歴史的背景を踏まえたストーリー付けについても併せて考える必要があります。整備にあたっては、関係部局・関係機関との協議調整の上、検討を進めます。

・案内・解説施設の設置と統一化

仙台城跡と関連歴史資産について周知と理解を促すためにはサインやパンフレット等、案内・解説施設の充実化を図る必要があります。また、仙台城跡と関連歴史資産の一体的な活用を目指すにあたっては、統一的な案内・解説施設の設置が効果的であると考えられます。関連歴史資産の現状を把握し、総合的なパンフレットの設置や、サインデザインの統一化等、連携的な整備方針について検討する必要があります。

・関連歴史資産との連携的な公開と活用

関係部局・関係機関等との連携を図り、来訪コースの設定や、各種イベントの企画など、様々な活用方法について検討し、地域全体の活性化に寄与することを目指します。

・ICTを用いた情報の公開と活用

関連歴史資産とその活用について仙台市のホームページや、関連歴史資産のホームページで連携した掲載方法を検討し、来訪者の理解と、様々な活用への参加を促します。また、携帯型端末で利用できるアプリケーションやSNSによって情報を公開するだけではなく、来訪者が楽しみながら学ぶことのできるコンテンツ作成を検討します。

・イベントの企画

来訪者が広域的な歴史資産に触れ、仙台城跡を中心とした地域の歴史を学ぶことができるよう、関係部局・関係機関と協議調整し、様々なイベントの企画を検討します。

7-11 管理・運営に関する計画

仙台城跡の管理・運営については、様々な部局および機関が関わっています。基本的には、史跡の管理団体である仙台市が主体となり関係機関および市民活動団体との連携のうえ、管理・運営を行います。

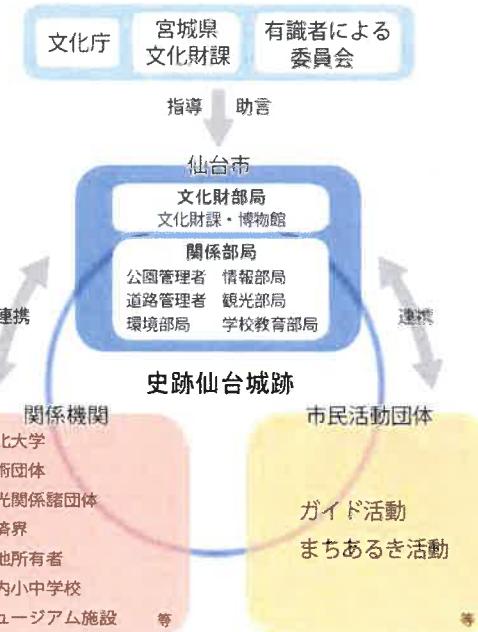


図 7-36 管理・運営の体制

また、今後史跡の実態を解明する各種調査の実施や、史跡をより効果的・効率的に整備するとともに保存・活用を図るにあたっては、関係部局・機関との連携を図ります。

文化財部局では、史跡の日常的な管理・点検等を適切に実施し、遺構の変形や損傷、植生や施設の状態を把握することで早急な対応を図り遺構保存と来訪者の安全確保に努めます。また、自然災害や事故等における危機管理についても早急かつ適切な対応に努めます。

(1) 危険箇所の把握

本丸跡東側崖の崩壊や、来訪者の安全もしくは遺構保護に影響を及ぼす植生について、定期的な巡回による状態把握を行います。また、避難経路や災害時の設備についても点検を行います。特に地震や大雨等の自然災害発生後は、関係機関と情報共有し、速やかに危険箇所の発生状況を確認します。

(2) 整備済み施設の状況把握

史跡指定地内に既に整備されているサイン施設や遺構表示等の各施設について、定期的な巡回によって、劣化や不良、そのほかの異常がないか状態把握を行います。

8-1 事業概要

本計画では令和3年から12年の10年間を事業期間とし、その中で前期（令和3～7年）と後期（令和8～12年）の期間を設け各時期の終わりに進捗状況の確認と整理を行います。

10年間の事業では「整備に向けた調査」「景観の整備」「史跡の整備」の3つの柱を基に整備および調査を実施します。



図 8-1 整備の3本柱相関図

本計画の事業計画期間で行う整備は関係部局・機関と十分調整のうえ、連携して実施します。特に関係機関である東北大学は仙台城跡に隣接しており史跡や天然記念物との関りが大きいことから、各種調査や整備にあたっては緊密に連携をしていきます。また、令和5年の開催誘致を目指す全国都市緑化フェアは史跡に隣接してメイン会場が設けられることから、主に景観整備の面で相乗効果が生まれるような整備を関係部局・機関と連携して実施します。



図 8-2 10年間の整備対象範囲

8-2 事業計画期間で実施する整備

(1) ゾーンごとの整備内容

8-1で整理した、10年間で実施する整備をゾーンごとに具体的に示します。整備は、事前に発掘調査を実施した上で、基本設計、実施設計を行い、計画的に実行します。

①本丸整備ゾーン【本丸縁辺地整備区域】

本計画の前期において優先的に、歴史的眺望（政宗ビュー）の確保を行います。また、それに伴った休憩施設の設置と眺望サインの設置・更新等を行います。東側崖面は、崩落を防止するため法面保護等を行う必要があります。

- 市街地への眺望を確保し、遺構を保護するための修景（植生）
- 地形保全および遺構保護にかかる法面保護
- 誘導および眺望サイン、ベンチ等の設置
- 堀の遺構表示



図 8-3 本丸整備ゾーン 整備対象範囲

整備項目と内容	整備スケジュール	
	前期（令和3～7年）	後期（令和8～12年）
遺構表示	堀	
便益施設	ベンチ	
サイン施設	誘導、眺望	
修景	植生	
法面保護	崩落防止	

②大手門整備ゾーン

【大手門整備区域・二の丸詰門整備区域・扇坂下整備区域】

大手門整備区域および二の丸詰門整備区域においては、大手門復元整備に向けた「大手門復元関連基礎調査」として、地形測量調査や閑連する絵図・文献・古写真等の史資料調査を計画期間前半に実施し、その後大手門および大手門周辺を対象とした発掘調査や石垣の測量調査および動態観測調査を実施していきます。また、大手門北側土壠に繁茂するツタ植物の除草を行い本質的価値の顕在化を図ります。

扇坂下整備区域においても大手門整備ゾーンの一体的な整備に向けた発掘調査を実施します。



図 8-4 大手門整備ゾーン 整備対象範囲図

【大手門整備区域・二の丸詰門整備区域・扇坂下整備区域】

整備項目と内容		整備スケジュール	
		前期（令和3～7年）	後期（令和8～12年）
調査	大手門復元関連基礎調査	■	
	大手門・大手門周辺発掘調査	■	■
	大手門周辺石垣測量調査等	■	■
	扇坂下廄跡発掘調査	■	
修景	植生		■

③東丸（三の丸）整備ゾーン【東丸（三の丸）外構整備区域】

東丸（三の丸）跡の土壠は、城郭の外構施設であり、城郭らしい景観形成に有効なため顕在化する必要があります。また、市街地から仙台城跡への主要動線に隣接しており、城郭らしい景観形成に効果的であるため、修景については青葉山公園（仮称）公園センターの整備と連携した優先的な整備を進めます。

○植生の剪定・伐採・除草による土壠の顕在化と史跡の修景

○見学園路の整備、柵およびサイン施設の設置

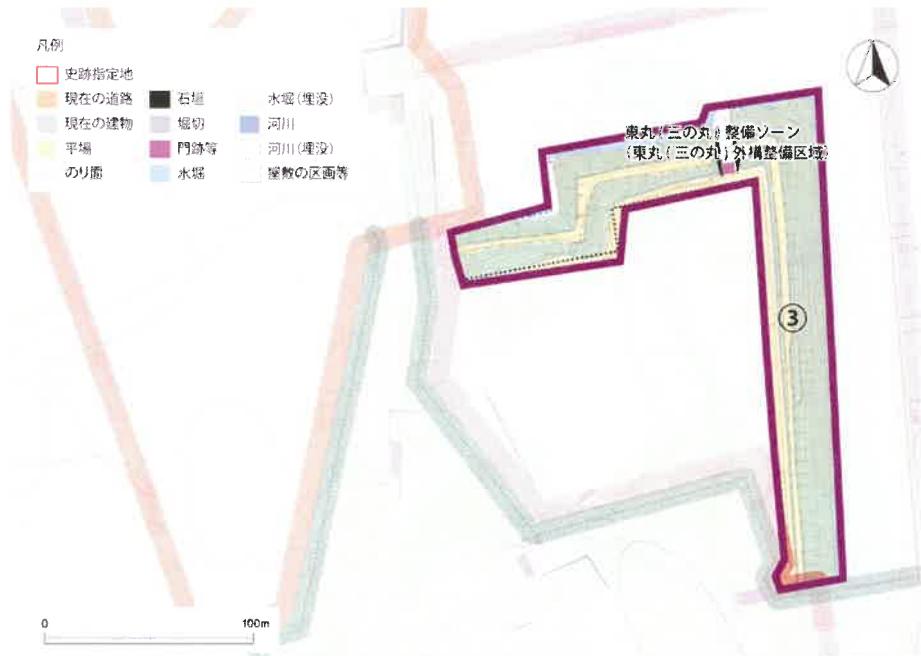


図 8-5 東丸（三の丸）整備ゾーン 整備対象範囲図

整備項目と内容		整備スケジュール	
調査	発掘調査	前期（令和3～7年）	後期（令和8～12年）
園路整備	舗装、階段、管理用通路		■
防災安全施設	侵入防止柵	■	■
サイン施設	誘導、解説	■	■
修景	植生	■	

④登城路整備ゾーン（登城路整備区域、造酒屋敷整備区域）

発掘調査成果に基づき築城期の大手道ともされる登城路（巽門～沢門）を再現し、登城路を構成する様々な遺構について整備することで、城郭らしい景観とします。また、来訪者が築城期の城郭構造について理解を深め、築城期の登城路を体感しながら学べる空間とします。

○調査成果に基づき往時の地形を再現した登城路の整備、管理用道路敷設

○来訪者の動線・視界を阻害する樹木の剪定・伐採・除草、排水処理や法面整備

○史跡の情報を提供できるサイン・ベンチ・あずまや・照明施設の設置



図 8-6 登城路整備ゾーン 整備対象範囲

整備項目と内容	整備スケジュール	
	前期（令和3～7年）	後期（令和8～12年）
調査	発掘調査	
遺構表示	巽門登城路	
園路整備	管理用通路	
便益施設	ベンチ、あずまや、 照明	
防災安全 施設	侵入防止柵、 転落防止柵	
サイン施設	誘導、解説	
修景	植生	■
法面保護	崩落防止	
その他	排水整備、構造物撤去	

(2) 10年間で実施する史跡整備に向けた調査等について

①発掘調査

遺構の再現等の往時の構造を基に行う整備については発掘調査や史跡調査を事前に実施し、その成果に基づいて整備を実施します。各種施設の設置などは原則として史跡の保護を最優先した構造としますが、施設の性格上やむを得ず、必要と判断された場合は事前の発掘調査を実施します。

史跡の整備に向けて10年間で発掘調査を実施する予定の区域は以下のとおりです。

ゾーン	区域
大手門整備ゾーン	大手門整備区域・二の丸詰門整備区域・扇坂下整備区域
東丸（三の丸）整備ゾーン	東丸（三の丸）外構整備区域
登城路整備ゾーン	登城路整備区域

②測量調査

保存・修復の基礎データ収集を目的として、石垣や土壙、曲輪の測量・動態観測を継続的に行います。石垣についてはそれらのデータを基に石垣カルテの作成を目指します。

10年間で測量調査を実施する予定の区域は以下のとおりです。

ゾーン	区域
水系整備ゾーン	御裏林整備区域
本丸整備ゾーン	本丸北西部整備区域
大手門整備ゾーン	大手門整備区域・二の丸詰門整備区域・扇坂下整備区域
東丸（三の丸）整備ゾーン	東丸（三の丸）外構整備区域・東丸（三の丸）蔵屋敷整備区域
登城路整備ゾーン	登城路整備区域

③植生の調査

本計画の「7-4 修景に関する計画」P.72～76で記載した植生修景方針に基づいて、史跡内の植生調査を行い、調査成果に基づいて植生の整備についての計画を策定します。

植生調査を実施する区域は以下のとおりです。

ゾーン	区域
本丸整備ゾーン	本丸縁辺地整備区域
大手門整備ゾーン	大手門整備区域
東丸（三の丸）整備ゾーン	東丸（三の丸）外構整備区域
登城路整備ゾーン	登城路整備区域・造酒屋敷整備区域

事業スケジュールは、前期、後期、11年以降の3段階を設定します。11年以降のスケジュールについては、後期の最終1～2年を日付に検討します。

表 8-1 事業スケジュール

整備基本計画		前期【R3(2021)～R7(2025)】	後期【R8(2026)～R12(2030)】	次期事業計画
	行事等	植生調査・計画 ●全国都市緑化フェア(R5.4月下旬～6月中旬)予定	実施時期等については、計画の策定までに変更となる場合があります。	歴史整備 景観整備 各種調査
調査	整備に向けた調査	大手門復元関連基礎調査(史料調査・地形測量) 大手門下塙堀調査 萬代土壌発掘調査 萬代下塙堀調査	大手門(大手門・中島池・二の丸前門)周辺調査 大手門石垣削量調査(石垣測量・動能観測)	大手門復元 施工(予定)
整備	【大手門整備ゾーン】 坂下塙堀区域・二の丸前門整備区域・河内島	修景(植生)	修景(植生)	修景(植生)
	【東丸(三の丸整備ゾーン) 【中丸(二の丸)外構整備区域】	設計・施工	設計・施工	設計・施工
	【金城路整備ゾーン】 【本丸整備ゾーン】 【北丸庭園の池整備区域】	修景(植生)	修景(植生)	修景(植生)
	修景(維持管理)			

103 - 104

整備イメージ図 ※現時点での整備イメージ図であり、計画の策定までに変更となる場合があります



図 8-7 整備イメージ図位置図

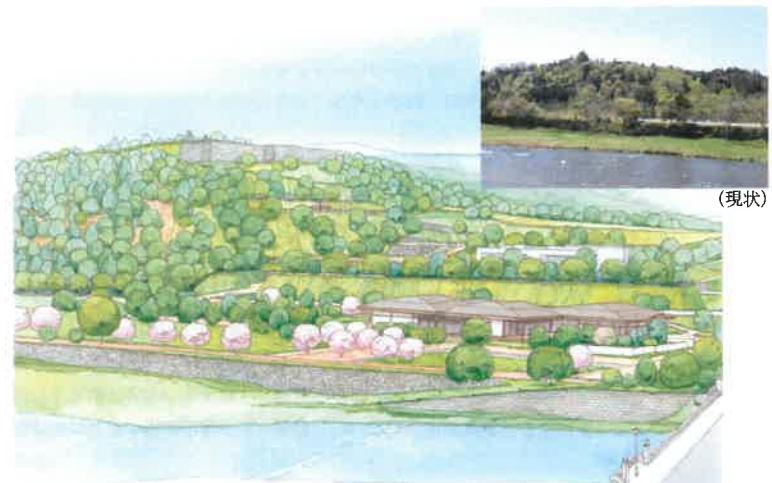


図 8-8 ①広瀬川対岸からの現状と整備イメージ図

参考資料1 関連歴史資産の一覧

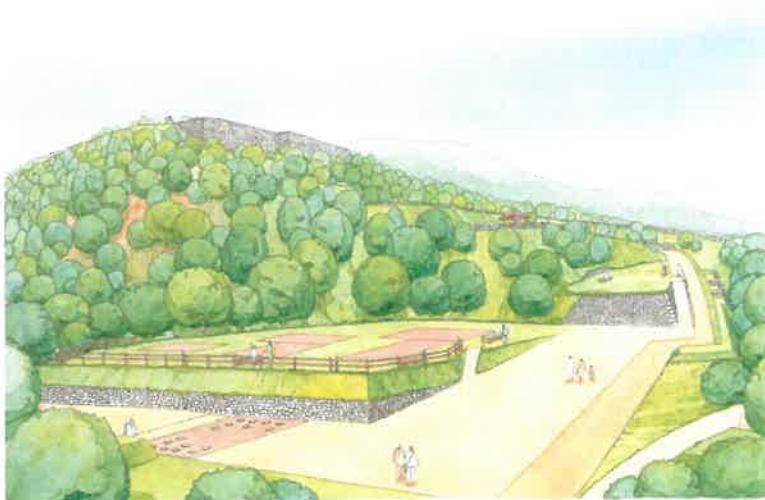


図8-9 ②登城路整備イメージ図



図8-10 ③本丸東側整備イメージ図

【仙台城跡を補完する歴史資産】

経ヶ峯伊達家墓所

所在地：仙台市青葉区靈屋下

藩政時代に仙台藩初代藩主伊達政宗廟・瑞鳳殿、二代忠宗廟・感仙殿、三代綱宗廟・善應殿、九代周宗・十一代斉義・同夫人芝姫の妙雲界廟、五代吉村以降の公子公女のお子様御廟がおかれ、茂ヶ崎の大年寺と共に伊達家の墓所となった。

国宝に指定されていた瑞鳳殿などは仙台空襲により焼失したが、石段・石垣・土壘等や周囲の自然環境は廟墓の姿としてよく保持されており、市指定史跡となっている。

※平成28年度認定 日本遺産「政宗が育んだ伊達な文化」の構成文化財のひとつ

亀岡八幡神社

所在地：仙台市青葉区川内亀岡町62

文治5年（1189）に伊達氏の祖、朝宗^{あさむね}により造営されたのが始まりである。社殿は、度々場所を移し現在地には天和3年（1683）、四代綱村により再建されたが、昭和20年（1945）の戦災により焼失した。

今も残る石段や石鳥居は、往時を偲ぶ貴重な遺構であり、石段は市登録有形文化財、石鳥居は県指定有形文化財となっている。

大崎八幡宮

所在地：仙台市青葉区八幡4丁目6-1

慶長12年（1607）、伊達政宗が旧領の米沢にあった成島八幡宮と大崎氏が崇拝していた現在の大崎市にあった大崎八幡宮を併せて祀った神社である。

本殿・石の間・拝殿 附 棟札1枚は国宝、長床は国指定重要文化財、石鳥居は県指定有形文化財、社務所・旧宮司宿舎・神馬舎は国登録有形文化財、石段は市登録有形文化財となっている。社殿は、本殿と拝殿を石の間でつなぐ権現造の様式であり、権現造としては現存する最古の建物である。

※平成28年度認定 日本遺産「政宗が育んだ伊達な文化」の構成文化財のひとつ

四ツ谷用水（四ツ谷堰）

所在地：仙台市青葉区

本流は、青葉区郷六で広瀬川から取水され、大崎八幡宮の西側から北六番丁通りを東流する。本流から分かれた幾つもの支流は、河岸段丘の地形を利用して城下を流れ、人々の生活を支えていた。総延長は約44kmに及ぶ。近代化と共に支流は暗渠化あるいは埋立てられたが、本流は現在も工業用水として利用されている。また、洗い場跡や旧隧道跡などいくつかの遺構が残る。

西館跡

所在地：仙台市青葉区下愛子

西館は、慶長年間（1596～1615）以降に伊達家家臣・山岸定康が居住し、その後伊達家重臣・茂庭綱元の屋敷となった。寛永13年（1636）の伊達政宗死後、綱元は現在の栗原市に移り、以降西館の屋敷は「西館様」と呼ばれていた政宗の長女・五郎八姫の仮御殿として別荘的な性格を持った。

現在、館跡は畠地・山林となっているが、江戸時代初期の屋敷跡として保存状態は極めて良好であり、市指定史跡となっている。

愛宕神社

所在地：仙台市太白区向山4丁目17-1

愛宕神社は、伊達氏と共に米沢から岩出山を経て寛永末年頃までには仙台の現在地に移ったと考えられる。社殿は、本殿と、近年の幣殿が附属する拝殿からなる。建築年代については、様式手法から見て江戸時代初期頃と考えられる。神社の本殿・拝殿 附 棟札3枚が市指定有形文化財、神門が市登録有形文化財となっている。

大満寺虚空蔵堂

所在地：仙台市太白区向山4丁目17-1

大満寺虚空蔵堂は、万治2年（1659）の建立で、伊達政宗が仙台城造営のために経ヶ峰の北に移したものと、さらに三代藩主綱宗が現在地に移して造営したものである。虚空蔵堂は宝形造、桟瓦葺で全体は朱塗される。

厨子1基と併せて、市指定有形文化財となっている。

茂ヶ崎山伊達家墓所

所在地：仙台市太白区茂ヶ崎1丁目5（無尽灯廟の所在）

仙台市太白区門前町3-22（大年寺の所在）

仙台藩4代藩主伊達綱村は、元禄10年（1697）、後に黄檗宗日本三叢林の一つと称される大年寺を建立し、伊達家の菩提寺とした。綱村の没後、遺言により大年寺山に墓所が設けられ、5代吉村、10代斉宗、12代斉邦と、その夫人たちが葬られ、無尽灯廟と名付けられた。

北目城跡

所在地：仙台市太白区郡山字館ノ内

北目城は、慶長5年（1600）の関ヶ原の合戦時から仙台城に移るまでの間、隣国の上杉氏との闘いにおいて伊達政宗が居城とした城である。

発掘調査では、大規模な堀跡の他、陶磁器や刀剣、伊達家の家紋が入った漆器の椀など多くの遺物が確認された。現在は、宅地や畠、道路等となっている。

若林城跡

所在地：仙台市若林区古城2丁目3

若林城跡は、初代仙台藩主伊達政宗によって寛永4年（1627）～5年（1628）に築かれ、政宗が晩年を過ごした城である。政宗死去後は廢城となる。発掘調査では、表御殿と推定される大型の建物群や、多数の礎石建物跡が検出された。

明治12年（1879）に宮城集治監がつくられ、現在も宮城刑務所として利用されている。

陸奥国分寺薬師堂

所在地：仙台市若林区木ノ下3丁目8-1

陸奥国分寺薬師堂は、伊達政宗が慶長12年（1607）に創建した。内部の厨子は入母屋造、こけら葺で、壁面や扉は彫刻、金箔、飾金具で極彩色に装飾されている。

仙台市内における桃山建築の代表的建造物であり、厨子1基・棟札1枚と併せて国指定重要文化財となっている。

※平成28年度認定 日本遺産「政宗が育んだ伊達な文化」の構成文化財のひとつ

榴岡天満宮

所在地：仙台市宮城野区榴ヶ岡105-3

榴岡天満宮は二代藩主伊達忠宗による東照宮造営の際に、その地にあった天神社を移し、四代藩主綱村が元禄8年（1695）に拝殿を造営する際に本殿・拝殿等を整備したものである。

現在は、唐門だけが当時の姿を留めているとされ、市登録有形文化財となっている。

東照宮

所在地：仙台市青葉区東照宮1丁目6-1

東照宮は承応3年（1654）仙台藩二代藩主伊達忠宗によって創建された。漆塗、金箔、七宝の金具等で装飾され、内陣には絢爛たる彫刻や飾金具、彩色が施されている屋形厨子が安置され、徳川家康像を祀る。

本殿・唐門・透塀・鳥居・隨身門と、厨子1基・棟札1枚・石灯籠34基が、国指定重要文化財となっている。

※平成28年度認定 日本遺産「政宗が育んだ伊達な文化」の構成文化財のひとつ

奥州街道

所在地：（城下南の入口）仙台市若林区河原町1丁目付近から、

仙台市青葉区堤町3丁目付近まで ※仙台城下の範囲

千住宿（東京都足立区・荒川区）から陸奥三厩（青森県東津軽郡外ヶ浜町）に至る街道である。正式な奥州街道は、幕府道中奉行の管轄下にあった白河宿（福島県白河市）までを指すが、しだいに白河宿以北もまとめて奥州街道と称することが多くなった。

仙台藩では、中世に伊達政宗が、仙台城下の東を通っていた街道を城下に移したため、仙台の城下町を南北に縦断する道筋となっている。仙台城大手門から大橋を通り東西に延びる大町通とともに街割の基準となり、街区と屋敷地が区画された。

街道沿いには現在も、江戸時代～昭和初期の建物や寺院仏閣などが点在している。

芭蕉の辻

所在地：仙台市青葉区大町1丁目4

仙台の城下町を南北に通る奥州街道と仙台城から東西に通る大町通が交差する地点の呼称。この地点は、藩の高札が設置されたことから札の辻とも呼ばれ、城下で最もにぎわう場所であった。後に辻の四隅には城郭風の建物が造られ、仙台城下の象徴となっていた。

現在は、北西角の明治安田生命仙台ビルの前に、昭和46年（1971）竣工の「芭蕉の辻」の碑と「江戸 六十九次」「日本橋迄 九十三里」「奥州街道」「津軽 四十五次」「三厩迄 百七里二十二丁」「奥道中」と刻まれた道標が設置されている。

石切丁場推定地

所在地：仙台市青葉区国見

仙台城の石垣に用いた石材は、仙台城下の西郊に位置する国見峠付近（青葉区国見付近）の安山岩質玄武岩（三滝玄武岩ともいう）が用いられたと考えられる。石垣に用いる原石の切出しや加工に関わる作業場（丁

場) があったと考えられ、現在も加工途上の石材が随所に残されている。

石垣町

所在地：仙台市若林区石垣町

寛永 5 年 (1628)、伊達政宗の若林城造営に伴う城下の南東方面への拡張に際して、石垣衆とされた足軽衆の屋敷が置かれたことに由来している。なお、後に石垣衆は、主に建築に従事する御作事方足軽へと改称されている。

現在も若林区石垣町としてその名が残されている。

石切町

所在地：仙台市青葉区八幡 2 丁目

「石切町」は現在の仙台市青葉区八幡 2 丁目の一部の旧町名である。近世における仙台城下のほぼ北西端に位置している。仙台城築城の際に石垣造営に携わった石工職人がかつて住んでいた町と伝えられている。

貞山堀

所在地：仙台市宮城野区・若林区（仙台市内での所在範囲）

塩釜湾から阿武隈川河口までの仙台湾の海岸線に沿って造られた運河である。大きく 3 時期に分けて工事が行われており、最も古いものは阿武隈川と名取川を連絡し水運を開いた「木曳堀」で、政宗が仙台城築城する時に、資材の運搬等に利用されたと考えられている。

現在も治水や利水機能をもつ土木遺産として、市民から親しまれている。平成 23 年 (2011) の東日本大震災で大きな被害を受け、各種の復興事業が行われた。

蒲生御蔵跡

所在地：仙台市宮城野区蒲生

貞山堀のうち、寛文 13 年 (1673) に完成した新舟入新堀に併せて設けられた、年貢米等を一時保管する蔵の跡。年貢は、貞山堀の船溜まりからこの蔵へ運び、更に苦竹御蔵を経由して城下へと輸送された。

船溜りと御蔵跡を対象とした平成 27 年 (2015) の発掘調査では、護岸施設や荷札木簡が確認された。

【日本遺産「政宗が育んだ“伊達な”文化】の構成文化財（主要なもの）】

瑞巖寺

所在地：松島町松島字町内 91 番地

正式名称を「松島青龍山瑞巖円福禪寺」といい、臨済宗妙心寺派に属する禅宗寺院である。9 世紀初頭に開創した天台宗延福寺がその前身であるとされ、13 世紀中頃に臨済宗建長寺派へ改宗し、寺名を円福寺へと改めた。

伊達政宗は、戦国時代を経て衰退した円福寺の復興に力を注ぎ、本堂等を再建した。本堂外観は質素な和様であるが、内部の彫刻・彩色・金具、金地濃彩によって描かれる大小 161 画の襖絵障壁画は、仙台藩お抱え絵師によって描かれる。庫裡の豪華な妻飾りや廊下の構成美も、豪華絢爛たる伊達な文化を表現している。

本堂・庫裏及び廊下・本堂障壁画は国宝、御成門・中門・五大堂は国指定重要文化財、総門は県指定有形文化財となっている。

鹽竈神社

所在地：鹽竈市一森山 1-1

創建年代は明らかでないが、弘仁 11 年 (820) に撰進された『弘仁式』に「鹽竈神を祭る料壱万束」という記述がみられる。

伊達政宗以降、伊達家の篤い崇敬を受け、歴代藩主が神社の「大神主」として祭事を司った。現社殿は四代綱村が元禄 8 年 (1695) に着工し、五代吉村の宝永元年 (1704) に完成したものである。

本殿・拝殿・四足門（唐門）・廻廊・隋神門以下 14 棟と、石鳥居 1 基は、国指定重要文化財となっている。

多賀城跡附寺跡

所在地：多賀城市

多賀城は古代律令国家が造営した陸奥国府である。神亀元年 (724) 大野東人によって創建され、11 世紀中頃まで、古代東北の政治・文化・軍事の中心地としての役割を果たした。平安時代に都の貴族たちは、この地を「みちのく」の名であこがれ、国府の官人だけでなく、幾人もの歌人が歌を詠んでいる。

多賀城跡のほか、附属寺院跡である多賀城廃寺跡や、多賀城との関連が想定される館前遺跡・柏木遺跡・山王遺跡千刈田地区が、国の特別史跡となっている。

参考資料2 中間案に対するパブリックコメントの結果について

1. 実施概要

(1) 実施期間

令和2年11月25日（木）から令和2年12月25日（金）

(2) 周知方法

市政だより及び仙台市ホームページ、仙台市教育委員会ホームページに掲載

市政情報センター、区役所・総合支所、仙台市博物館、地底の森ミュージアム、歴史民俗資料館、仙台城見聞館等にて配布

(3) 意見聴取方法

郵送、ファクス、電子メールによる提出

2. 意見募集結果

(1) 提出者・団体数 34

(2) 意見件数 127

(3) 意見内訳

項目	件数
第1章_計画策定の経緯と目的	1
第2章_計画地の環境	—
第3章_仙台城跡の概要	—
第4章_仙台城跡の本質的価値	—
第5章_仙台城跡および広域関連整備の現状と課題	2
第6章_コンセプトと基本理念・基本方針	1
第7章(7-1)_全体計画および地区区分計画(A水系整備ゾーン)	16
第7章(7-1)_全体計画および地区区分計画(B本丸整備ゾーン)	3
第7章(7-1)_全体計画および地区区分計画(F崖地整備ゾーン)	2
第7章(7-3)_調査等に関する計画	4
第7章(7-4)_修景に関する計画	4
第7章(7-6)_動線計画	7
第7章(7-7)_案内・解説施設に関する計画	9
第7章(7-10)_公開・活用に関する計画	12
第7章(7-11)_管理・運営に関する計画	6
第8章_事業計画	41
その他	19
合計	127

3. 主な意見の内容

①第1章_計画策定の経緯と目的

計画期間の見直しの要望

②第5章_仙台城跡および広域関連整備の現状と課題

広域関連歴史資産の活用と一体的な整備の要望

③第6章_コンセプトと基本理念・基本方針

「政宗ビュー」の用語変更の要望

④第7章(7-1)_全体計画および地区区分計画(A水系整備ゾーン)

水質、動植物等の環境調査の要望／整備への市民参加の要望

⑤第7章(7-1)_全体計画および地区区分計画(B本丸整備ゾーン)

史跡範囲内の私有地について土地所有者との協力と連携の要望

⑥第7章(7-1)_全体計画および地区区分計画(F崖地整備ゾーン)

崖地の保全についての要望

⑦第7章(7-3)_調査等に関する計画

調査範囲の提案

⑧第7章(7-4)_修景に関する計画

植生の伐採や除草の要望

⑨第7章(7-6)_動線計画

動線設定について史跡範囲内の土地所有者との協議の要望／モデルコースの名称変更と、コースの追加の要望／自転車用通路の確保と、園路の追加整備の要望

⑩第7章(7-7)_案内・解説施設に関する計画

各ガイダンス施設の連携の提案／ガイダンス施設への案内表示の追加や展示内容の更新の要望／サイン施設の追加設置の要望

⑪第7章(7-10)_公開・活用に関する計画

仙台城跡の歴史と特性を活かしたイベントの提案／ICTを利用した活用方法検討の要望／学ぶる空間として活用できる整備の要望／出前講座、ガイド活動の要望／各種調査、一部の整備への市民ボランティア参加の提案

⑫第7章(7-11)_管理・運営に関する計画

委員会構成員への仙台市民の追加の要望／仙台城跡整備に向けた新たな組織づくりの提案／関係機関への土地所有者の追加の要望

⑬第8章_事業計画

大手門整備の期間短縮の要望／大手門を含めた周辺の整備の要望／大手門復元の具体的な方法の提案／大手門復元への反対意見／歴史的建造物復元の要望／史跡範囲内の土地所有者との協力と連携の要望

⑭その他

字句の修正等

意見の概要とその対応については、仙台市ホームページで公開しています。（令和3年〇月時点）

（HP アド）

参考資料3 小・中学校アンケートの結果

1. 実施概要

(1) 実施期間

令和2年12月10日（木）から令和2年12月22日（火）

(2) 関連情報の提供手法及び周知方法

仙台市文化財パンフレット第77集「国史跡仙台城跡～伊達政宗が築いた仙台城～」の配布

(3) 意見募集方法

任意の小学校2校の第6学年3クラス、及び任意の中学校2校の第2学年3クラスから、所定の用紙で意見を求めました。

2. アンケート結果

(1) 提出件数

189名（中学生93名、小学生96名）

(2) アンケート集計の概要

意見の概要については、以下のとおりです。

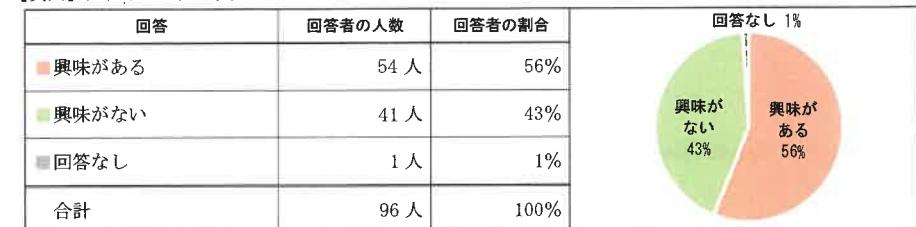
※以下の表とグラフは、アンケート回答者の総数に対して、その回答をした人数と割合を示しています。そのため、複数回答可の質問については、割合の合計は100%ではありません。

①小学生のアンケート結果

問1 仙台市の歴史への興味

（小学生）

【質問】仙台市の歴史に興味がありますか？



【分析】

仙台市の歴史について、興味があると回答した生徒が半数をわずかに上回っているが、興味がないと回答した生徒も43%と半数近く数えられ、仙台市に暮らしながらも郷土の歴史に関心がない生徒が多くみられる。将来、文化財の保存と活用を担う若い世代に対して、仙台城跡を含めた仙台市の歴史の魅力を発信し関心を得られる取組が求められる。

問2 仙台城（青葉城）の知名度

（小学生）

【質問】仙台城または青葉城という名前を聞いたことがありますか？



問3 仙台城を見聞きする手段

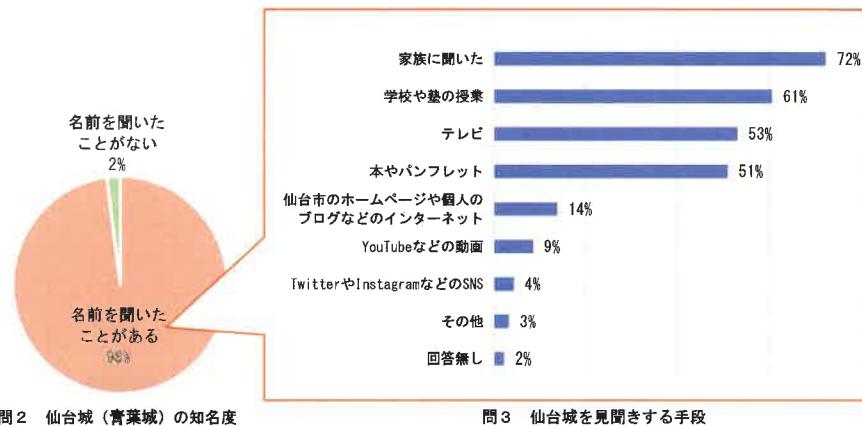
（小学生）

【質問】問2で「聞いたことがある」と答えた方は、何で聞いたり見たりしましたか。（複数回答可）

回答	回答者の人数	回答者の割合
家族で聞いた	68人	72%
学校や塾の授業	57人	61%
テレビ	50人	53%
本やパンフレット	48人	51%
仙台市のホームページや個人のブログなどのインターネット	13人	14%
YouTubeなどの動画	8人	9%
TwitterやInstagramなどのSNS	4人	4%
その他	3人	3%
回答無し	2人	2%

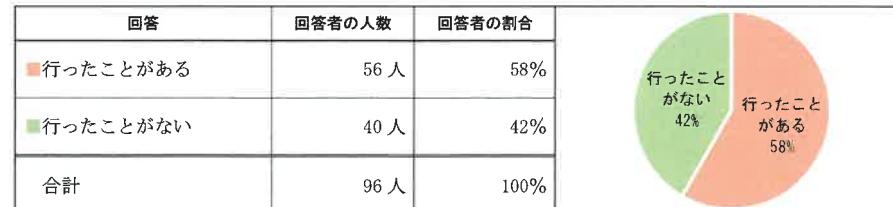
【分析】

仙台城（青葉城）の名称を聞いたことがあると回答した 98%の生徒のうち、その手段として家族に聞いたという回答が最も多く、インターネットやソーシャルネットワーキングサービス（以下：SNS）で知ったという回答が少ない結果となっている。情報機器の普及は小学生にも及ぶが、仙台城の情報を自発的に得る機会は少ないようである。問1で見られた歴史への関心の結果も一部で表れており、生徒が仙台の歴史に興味をもち、自発的に仙台城跡の情報を得るような情報発信方法が求められている。



問4 博物館または東北大学植物園への訪問の有無

【質問】仙台市博物館または東北大学植物園に行ったことがありますか？



問5 伊達政宗像への来訪手段

（小学生）

【質問】仙台城跡にある伊達政宗の像まで行ったことがありますか？（複数回答可）

回答	回答者の人数	回答者の割合
歩いて行ったことがある	63人	66%
行ったことがない	20人	21%
車で行ったことがある	19人	20%
バスで行ったことがある	8人	8%
自転車で行ったことがある	6人	6%
回答なし	2人	2%

【分析】

全体の 66%の生徒が徒歩で伊達政宗像まで行ったことがあると回答しており、歩行者の利便性に配慮した、安全で快適な園路と案内・解説施設の設置が求められる。

問6 仙台城の魅力

（小学生）

【質問】仙台城跡に行ってみてどんなところが良かったですか？（複数回答可）

回答	回答者の人数	回答者の割合
本丸跡から見る景色がきれいだった	66人	87%
自然が多くて気持ちよかった	22人	29%
お城らしくて楽しかった	20人	26%
特になかった	2人	3%

【分析】

仙台城を訪れた生徒の 87%が本丸跡から見る景色がきれいだったと回答しており、本丸跡からの眺望は仙台城跡の魅力となっている。一方でお城らしさを感じる生徒は 26%に留まっている。自由意見では「お城の跡ではなく、お城がみたかった」という意見も得られ、仙台城の本質的価値を顕在化し、城郭らしいと感じじうが求められる。

問7 仙台城跡に不足しているもの

(小学生)

【質問】仙台城跡に行ってみてどんなところが悪かったですか？(複数回答可)

回答	回答者の人数	回答者の割合
特になかった	47人	62%
城の建物がなくてつまらなかった	19人	25%
車が近くを走っていて危ないと感じた	5人	7%
回答なし	4人	5%
自然が多くてお城らしくなかった	0人	0%

【分析】

仙台城を訪れた生徒の62%が、現状の仙台城跡に対して悪い点は特に感じていないという回答が得られた一方で、城の建物がなくてつまらなかったという回答が全体の25%の生徒から得られ、歴史的建造物の復元は仙台城跡の魅力向上に繋がると考えられる。自由意見では「城についての説明がなかった」という意見もあり、案内・解説施設の充実化やユニバーサルデザインを考慮した内容の見直し等が求められる。

問8 仙台城跡に求められる将来像

(小学生)

【質問】仙台城跡がこれからどうなったらい行きたいと思いますか？(3つ選択)

回答	回答者の人数	回答者の割合
昔の仙台城にあった建物などを再現して実際に見ることができる	42人	44%
バーチャルリアリティ(VR)などが増えて、昔のお城の景色を見ることができる	34人	35%
草木を整えてお城らしくなり、今は行くことができない場所も散歩できる	31人	32%
昔のお城にいた人の服を着たり、昔の方法でお皿を作るなどの体験ができる	23人	24%
夜に仙台城跡を散歩出来たり、イベントに参加できる	22人	23%
発掘調査に参加することができる	20人	21%
食べたり飲んだりするイベントに参加できる	18人	19%
説明看板が増えてお城の事を詳しく知ることができる	17人	18%
今ままがいい	5人	5%
仙台城跡を案内してくれる人と、一緒に見学することができる	1人	1%

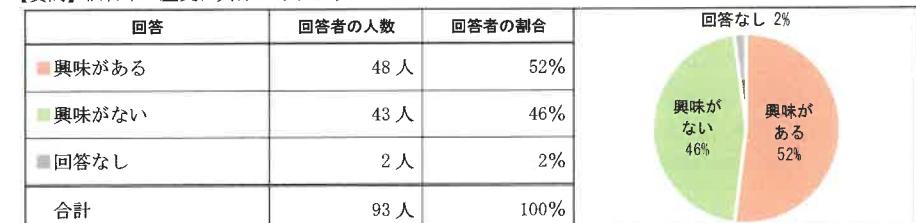
【分析】

本来の仙台城跡の姿を見ることができる整備を望む回答が多く得られ、植生修景について望む回答も32%得られている。各種イベントの実施についてもそれぞれ約20%の回答が得られたが、仙台城跡のガイドについては1%の回答しか得られず、小学生も楽しみながら学べるガイド活動の展開が求められる。

②中学生のアンケート結果

問1 仙台市の歴史への興味

【質問】仙台市の歴史に興味がありますか？



【分析】

仙台市の歴史に興味があると回答した生徒が半数をわずかに上回る結果であり、小学生と比較しても割合の変化はほとんど見られない。小学生と同様に、仙台城跡を含めた仙台市の歴史の魅力を発信し関心を得られる取組が求められる。

問2 仙台城（青葉城）の地名度

(中学生)

【質問】仙台城または青葉城という名前を聞いたことがありますか？



問3 仙台城を見聞きする手段

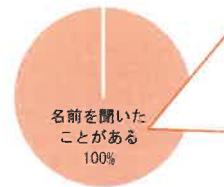
(中学生)

【質問】問2で「聞いたことがある」と答えた方は、何で聞いたり見たりしましたか？(複数回答可)

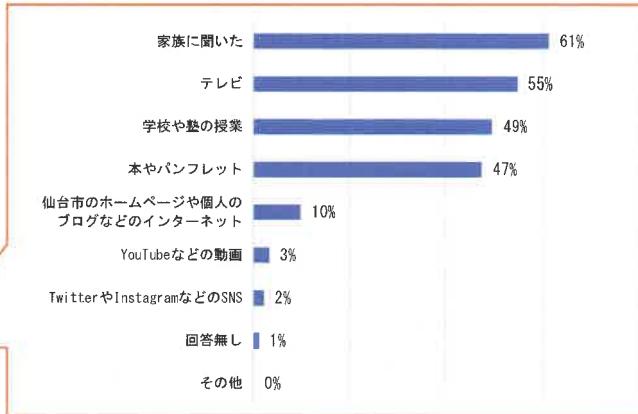
回答	回答者の人数	回答者の割合
家族に聞いた	57人	61%
テレビ	51人	55%
学校や塾の授業	46人	49%
本やパンフレット	44人	47%
仙台市のホームページや個人のブログなどのインターネット	9人	10%
YouTubeなどの動画	3人	3%
TwitterやInstagramなどのSNS	2人	2%
回答無し	1人	1%
その他	0人	0%

【分析】

回答者の割合は小学生と同様の傾向が見られ、家族に聞いたと答えた生徒が 61%と最も多く、次いでテレビや学校・塾の授業、本・パンフレットで知った生徒の割合も高いものであった。一方で、関心の低さから情報機器によって自発的に仙台城を知る割合は低く、仙台城について関心を得られる取組みを行い、インターネットを用いた情報発信も積極的に行っていく必要がある。



問2 仙台城（青葉城）の知名度



問3 仙台城の名を見聞きする手段

問4 仙台市博物館または東北大学植物園への訪問の有無

(中学生)

【質問】仙台市博物館または東北大学植物園に行ったことがありますか？



問5 伊達政宗像への来訪手段

(中学生)

【質問】仙台城跡にある伊達政宗の像まで行ったことがありますか？(複数回答可)

回答	回答者の人数	回答者の割合
行ったことがない	30人	32%
歩いて行ったことがある	24人	26%
車で行ったことがある	23人	25%
バスで行ったことがある	17人	18%
回答なし	4人	4%
自転車で行ったことがある	2人	2%

【分析】

伊達政宗の像まで行ったことがないと回答した生徒は 32%と多い結果となっている。来訪手段については小学生と比較すると徒歩の割合が減り、車やバスの割合が高くなっている。

問6 仙台城跡の魅力

(中学生)

【質問】仙台城跡に行ってみてどんなところが良かったですか？(複数回答可)

回答	回答者の人数	回答者の割合
本丸跡から見る景色がきれいだった	35人	56%
自然が多くて気持ちよかった	23人	37%
お城らしくて楽しかった	16人	25%
特になかった	11人	17%
回答なし	2人	3%

【分析】

小学生と同様に景色がきれいだったと感じた割合が最も多かったが、割合は約 60%と減少している。一方で、特になかったという回答が増えており、現在の仙台城跡に魅力を感じていない生徒も少なくはない。自由記述では「夜の政宗像のライトアップがきれいだった」といった意見もあり、夜間の公開活用を含めた魅力の創出および発信について検討する必要がある。

問7 仙台城跡に不足しているもの

(中学生)

【質問】仙台城跡に行ってみてどんなところが悪かったですか？(複数回答可)



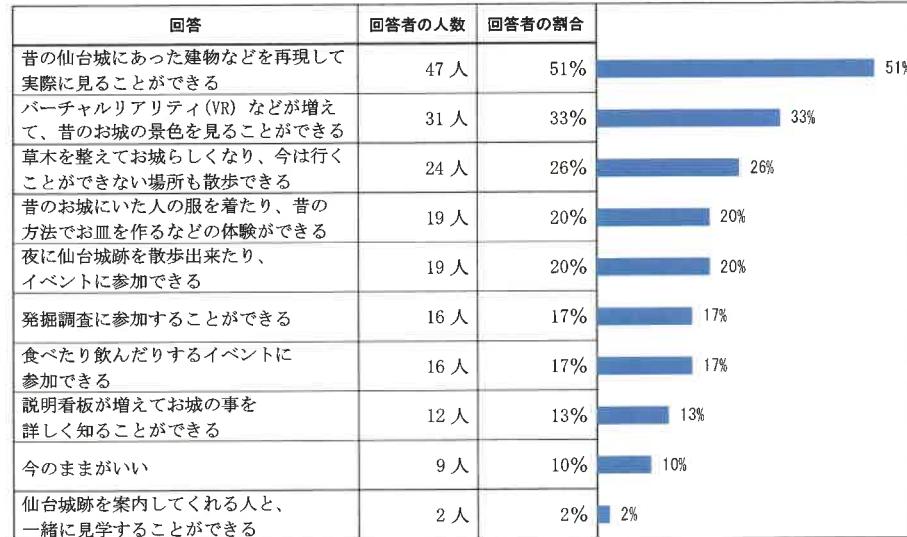
【分析】

小学生と同様、城郭らしさを示す建造物が不足していると感じる生徒が多く、歴史的建造物の復元が仙台城跡の魅力向上につながると考えられる。また小学生に比べ、車両通行に危険性を感じた生徒が増加しており、安全な園路整備も求められる。自由意見では来訪時の利便性や快適さについての意見があり改善が求められている。

問8 仙台城跡に求められる将来像

(中学生)

【質問】仙台城跡がこれからどうなったら行きたいと思いますか？(3つ選択)



【分析】

小学生と比較して割合の増減はあるものの、ほぼ同様の結果となっている。多くの生徒が本来の仙台城跡の姿を顕在化したお城らしい姿を望み、イベントの開催についてもそれぞれ約20%回答が得られている。仙台城のガイドについても同様で回答率は低く、若い世代のニーズに合わせた整備と公開活用が求められる。

小学生用アンケート票

仙台城跡についてのアンケート

小学生のみなさまへご質問

みなさんが暮らしている仙台の歴史地で、今から100年くらい前に伊達宗長が建てた仙台城(花巻城)の周りの山(城山)が始まります。仙台城を守るために山をつくって、城山をつくった仙台城跡は現在でもまだ残っています。しかし、仙台城跡には花巻や(花巻駅)など、お城をかることがなかなかできないほど難しくなっています。そこで、仙台城跡を歩くのが難しくなったときに、花巻駅まで歩いて来てもらいたいです。なぜかといふと、花巻駅はお城跡のすぐ近くで、花巻駅で電車に乗ればお城跡まで歩いて来ることができます。花巻駅はお城跡のすぐ近くで、花巻駅で電車に乗ればお城跡まで歩いて来ることができます。

(1) 仙台の歴史に興味がありますか？(あてこぼる好きなことを聞いてください)

- 1 兴味がある
- 2 興味がない

(2) 仙台城跡は豪華城という名前を聞いたことがありますか？

(6つある肢度)で評んでください

- 1 聞いたことがあります
- 2 今日初めて聞いた

(3) (2)で聞いたことがある」と答えた方は、何で聞いたり見たりしましたか？

(あてこぼる好きなことを聞いてください)

- 1 家族・親しい人
- 2 本やDVD・ネット
- 3 実際の城跡
- 4 テレビ
- 5 YouTubeなどの動画
- 6 TwitterやFacebookなどのSNS
- 7 前回のホームページや資料がきっかけ
- 8 仙台城跡を買った本
- 9 お隣の公園で見かけた
- 10 今自分がいるところ

(4) 仙台市博物館または東北大学植物園に行ったことがありますか？

(あてこぼる数字)をひらめんください

- 1 行ったことがあります
- 2 行ったことがない

(5) 仙台城跡にある伊達政宗の墓まで行ったことがありますか？

(あてこぼる数字)で開んでください

- 1 行ってましたことがあります
- 2 自転車で行ったことがあります
- 3 車で行ったことがあります
- 4 歩いたことがあります
- 5 行ったことがない(8)

(6) 仙台城跡に行ってみて、どんなところが良かったですか？

(教えてほしいことを書いてください)

- 1 美味しいご飯を食べました
- 2 お城跡で遊んでいました
- 3 木や草がたくさんありました
- 4 人が多くて混んでいました
- 5 他の人に会って話すことができました

(7) 仙台城跡に行ってみて、どんなところが悪かったですか？

(教えてほしいことを書いてください)

- 1 お城跡が駄目でした
- 2 お城跡が駄目でした
- 3 木や草がたくさんありました
- 4 人が多くて混んでいました
- 5 他の人に会って話すことができませんでした

(8) 仙台城跡がこれからどうなったら行きたいと願いますか？

(教えてほしいことを書いてください)

- 1 お城跡が駄目でした
- 2 お城跡が駄目でした
- 3 木や草がたくさんありました
- 4 人が多くて混んでいました
- 5 他の人に会って話すことができませんでした
- 6 食事場所をもっとつくりたい
- 7 食事場所をもっとつくりたい
- 8 お城跡が駄目でした
- 9 お隣の公園で見かけた
- 10 今自分がいるところ

仙台城跡についてのアンケート

(5) 仙台城跡にある伊達政宗の像まで行ったことがありますか?

(あてはまる数を1~2で囲んでください。複数回答可)

- 1 仙台城跡へ行ったことがあります。
 2 仙台城跡へ行ったことがない。
- (1) 仙台の歴史に興味がありますか? (あてはまる数を1~2で囲んでください。)
 1 興味がある。
 2 興味がない。
- (2) 仙台城跡に興味ありますか? (あてはまる数を1~2で囲んでください。)
 1 聞いたことがあります。
 2 今日初めて聞いた。
- (3) (2)で「聞いたことがあります」と答えた方は、何で興味になりましたか?
 (あてはまる数を1~2で囲んでください。複数回答可)
- 1 家族が来た。
 2 本やDVD。
 3 国立公園の説明。
 4 テレビ。
 5 市民文化などの活動。
 6 TwitterやInstagramなどのSNS。
 7 仙台市公式ホームページや動画のYOUTUBE等。
- (4) 仙台市博物館または東北大学博物園を行ったことがありますか?
 (あてはまる数を1~2で囲んでください。)
 1 行ったことがあります。
 2 行ったことがない。

～ご参考用語～

(5) 仙台城跡における伊達政宗の像まで行ったことがありますか?

(あてはまる数を1~2で囲んでください。複数回答可)

1 等いで行ったことがあります。

2 仙台城跡を行ったことがあります。

3 遊んで行ったことがあります。

4 行ったことがない。(※)

(6) 仙台城跡を行つてみて、どんなところが趣かつたですか?

(複数回答可)

1 おもしろい感じでした。

2 自然が多くて気持ちよかったです。

3 木造建築を見る感覚がいたしました。

4 古いところはなかなかない。

■ その後に感じたこと(がれは自由に記入ください)

(7) 仙台城跡に行つてみて、どんなところが趣かつたですか?

(複数を○で囲んでください。複数回答可)

1 仙台城跡が趣くてつまらなかった。

2 仙台城跡が多くておもしらしくなかった。

3 仙台城跡を走つてないと感じた。

4 感じよいところはなかった。

■ その後に感じたこと(がれは自由に記入ください)

(8) 仙台城跡に行つてこれからどうなつたら行きたいと思ひますか?

(3つの選択で、番号を○で囲んでください)

1 お手入れで、誰も見てほんでもいい。

2 お手入れで、物語などを伝承して物語を見たい。

3 お手入れで、誰も知らない、ほんとうにできない場所で散歩できる。

4 お手入れで、お施設を整えて、お施設の事を詳しく知ることができる。

5 仙台城跡を守りて、これまでの人と、一緒に見守ることができる。

6 お手入れで、お施設を整えて、ヘンリートに紹介できる。

7 お手入れで、仙台城跡をより、皆の方法で楽しむことができる。

8 お手入れで、人の運営を省省たり、皆の方法で楽しむことができる。

9 お手入れに参加することができます。

10 今よりもいい。

■ その他の 思いつくことを自由に書いてください。

参考資料4 計画内の用語説明

難解な用語

用語	説明	初出ページ
AIシーライ T C T	Information and Communication Technology 「ヒトとヒト」「ヒトとモノ」それぞれの間で情報や知識を共有すること。	92
浚渫	水底の土砂をすくい取ること。	53・54
のりかた 法肩	法面の最上端。	90
法面	自然斜面、または山を削ったり盛土したりすることにより作られる人口斜面のこと。	61・62
露頭	地層が土や植物に覆われないで直接地表に現れているところ。	87
移徙	貴人が転居することを敬っていう語。	17

文化財の保存・活用・整備に関する用語

用語	説明	初出ページ
構成要素	史跡指定地に存在し、史跡を構成している要素のこと。史跡の適切な活用を図るためにには、構成要素を確実に把握し、史跡の指定理由にそぐわない構造物等は、基本的に指定地外への移設または撤去となる。	41
サイン	案内板・解説板等のこと。	3
史跡	文化財保護法では、「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅、その他の遺跡で、わが国にとって歴史上または学術上価値の高いもの」のうち重要なものと規定されている。 地方自治体が国に申請し、文部科学大臣が指定する。	1
日本遺産	地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーのこと。ストーリーを語る上で不可欠な文化財群を活用し、地域活性化を図ることを目的としている。市町村が申請し、「日本遺産審査委員会」の審議結果を踏まえて、文化庁が認定する。	6
便益施設	休憩施設やトイレ等、利用者が快適に過ごすための施設のこと。	3

歴史的用語・考古学の用語

用語	説明	初出ページ
板碑	石材を板状に加工し、仏を表す梵字の種子、仏像などを刻んだ供養塔。	17
岩切城合戦	観応元年(1350)に奥州管領として派遣された吉良貞家と畠山國氏の対立に始まった戦い。岩切城主の留守氏は畠山氏に味方するが、吉良氏方の軍勢に追い込まれ岩切城・新田城は落城した。	17
埋門	城の石垣や土塀、築地などの下方を低く切り抜いてつくった小門。裏門として用いる。	37

追廻 <small>おいわし</small>	藩政時代に仙台藩士が馬術訓練のため馬を乗りまわした馬場のあった場所。馬に関わる役人の屋敷や厩舎なども置かれていた。	9
御清水 <small>おすいすい</small>	仙台城本丸西側にあつた深沢の谷頭付近から湧き出る清水で、仙台城本丸の重要な水源であった。	51
懸造 <small>かけづくり</small>	本丸の東辺にあつた場所に崖に突き出して造られた数寄屋風書院造の建造物。来客の接待にも使用された。	18
搦め手 <small>なづめて</small>	城の裏口。	37
切石積み <small>きりいし積み</small>	表面を四角形などに整形した石材を積み上げる石垣の技法。「切込ハギ」とも称される。	36
切通 <small>きりどおし</small>	山や丘などを削って切り開いた道路。	37
近世城郭 <small>きんせいじょうがく</small>	織田信長の安土城～江戸時代にかけて築かれた。多くは天守をもつ石造りの城である。	1
勤政厅 <small>きんせいちょうどう</small>	戊辰戦争後、28万石となつた新封仙台藩の政治の場(藩庁・役所)のこと。仙台城二の丸の建物を使用した。廢藩置県後は養賢堂が県庁となりその機能を担つた。	18
曲輪 <small>くくるわ</small>	城館を構成する平場。周囲は石垣・土塁や堀、切岸などで区画される。「郭」とも記され、近世では「丸」を付けて称されることが多い。	12
虎口 <small>とらぐち</small>	城や曲輪の出入り口。通常は敵の侵入を妨げる工夫が施される。	17
こけら葺 <small>こけら葺き</small>	薄い木材板(板厚2～3ミリ)を用いて施工する板葺きの屋根。	参考資料
権現造 <small>ごんげんづくり</small>	参詣者が供物をささげる幣殿等で本殿と拝殿を繋いだ建築様式の建物のこと。	参考資料
東北鎮台 <small>とうほくちんだい</small>	明治4年(1871)に政府が仙台に設置した軍隊。はじめは東北鎮台といい、国分町の外人屋に置かれたが、のちに仙台城二の丸に移転し、明治6年に組織が改変され、仙台鎮台と名称を変えた。のちの第二師団。	18
礎石跡 <small>そせきあと</small>	建築物の柱を支える石があつた跡。	36
豊堀 <small>とよぼり</small>	斜面と同じ方向に上から下に向かって設けられた空堀。豊土塁と同じく、斜面における敵の横方向への動きを制約するためのもの。	17
土塁 <small>どり</small>	土を土手上に積み上げた防護施設。「土居」「土手」とも称される。	20
縄張 <small>のうばり</small>	城の平面プランまたはそれを設計すること。	17
野面積み <small>のひら積み</small>	自然石や荒く割った石材を、あまり加工せずに積み上げる石垣の技法。	36
破損方会所 <small>はざんかふくわいしょ</small>	城の建物の破損した箇所を道具で修理する施設。	18
平城 <small>ひらじゆ</small>	平地に建てられた城。	21
普請 <small>ふしけん</small>	石垣や土塁、堀の構築、曲輪の造成などの土木工事全般をいう。	17
堀切 <small>ほりきり</small>	尾根や台地を切断する形で設けられた空堀。	20
水堀 <small>みずぼり</small>	水を引き入れ湛えた堀。	9
桃山建築 <small>とうさんけんちく</small>	(情報ご提供いただき次第記入)	参考資料
山城 <small>やまじろ</small>	険しい山の地形を利用して山頂・山腹などに築かれた城。	17

自然科学の用語

用語	説明	初出ページ
亜炭 <small>あたん</small>	炭。地質学では亜炭とよぶ。浅い地層にあり、比較的やわらかい。	12
海洋性気候 <small>かいようせいきこう</small>	気温の年変化・日変化が小さく、一年中温暖で湿度が高い。	11
更新統 <small>こうしんとう</small>	更新世の地層。更新世は、人類の出現した時期で、約258万年～1万700年前の期間。	11
鮮新統 <small>せんしんとう</small>	鮮新世の地層。鮮新世は約533万3000年前～約258万年前の期間。	11
天然更新 <small>てんねんこうしん</small>	天然の力を利用した林木の保護方法。自然に落下した種子などから樹木を発生させることで、森林の再生を図る。	38
二次林 <small>じにじりん</small>	人為的、自然災害などによって森林が破壊されたあとに土中に残った種子等が生長することで形成された森林。	13

